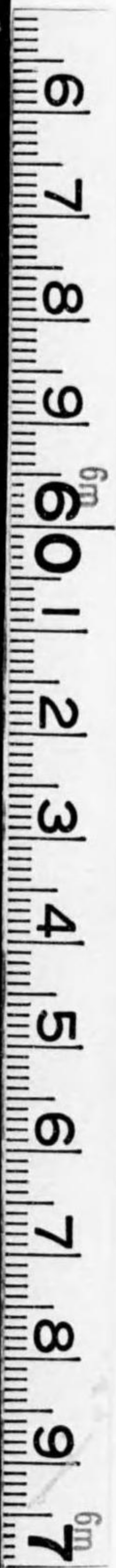


0815
Y76
⑦



始



081.5
Y76



山崎正董編

横井小楠遺稿

東京日新書院刊行



6. 6
1. 7

厚 橫 縱
一 三 四
寸 寸 寸
八 分 五 分
(曲尺)

深 橫 縱
一 三 六
寸 寸 寸
四 分 一 分 三 分
(曲尺)

厚 橫 縱
一 二 三
寸 寸 寸
四 分
(曲尺)

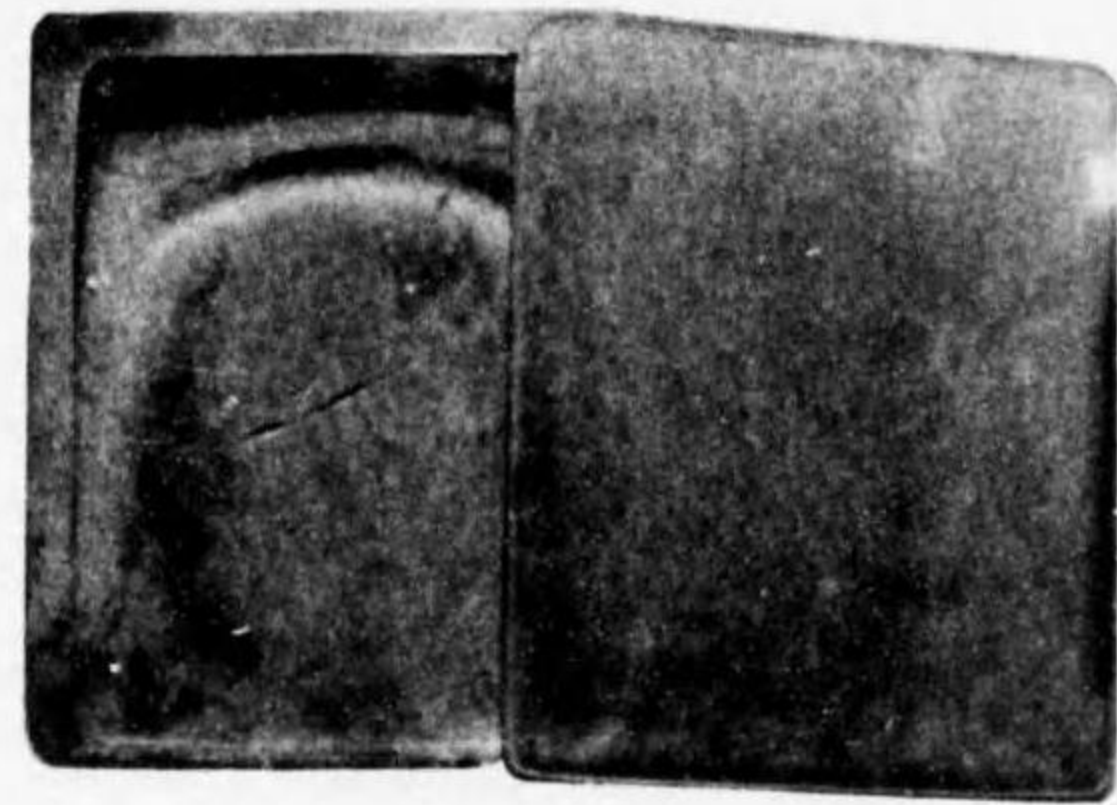
石印
銅印

石印
銅印

石印
銅印

石印
銅印

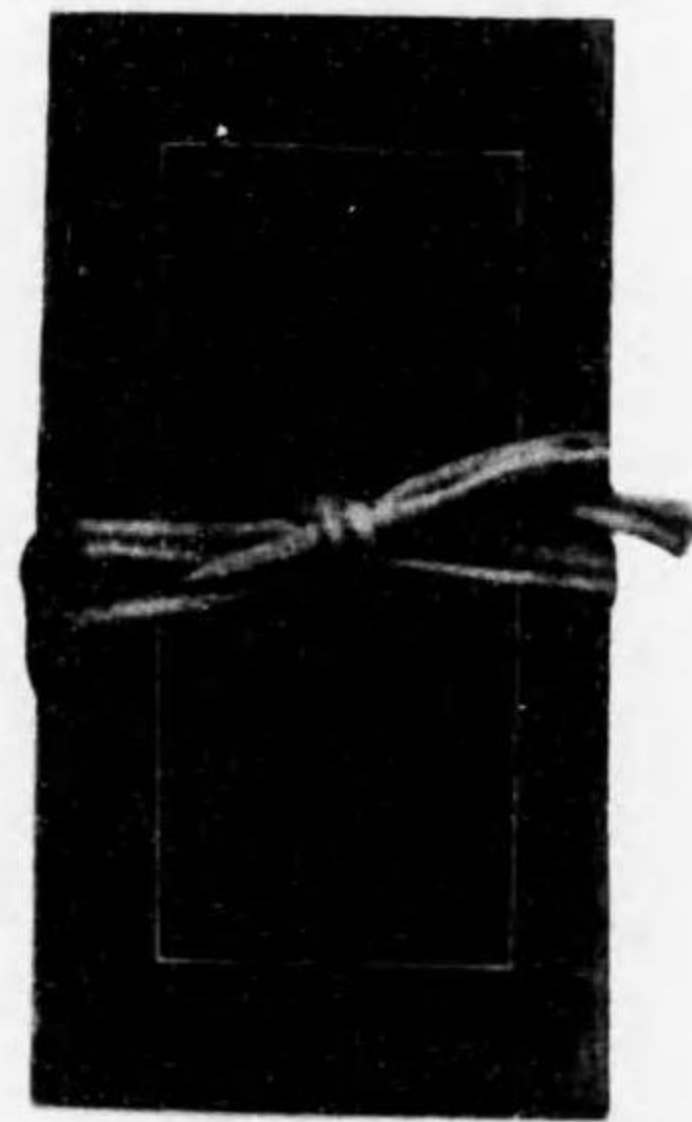
石印
銅印



硯石



硯銅



箱文



矩印び及章印

具房文の愛遺楠小井横

辨 辨 刻
四 三 一
七 七
五 八 (曲具)
六 七

辨 辨 辨
六 三 一
七 七 四 (曲具)
三 一 七
六 七 六

辨 辨 刻
三 二 一
七 七
四 七 (曲具)
七 七

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

楠
主 小
堂

之 橫
章 存

時 橫
存 井

佳 四
興 時

不 明
計 其
其 道
効

密 文
察 理

漁 沼
隱 山

有
何
心

之 橫
印 存

主 小
人 楠

存 橫

堂 小
主 楠

主 雖
人 無

時 橫
存 井



(大實) 譜印の楠小井横

謝 和 共 音	謝 文 音 章	謝 主 小 堂
文 濟 照 察	即 不 其 情 並 其 故	四 卦 却 興
謝 文 音 昭	音 回 心	岳 巖 山 巖
	謝 音	小 主 齋 人
謝 和 共 音	謝 主 無 人	小 堂 齋 主

888
第3

陳言一則

昭和十三年の春、山崎正董博士の大著『横井小楠』の世に出づるや、豫期以上の驪迎を受け、今や絶版となりて、江湖の需要は底止する所を知らず。これ普及版の刊行已む可からざる所以である。『横井小楠』は、其上卷を傳記篇とし。普及版に於いては、聊か其繁を削りたり。下卷を遺稿篇となし。普及版に於いては、更に前者に比すれば、新たに得られたる資料若干を加へた。

x

x

x

元來最初に小楠遺稿の刊行せられたるは、明治二十二年にして今を去ること實に五十四年、右は小楠先生の嗣子横井時雄君の依頼に應じ、予の父徳富一敬、予の叔父江口高廉、及び予主として其事に當つた。然

も其の資料は、山崎博士の本著に比すれば、寔に貧弱であつたと申しても差支無い。

本著遺稿篇は第一論著、第二建白、而して其の最も大なるものを第三書簡とし、第四詩文、第五談録、第六講義及び語録を以つて終りとす。即ち現在に於いて知り得可き先生の遺稿は、殆んどこれに罄たりといふも過言で無い。山崎博士の努力寔に多大と云はねばならぬ。

横井小楠先生は、曾つて藤田東湖に與ふる詩中に、『吾輩從來非文士』と云ふてゐる。これは先生壯年時代の句であるが、一生を通じて、先生は固より文士たるを屑しとせざる俊傑であつた。されば其の上書、建白、詩文及び書牘に至る迄、悉く皆な達意を以つて之を一貫してゐる。故

に先生の遺稿中より、所謂文學的價値を發見せんとするは、寔に困難にして、先生の志も亦た茲に存してゐなかつた。

且つ先生の時務に對する經綸は、大概對症投藥にして、病去れば藥も亦た去る可きを旨義としてゐた。勝海舟先生が『最も横井小楠先生に敬服したる事は、何時も時務に關する意見を語る毎に、必らず今日迄のところでは』といふ條件を附けて置く事である』と云つた。即ち横井先生は、『達人能明了。渾順天地勢』と云ふた通り、世局が時々刻々變化し去る時に於いて、決して執一の見を以つて之を律する能はざること、百も承知してゐた。活眼を以つて活機を見、活機を見て活務に應ずることが、先生の最も得意とする所であつた。

従つて其の論策、建白の如きも、必らず其時と場所とに該當するものを以つてした。茲に先生遺稿の特色がある。言ひ換ゆれば先生は最

も善き意味に於いての臨機應變者である。即ち君子は時に中すとは夫れ先生の謂歟。然も其の千變萬化の中に自ら一貫したる先生の主義精神は存在してゐる。それは即ち政治の倫理化である。若くは政治の極致は道義であるといふ、一個の信念である。

先生の上書建白の類は何れも意到り筆從ひ、明朝暢達である。然も先生の辯舌は更にこれ以上に有力であり、同時に有效であつたものと察せらるゝ。何人も先生を前に置いて、先生の意見を聴く時に於いては、表裏透徹、豁然として貫通せざるは無かつた。曾つて木戸孝允が先生を評して『舌劍』と云つたのは、彼自らこれを實驗したるの言であらうと思はるゝ。

前にも云ふた如く、先生は自ら文士たることを屑しとせず、従つて其の詩文の如きも、皆な志を言ひ、情を暢ぶるに止まつてゐた。併し先生は熊本に於いては時習館の居寮長となり、又た藩命を以つて江戸に遊學した。されば其の少壯時代には其の本旨とするところは、山崎闇齋流の朱子學一點張りであつたとしても、傍ら記誦詞章の學に及したるもの鮮くない。即ち壯時の作の如きを見れば、其詩は往々王漁洋の痕跡がある。又た先生の漢文も、恐らくは清朝人に負ふところが少くなかつたらう。現に先生の手澤本としては、侯朝宗、魏叔子、汪堯峯の三文あり、又た湯潛庵の遺稿もある。又た先生が自ら方望溪の文集を手寫せられたるものもある。中年以後の先生の詩は、從横自在、唯だ意の趨くところ、情の發するところに従つて成りたるものであらう。然も先生の本領を知らんと欲すれば、これに如くものは無い。而して其詩

も亦た超然高舉、これを古人に求むれば、邵康節の『伊川擊壤集』を聯想せしむるものがある。

普及版成るに際し、山崎博士は予に向つて其の遺稿に一言を題せんことを徵せらる。誼辭す可からず。仍つて疾を力め、所見の一端を掲げて之に應ふ。

昭和十七年六月十五日

八十叟 蘇峰 迂人

凡例

- 一、本書は昭和十三年明治書院より刊行せる『横井小楠』下巻遺稿篇を多少訂正追補して翻刻せるもの。
- 二、本書は論著建白類書簡詩文談録講義及び語録の六類より成り―最後の二類は他人の筆記したもので小楠の自記ではない―既刊『小楠遺稿』中「小楠先生小傳」及び「中根雪江日録」を除ける外の内容に著者の蒐集したる遺稿及び關係文書を加へたものである。此の内小楠の書簡特に宿許に寄せたものは細かい家事に互つたり内容の重複したりせるものが頗る多くて繁瑣の嫌はあるが、一面には當時の出來事や小楠の行動性情等を知り得るので、編者の目に觸れたものは一も捨てずに収録した。
- 三、小楠の遺稿及び關係文書に於て
 - イ、意味不明の點や妥當ならざる用語や誤字脱字宛字衍字などあるも、原文に従ひて訂正を加へず其の右側にその由を註記指摘した。
 - ロ、原文のままなるはマヽ、原文の讀み難きものには(不明)(蟲喰)(破れ)(磨滅)などの傍註によりて其の由を示した。

凡例

- ハ、姓名略稱特殊な事情關係方言等にも必要ある場合は註を加へた。
- ニ、文字の常用活字にある限りは原體を存するも、已むを得ない場合は正字を用ひた。
- ホ、假名は全部平假名に統一して國定教科書所用の字體を用ひ、又今日ならば假名であるべきところへ^か敷^も茂^て而^は者^はなどの漢字を用ひてあるのは假名に改めたが、たゞ之を用ひたるは文の體裁上や其の他の理由にて多くは原の儘にした。
- 四、参照の爲に挿入した文書は時には本文の記事と重複したり時には叙述の聯絡を傷ぶ恐もあるが、他日精深なる小楠傳を編纂する人に史料の一助ともなり且は材料保存のためにもならうかと載録し、なほ其等には活字の組方に若干の用意を加へた。
- 五、文にも詩にもすべて句讀點一二つ以上の名詞及び語句のならべる時はその間々に・點―を付し、假名交り文に於て濁點あるべきには之を付した上に漢文と漢詩には讀者の理解し易き爲に返り點をつけた。
- 六、興趣を添へんが爲に小楠及び其の他諸家の筆蹟並に諸種の圖書を多數に挿入した。
- 七、假名文字にて記せる西洋の人名には其の右側に、地名には其の左側に縦線を施し、又編者の文中の書名には『』を、詩文などの題目には「」を加へた。
- 八、本書中記載の年月はすべて大陰曆で、年齢は滿年法によらず舊慣の數へ年に依つた。
- 九、日本書翰の通例として公の書翰にても年の記入がない。本書に收めたものは其の内容

を考究して力めて之を推定したが、遂に不明に終つたものもある。「書簡」の年月日の推定されたのは其の順に列舉し、不明なるものは其の後に集めて之を掲げた。

一〇、小楠と某と往復の書簡に於て其の紙に直ちに行間加筆で返信されてあるのには活字の大小を反對に―例へば小楠の行間に書いた返信を往信よりも大きな字に―した場合もある。又小楠に來た書簡を参照の爲に出したのには「某々より」として之を區別した。

一一、小楠の遺稿にして其の筆を執つた動機の正確に分かつたものには説明を加へ、「論著」及び「建白類」の標題にも編者が適當に之を付したるものが少なくない。

一二、右説明文中に於ける人名にはすべて尊稱と敬語を省略した。なほ人名を時には本名を、時には通稱を、時には雅號を用ひたりして區々である。又説明文中に『横井小楠傳』とあるは既刊『横井小楠』上卷傳記篇の普及版として日新書院より發刊せるもの。

一三、本書は或は所藏文書の閲覽を許されたり或は寄書によりて有益なる材料を惠まれた方々に負ふ所甚だ大である。一々其の芳名を列舉せざるもこゝに謹んで感謝の意を表する。

目次

題 簽 扉・背(德富蘇峰)

陳 言 一 則 (德富蘇峰)

凡 例

第一 論 著

一、	學校問答書	一
二、	文武一途の説	八
三、	夷虜應接大意	二
四、	陸兵問答書	一四
五、	海軍問答書	一九
六、	國是三論	二九
	(天) 富國論	二九
	(地) 強兵論	四一
	(人) 士道	四九
七、	處時變議	五七

目

次

一

八、海外の形勢を説き併せて國防を論ず……………三三

(附)時務策……………六五

(天) 節儉の政を行ふべき事……………六五

(地) 貨殖の政を止むる事……………七〇

(人) 町方制度を付る事……………七四

第二 建 白 類……………八一

(甲) 肥後藩に……………八一

一、銅鐵の事に就て言上の條々……………八一

(乙) 福井藩に……………八五

二、藩主に呈する書……………八五

三、朋黨の病を建言す……………八六

四、兩閣老上京に付建言……………八七

五、國是十二條……………八八

六、新政に付て春嶽に建言……………九三

七、方今の勢四條……………九六

(丙) 幕府に……………九七

八、國是七條……………九七

九、幕府は朝廷に對し君臣の義を明らかにすべし……………九八

一〇、外交問題に關して……………九九

(丁) 朝廷に……………一〇〇

二、中興の立志七條……………一〇〇

三、會津・仙臺の處置に關しての御諮詢に答ふ……………一〇三

(附)時務私案……………一〇三

(イ) 議事の制に就きての案……………一〇三

(ロ) 處務案……………一〇三

(ハ) 服制案……………一〇四

第三 書 簡……………一〇七

天保十年……………一〇七

一、兄左平太へ(十一月二十五日)……………一〇七

天保十一年……………一一〇

一、木下宇太郎へ(二月二十四日)……………一〇

木下宇太郎より(二月二十四日)……………一一

三、木下宇太郎へ(二月二十五日)……………一二

木下宇太郎より(二月二十五日)……………一三

四、木下宇太郎へ(二月二十六日)……………一四

木下宇太郎より(二月二十六日)……………一六

弘化四年……………一七

五、長野藩平へ(八月二十二日)……………一七

嘉永元年……………一九

六、徳富萬熊へ(十月九日)……………一九

嘉永二年……………二一

七、長岡監物へ(閏四月十一日)……………二一

長岡監物より(閏四月十三日)……………二三

八、長岡監物へ(閏四月十五日)……………二三

長岡監物より(閏四月十五日)……………二五

九、本庄一郎へ(別啓書前)(八月十日)……………二六

本庄一郎より(嘉永三年四月十一日)……………二三

嘉永三年

……………二三

一〇、三寺三作へ(五月十三日)……………二四

三寺三作より(二月十八日)……………二八

二、徳富熊太郎へ(六月九日)……………四〇

徳富熊太郎より(六月六日)……………四〇

三、藤田東湖へ(六月十九日)……………四二

嘉永四年

……………四八

三、藤田東湖へ(二月十五日)……………四八

四、兄左平太嫂清子へ(二月二十八日)……………五〇

五、長岡監物へ(五月六日)……………五一

六、城野静軒へ(七月二日)……………五五

七、吉田悌藏へ(七月十四日)……………五六

八、吉田悌藏へ(十月朔日)……………五七

九、岡田準介外二名へ(十月一日)……………五八

一〇、立花壹岐へ(十二月五日)……………六〇

嘉永五年

- 一、岡田準介へ(正月十五日)……………一六三
- 二、吉田悌藏へ(正月十五日)……………一六四
- 三、坂本格井上司馬太郎へ(正月十五日)……………一六五
- 四、吉田悌藏へ(三月二十五日)……………一六八
- 五、吉田悌藏へ(別啓書簡)(四月)……………一七〇
- 六、吉田悌藏へ(別啓書簡)(五月二十一日)……………一七三
- 七、野村淵藏へ(七月十日)……………一七四
- 八、岡田準介へ(七月十日)……………一七六
- 九、吉田悌藏へ(七月十一日)……………一七七
- 一〇、伊藤莊左衛門へ(八月五日)……………一八〇
- 一一、吉田悌藏へ(十一月十日)……………一八一
- 一二、矢島源助へ(十二月二十五日)……………一八三

嘉永六年

- 一、澤田良藏へ(正月十五日)……………一八四
- 二、吉田悌藏へ(四月三日)……………一八八

- 三、伊藤莊左衛門へ(四月十四日)……………一九〇
- 四、岡田準介へ(五月三日)……………一九一
- 五、伴圭左衛門へ(五月七日)……………一九三
- 六、吉田悌藏へ(五月十一日)……………一九五
- 七、吉田悌藏へ(七月十三日)……………一九八
- 八、矢島源助へ(七月十九日)……………二〇〇
- 九、江口純三郎へ(八月二日)……………二〇一
- 一〇、伊藤莊左衛門へ(八月七日)……………二〇三
- 一一、藤田東湖へ(八月十五日)……………二〇四
- 一二、鈴木主税吉田悌藏へ(八月十七日)……………二〇六
- 一三、鈴木主税吉田悌藏へ(九月二十六日)……………二〇七
- 一四、吉田悌藏へ(追啓書簡)(十月二十五日)……………二〇八
- 一五、吉田悌藏へ(十二月十八日)……………二〇九

安政元年

- 一、岡田準介へ(三月十四日)……………二一〇
- 二、荻角兵衛へ(四月七日)……………二一一
- 三、吉田悌藏へ(四月二十五日)……………二一三

五、吉田悌藏へ（九月二十日）……………二二四
 五、吉田悌藏へ（別啓書簡）（十二月十日）……………二二八
 五、伊藤莊左衛門へ（十二月二十三日）……………二二九

安政二年

四、立花壹岐へ（三月二十日）……………二二〇
 五、伊藤莊左衛門へ（八月十日）……………二二三
 五、立花壹岐へ（九月十七日）……………二二三
 五、立花壹岐へ（十一月三日）……………二二六

安政三年

五、立花壹岐へ（五月十五日）……………二三四
 五、伊藤莊左衛門へ（七月十三日）……………二三七
 六、立花壹岐へ（十一月十日）……………二三八
 六、吉田悌藏へ（十二月二十一日）……………二三九
 六、村田巳三郎へ（十二月二十一日）……………二四一

安政四年

六、立花壹岐へ（二月十三日）……………二四六

六、池邊藤左衛門へ（五月二十五日）……………二四八
 六、村田巳三郎へ（六月一日）……………二四九

安政五年

六、越前の大坂留守居役へ（三月三日）……………二五一
 六、吉田悌藏・村田巳三郎へ（三月三日）……………二五三
 六、櫻井純藏へ（四月三日）……………二五三
 六、橋本左内へ（四月十一日）……………二五四
 七、橋本左内へ（五月八日）……………二五五
 七、横井牛右衛門へ（六月十五日）……………二五七
 七、下津休也・荻角兵衛・元田傳之丞へ（六月十八日）……………二六〇
 七、横井牛右衛門・同久右衛門へ（七月十六日）……………二六三
 七、宿許へ（七月二十九日）……………二六七
 七、永嶺仁十郎へ（八月八日）……………二六八
 七、嘉悦市太郎外三名へ（八月二十五日）……………二七三
 七、宿許へ（九月三十日）……………二七五
 七、宿許へ（十一月九日）……………二七六
 七、嘉悦市之允へ（十二月十九日）……………二七八

安政六年 二七九

八〇、宿許へ(五月十四日) 二七九

母より(六月二十四日)

..... 二八〇

八一、嘉悦市太郎へ(五月二十二日) 二八一

八二、宿許へ(追啓書簡)(五月二十七日) 二八三

八三、宿許へ(六月十九日) 二八四

八四、宿許へ(七月二日) 二八五

八五、宿許へ(七月八日) 二八七

八六、宿許へ(七月二十五日) 二八八

八七、萩角兵衛へ(八月四日) 二九一

八八、甥左平太倫彦へ(八月四日) 二九三

八九、姪逸子へ(八月五日) 二九四

九〇、宿許へ(八月五日) 二九五

九一、大木三作へ(八月二十六日) 三〇〇

九二、榊原幸八へ(九月十一日) 三〇一

九三、下津休也萩角兵衛へ(十月十五日) 三〇三

九四、長谷部甚平外五名へ(十二月二十三日) 三〇四

萬延元年 三〇六

九五、宿許へ(四月十九日) 三〇六

九六、熊本同社中へ(四月十九日) 三〇八

九七、宿許へ(五月一日) 三一六

九八、宿許へ(五月五日) 三一七

九九、富田源助へ(五月十一日) 三一八

一〇〇、榊原幸八へ(七月二十九日) 三一九

一〇一、矢島惣助へ(八月二十日) 三二一

一〇二、宿許へ(九月六日) 三二三

一〇三、加藤藤左衛門平瀬儀作へ(九月十五日) 三二七

一〇四、宿許へ(九月二十九日) 三二八

一〇五、宿許へ(十月五日) 三三三

一〇六、嘉悦市太郎へ(十月十八日) 三三四

一〇七、萩角兵衛へ(十月二十五日) 三三五

一〇八、宿許へ(十一月二十八日) 三三八

一〇九、宿許へ(十二月一日) 三四一

一一〇、宿許へ(十二月八日) 三四四

二一、宿許へ(十二月二十五日)……………三四五

文久元年……………三四七

二三、荻角兵衛元田傳之丞へ(正月四日)……………三四七

二四、嘉悦市之允へ(正月二十六日)……………三五二

二五、嘉悦市太郎へ(二月九日)……………三五二

二六、荻角兵衛へ(二月二十五日)……………三五三

二六、宿許へ(三月九日)……………三五五

二七、横井牛右衛門へ(四月十九日)……………三五七

二八、城野靜軒へ(六月六日)……………三六〇

二九、在熊社中へ(六月十六日)……………三六一

三〇、城野靜軒へ(六月二十二日)……………三六三

三一、宿許へ(七月二日)……………三六三

三二、城野靜軒へ(八月八日)……………三六八

三三、吉田平之助へ(八月十日)……………三六九

三四、勝海舟へ(八月十四日)……………三七〇

三五、勝海舟へ(八月十七日)……………三七一

三六、江口純三郎へ(十一月二十八日)……………三七三

三三、十時攝津立花壹岐へ(十二月朔日)……………三七三

文久二年……………三七五

三六、中根靱負へ(正月十五日)……………三七五

三九、中根靱負へ(八月二十五日)……………三八〇

四〇、宿許へ(閏八月八日)……………三八〇

四一、宿許へ(閏八月二十五日)……………三八三

横井大平より母と兄へ(閏八月二十四日)……………三八五

四二、宿許へ(九月十日)……………三八六

四三、宿許へ(九月晦日)……………三八九

四四、嘉悦市之進へ(十月二十三日)……………三九〇

四五、宿許へ(十二月九日)……………三九三

四六、宿許へ(十二月十六日)……………三九四

四七、吉田平之助へ(十二月十九日)……………三九五

四八、宿許へ(十二月二十一日)……………三九六

四九、元田永孚へ(十二月二十二日)……………四〇〇

文久三年……………四〇一

五〇、宿許へ(正月十二日)……………四〇一

一四、宿許へ(正月二十八日).....四〇三

一四、宿許へ(二月七日).....四〇五

一四、宿許へ(三月九日).....四〇七

一四、宿許へ(三月二十日).....四一〇

一四、宿許へ(五月二十四日).....四一一

 内藤泰吉より小楠宿許へ(五月二十二日).....四一三

一四、在熊社中へ(五月二十四日・二十六日).....四一五

一四、長谷部甚平・三岡八郎へ(五月).....四二四

一四、在熊社中へ(六月六日).....四二五

一四、村田巳三郎・青山小三郎へ(六月十四日).....四二七

一五、嘉悦市之進外二名へ(六月十五日).....四二八

一五、宿許へ(六月十七日).....四三〇

一五、宿許へ(六月二十四日).....四三三

一五、嘉悦市之進・安場一平へ(七月四日).....四三五

一五、岡部豊後へ(八月十一日).....四三六

 横井時雄より岡部廣へ(明治三十九年九月二日).....四三七

一五、勝海舟へ(十一月三日).....四三八

元治元年

勝海舟より(元治元年正月二十五日).....四三九

一五、勝海舟へ(四月四日).....四四一

一五、嘉悦外三名へ(四月十二日).....四四三

一五、甥左平太太平へ(七月二十八日).....四四四

 左平太より(八月二十六日).....四四五

一五、勝海舟へ(八月六日).....四四八

一五、甥左平太太平へ(十一月七日).....四四九

一五、勝海舟へ(十一月十日).....四五〇

 勝海舟より(慶應元年正月二十日).....四五二

慶應元年

一五、岩男俊貞・野々口爲志へ(五月二日・七日・十三日).....四五三

一五、甥左平太太平へ(六月十五日).....四五八

一五、甥左平太太平へ(八月二十七日).....四六〇

 左平太より(八月二十二日).....四六〇

一五、在長崎同社中へ(別啓書簡)(八月二十七日).....四六三

慶應二年.....四六六

一六、 青山小三郎へ(三月二日) 四六六

一七、 彌富千左衛門へ(六月五日) 四六七

一八、 毛受鹿之助へ(七月三日) 四六八

一九、 彌富千左衛門へ(七月二十九日) 四七一

二〇、 勝海舟へ(八月三日) 四七三

 勝海舟より(七月十一日) 四七三

二一、 元田永孚へ(八月三日) 四七六

二二、 甥左平太太平へ(八月八日) 四七七

二三、 毛受鹿之助へ(別啓書簡)(八月十一日) 四八五

二四、 彌富千左衛門へ(八月十九日) 四八六

二五、 高崎兵部へ(十月十九日) 四八六

二六、 甥左平太太平へ(十二月七日) 四八八

二七、 毛受鹿之助へ(十二月十日) 四九三

二八、 元田永孚へ(十二月十一日) 四九六

二九、 元田永孚へ(十二月十九日) 四九七

慶應三年 四九八

一〇、 村田巳三郎外四名へ(正月三日) 四九八

一一、 本多修理中根鞆負へ(正月十日) 四九九

一二、 松平源太郎へ(正月十四日) 五〇一

一三、 甥左平太太平へ(四月二十七日) 五〇二

一四、 甥左平太太平へ(六月十五日) 五〇五

一五、 甥左平太太平へ(六月二十六日) 五〇七

一六、 元田永孚へ(七月十一日) 五〇九

一七、 松平源太郎へ(九月十二日) 五一〇

一八、 安場一平へ(十一月三日) 五一一

一九、 山田五次郎へ(十一月三日) 五一一

二〇、 安場一平へ(十一月六日・八日) 五一四

明治元年 五一五

二一、 甥左平太太平へ(正月三日) 五一五

二二、 竹崎律次郎へ(正月十三日) 五一七

二三、 志内半兵衛へ(三月二十一日・二十二日) 五一八

二四、 宿許へ(四月二十日) 五二八

二五、 宿許へ(閏四月十三日) 五三〇

二六、 宿許へ(閏四月十九日) 五三一

一七、宿許へ(閏四月二十六日).....五三三
 一八、米田虎之助へ(閏四月二十八日).....五三四
 一九、宿許へ(五月十日).....五三〇
 二〇、彌富千左衛門矢野大玄へ(五月十日).....五三二
 二〇一、宿許へ(五月二十四日).....五三四
 二〇二、宿許へ(六月六日).....五三七
 二〇三、米田虎之助へ(六月十日).....五三九
 二〇四、副島二郎へ(六月十五日).....五四〇
 二〇五、宿許へ(七月三日).....五四〇
 二〇六、宿許へ(七月十二日).....五四三
 二〇七、宿許へ(七月十八日).....五四四
 二〇八、宿許へ(八月二日).....五四六
 二〇九、宿許へ(八月六日).....五四八
 二一〇、宿許へ(八月九日).....五五一
 二一一、宿許へ(八月十四日).....五五三
 二一二、宿許へ(九月十日).....五五五
 二一三、甥左平太太平へ(九月十五日).....五五七

二四、宿許へ(九月十六日).....五六五
 二五、宿許へ(九月二十日).....五六八
 二六、彌富千左衛門矢野大玄へ(九月二十一日).....五七一
 二七、彌富千左衛門最勝へ(九月二十五日).....五七三
 二八、三岡八郎へ(十月四日).....五七四
 二九、立花登岐へ(十月四日).....五七五
 立花登岐より(十月四日).....五七六
 三〇、宿許へ(十月五日).....五七七
 三一、宿許へ(十月九日).....五七九
 三二、立花登岐へ(十月十四日).....五八二
 三三、宿許へ(十月二十五日).....五八二
 三四、宿許へ(十月二十八日).....五八四
 三五、宿許へ(十一月四日).....五八六
 三六、宿許へ(十一月十二日).....五八八
 三七、宿許へ(十一月二十一日).....五九二
 三八、宿許へ(十一月二十九日).....五九四
 三九、寺倉秋堤へ(十二月九日).....五九六

二〇〇、宿許へ(十二月十日).....五九七
 二〇一、福岡孝弟へ(十二月十三日).....六〇〇
 二〇二、宿許へ(十二月二十日).....六〇〇
 二〇三、宿許へ(十二月二十六日).....六〇三
 二〇四、元田永孚へ(十二月二十七日).....六〇四
 以下年代不明の分.....六〇五

二〇五、立花主計へ.....六〇五
 二〇六、立花壹岐へ.....六〇九
 二〇七、立花壹岐へ.....六一一
 二〇八、立花壹岐へ(別啓書簡).....六一三
 二〇九、小河彌右衛門へ.....六一四
 二一〇、鴻雪爪へ.....六一九
 二一一、中根靱負へ.....六二〇
 二一二、中根靱負へ.....六二〇
 二一三、中根靱負へ.....六二一
 二一四、中根靱負へ.....六三一
 二一五、中根靱負へ.....六三一

二一六、中根靱負へ.....六三二
 二一七、半井南陽へ.....六三三
 二一八、岡田準介へ.....六三三
 二一九、城野静軒へ.....六三四
 二二〇、伊藤太多次へ.....六三五
 二二一、伊藤太多次へ.....六三六
 二二二、德永和左衛門伊藤莊左衛門へ.....六三七
 二二三、河瀬安兵衛へ.....六三八
 二二四、佐藤松喜へ.....六三九
 二二五、彌富千左衛門へ.....六三九
 二二六、彌富千左衛門へ.....六三〇
 二二七、彌富千左衛門へ.....六三〇
 二二八、彌富千左衛門へ.....六三一
 二二九、彌富千左衛門へ.....六三一
 二三〇、彌富千左衛門へ.....六三二
 二三一、彌富千左衛門へ.....六三三
 二三二、彌富千左衛門へ.....六三三

二二三、彌富千左衛門へ……………六三四

二三四、湯地丈右衛門へ……………六三四

二三五、湯地丈右衛門へ……………六三五

二三六、湯地丈右衛門へ……………六三五

二三七、湯地丈右衛門へ……………六三六

二三八、湯地丈右衛門へ……………六三七

二三九、湯地丈右衛門へ……………六三七

二四〇、湯地丈右衛門へ……………六三七

二四一、湯地丈右衛門へ……………六三八

二四二、荻角兵衛へ……………六三九

二四三、荻角兵衛へ……………六三九

二四四、荻角兵衛へ……………六四〇

二四五、元田永孚へ……………六四一

二五六、元田永孚へ……………六四二

二五七、元田永孚へ……………六四二

二五八、元田永孚へ……………六四三

二五九、元田永孚へ……………六四四

二六〇、元田永孚へ……………六四五

二六一、元田永孚へ……………六四六

二六二、横井牛右衛門へ……………六四八

二六三、横井久右衛門へ……………六四八

二六四、嘉悦氏房へ……………六四九

二六五、矢島源助へ……………六五〇

二六六、竹崎律次郎へ……………六五一

二六七、竹崎律次郎へ……………六五一

二六八、竹崎律次郎へ……………六五二

二六九、竹崎律次郎へ……………六五二

二七〇、竹崎律次郎へ……………六五三

二七一、竹崎律次郎へ……………六五三

二七二、竹崎律次郎・矢島源助・徳富太多助へ……………六五四

二七三、河瀬典次へ……………六五五

二七四、竹崎新次郎へ……………六五六

二七五、竹崎新次郎へ……………六五六

二七六、徳富熊太郎へ……………六五七

二八〇、元田永孚へ……………六四五

二八一、元田永孚へ……………六四六

二八二、横井牛右衛門へ……………六四八

二八三、横井久右衛門へ……………六四八

二八四、嘉悦氏房へ……………六四九

二八五、矢島源助へ……………六五〇

二八六、竹崎律次郎へ……………六五一

二八七、竹崎律次郎へ……………六五一

二八八、竹崎律次郎へ……………六五二

二八九、竹崎律次郎へ……………六五二

二九〇、竹崎律次郎へ……………六五三

二九一、竹崎律次郎へ……………六五三

二九二、竹崎律次郎・矢島源助・徳富太多助へ……………六五四

二九三、河瀬典次へ……………六五五

二九四、竹崎新次郎へ……………六五六

二九五、竹崎新次郎へ……………六五六

二九六、徳富熊太郎へ……………六五七

元七、伊藤莊左衛門へ……………六五九

元八、伊藤莊左衛門へ……………六五九

元九、伊藤莊左衛門へ……………六六〇

三〇、伊藤莊左衛門へ……………六六一

三一、伊藤莊左衛門へ……………六六二

三二、伊藤莊左衛門へ……………六六三

三三、伊藤莊左衛門へ……………六六四

三四、伊藤莊左衛門へ……………六六五

三五、淺田和三郎へ……………六六六

第四 詩文

(甲) 文……………六六九

一、貞觀治績政要一書可考而論其最要者不知在何事……………六六九

二、擇將帥論……………六七〇

三、與友人論岳忠武書……………六七二

四、明太祖論……………六七四

五、劉裕論……………六七五

六、秦時論……………六七六

七、尊氏論……………六七八

八、楠正行論……………六七九

九、豐臣太閤論(上下)……………六八〇

一〇、石田三成論……………六八四

一一、嫦娥奔月論……………六八五

一二、貴穀賤貨策……………六八六

一三、讀諸葛武侯傳……………六八七

一四、讀漢紀……………六八八

一五、讀島原志……………六八九

一六、讀黃仲本朋友說……………六九〇

一七、讀鎖國論……………六九二

一八、恭題泰勝公和歌卷後……………六九三

一九、題見聞私記後……………六九四

二〇、題犬追物圖後……………六九六

二一、湯文正公遺稿跋……………六九六

二二、會澤正志書幅書後……………六九八

二三、五樂園詩鈔題言……………六九九

二四、甲斐宗運傳……………六九九

二五、藤崎八幡社經堂記……………七〇一

二六、友岡氏家祖祠堂記……………七〇四

二七、墨湧石記……………七〇三

二八、九十歲硯記……………七〇五

二九、白雪樓記……………七〇六

三〇、一日亭記……………七〇七

三一、吐月軒記……………七〇八

三二、雖無小室記……………七〇九

三三、自拔石山至浣布溪記……………七一〇

三四、記南湖夜泛……………七一一

三五、送澤子寬重遊學江戸序……………七一一

三六、送某公巡檢鎮西序……………七二三

三七、送長野立大序……………七二四

三八、擬朝鮮國王書……………七二六

三九、擬上某相公書……………七二六

四〇、小野某墓表……………七二八

四一、木野君墓表……………七二八

四二、池邊憲里墓表……………七三〇

四三、矢島忠左衛門の配三村氏碑陰の記……………七三一

四四、龍 喻……………七三三

四五、李語書後……………七三三

四六、書與宗家横井次郎吉之語……………七三四

四七、内藤泰吉に告ぐる語……………七三五

四八、送左大二姪洋行……………七三六

四九、南朝史稿……………七三六

(附錄)

(一) 元田東野著「答問管見」批評……………七七一

(口) 元田東野著「私議」批評……………七七二

(ハ) 荻昌國著「近思錄說」批評……………七七五

(ニ) 荻昌國著「孟子說」批評……………七七七

(水) 元田東野「贈梁川星巖書」批評……………七七七

(乙) 漫 錄

一、戊戌雜誌(寓館雜誌)……………七七九

二、遊學雜志……………七九八

三、遊歷聞見書……………八二三

四、同姓應對一件の扣……………八四六

五、小園樂事……………八五三

(丙) 詩……………八五四

一、東游小稿……………八五四

二、小楠堂詩草……………八七一

三、雜詩……………八九三

第五 談 錄……………八九七

一、沼山對話……………八九七

二、北越土産……………九一四

三、沼山閑話……………九三一

第六 講義及び語錄……………九三一

一、講義……………九三一

(イ) 學而之章……………九三一

(ロ) 賈誼……………九三三

(ハ) 陳平……………九三四

二、語錄……………九三七

(附) 聖學問答……………九四四

第七 追 加……………九四九

建 白 類……………九四九

一、攘夷三策……………九四九

書 簡……………九五二

二、藤田東湖へ(嘉永六年四月十七日)……………九五三

三、池邊藤左衛門へ(安政三年一月十九日)……………九五六

四、半井南陽へ(文久元年六月八日)……………九五九

五、酒井外記外二名へ(文久元年十二月五日)……………九六〇

圖版目次

一、横井小楠の印譜(別刷石版)……………卷頭

二、横井小楠遺愛の文房具(別刷玻璃版)……………卷頭

三、小楠自筆「學校問答書」の第一頁……………二

四、小楠自記「時務策」の第一頁……………六六

五、長岡護美『小楠遺稿』題詩……………七〇

六、小楠自筆「國是七條」……………九八

七、小楠自記の「七條」……………一〇一

八、元田東野『小楠遺稿』跋文……………一〇六

九、小楠より木下宇太郎への書簡……………一一一

一〇、木下宇太郎より小楠への書簡……………一一一・一一三

一一、長岡監物より小楠への書簡……………一二三・一二五

一二、小楠より本庄一郎への別啓書簡の最初の部分……………一三六

一三、小楠より藤田東湖への書簡(最初と最後の部分)……………一四四・一四五

一四、小楠より城野靜軒への書簡……………一五四・一五五

一五、小楠より吉田悌藏への書簡……………二二四・二二五

一六、小楠より橋本左内への書簡……………二五四・二五五

一七、小楠より勝海舟への書簡……………三〇六・三七一

一八、江戸遭難の日吉田平之助に寄せたる小楠の手簡……………三九六

一九、小楠より長谷部三岡への手簡……………四二五

二〇、勝海舟より小楠への書簡……………四四〇・四四一

二一、明治大帝の御英姿を謹記して宿許に寄せたる小楠の書簡……………五三四・五三五

二二、小楠の恵比壽切を宿許に送る文……………五九一

二三、小楠より河瀬典次への受取書……………六五五

二四、勝海舟『小楠遺稿』序文……………六六八

二五、『湯文正公遺稿』の表紙と最終頁の小楠自筆跋文……………六九七

二六、三寺三作に與へたる小楠の筆蹟……………七三三

二七、小楠の二甥送別語……………七三六

二八、小楠自記「南朝史稿」の第一頁……………七三七

二九、元田東野著「答問管見」の末尾に記せる小楠の評語……………七七二

三〇、元田東野「贈梁川星巖書」の小楠評語……………七七八

三一、小楠手記『寓館雜誌』の第一頁……………七九

三二、小楠手記『遊學雜誌』の第一頁……………七八

三三、小楠自記『同姓應對一件の扣』の第一頁……………八四六

三四、小楠手記『小園樂事』……………八五三

三五、『東遊存稿』の第一頁……………八五四

三六、小楠自記『小楠堂詩草』の第一頁……………八七一

三七、鴻雪爪の筆蹟……………八九〇

三八、『元田東野詩稿』卷尾に於ける小楠自筆の詩……………八九四

三九、由利公正より横井時雄への書簡の後半部……………九三〇

四〇、『聖學問答』の第一頁……………九四四

横井小楠遺稿

山崎正董編

論著

學校問答書 嘉永五年三月



本書は嘉永五年福井藩にて學校を興さんと議ありて、其の制を遙かに小楠に問ふたに對して答へたものである。

問云、政事の根本は人才を生育し風俗を敦するに有之候へば、學校を興し候は第一の政にて候哉。

答云、和漢古今明君出給ひては必先學校を興し玉ふことにて候。然るに其跡に就て見候に、學校にて出類の人才出候ためし無之、况哉是より教化行れ風俗敦相成候事見へ不申。先漢土にて見候に、漢・唐・宋・明の賢人君子と被稱候人、大學生より被出候は無之候。唐太宗大學を興し生徒八千人の夥しきを被集候へ共、此八千人の中より一人の人才出不申、徒に盛成る虚名に歸し申候。且當今天下列藩何方

も學校無^レ之所は無^レ之候。然るに章句文字をもてはやし候迄の學校にて、是又一向人才の出候勢無^レ之

學校問答書

問政事の振か入るは生者 亂俗を教する者之
以て學校の興 必其第一の政事也
先王の遺教を奉りて 必先學校を興ぐ
其の法 其跡を以て 學校を興ぐ人
先王の遺教を奉りて 必先學校を興ぐ
其の法 其跡を以て 學校を興ぐ人
先王の遺教を奉りて 必先學校を興ぐ
其の法 其跡を以て 學校を興ぐ人

小楠自筆「學校問答書」の第一頁 (徳富蘇峰蔵)

候。是其跡かたちを以て見候事にて、其然る所以は嚴斗有^レ之事にて、深く考へずんばあるべからず候。

和漢古今學校の跡かたちは然る事に候。然に是は學問と政事と二に離れ候より、學校は讀書所に相成無用の俗學に歸し

候。今明君出玉ひて此弊習を深しめしめし、學政一致の道に心を置き給ひて學校を興し人才を生育風俗を教せんと志し玉は、可^レ然事には無^レ之候哉。

此の了簡一通り聞へ候へ共、深其本を考へざる事と存候。先考て御覽候へ。大和にても漢土にても古も

今も學校を興し玉ふは其國其天下の明君の時にては無^レ之候哉。此明君の興し玉ふ學校にて候へば初より章句文字無用の學問に成り行候は深恐れ戒られ、必學政一致に志し人才生育に心を留め玉ふことに候。然に其學政一致と申す心は人才を生育し政事の有用に用ひんと心に候。此政事の有用に用ひんと心の心直様一統の心にとおり候て、諸生何も有用の人才にならんと競立、着實爲^レ己の本を忘れ政事運用の末に馳込、其弊互に忌諱媚疾を生じ、甚しきは學校は誼諱場所に相成候。是即人才の利政と申ものにて、人才を生育せんとして却て人才を害ひ、風化を教せんとして却て風俗を壞り、其末あつものにこり人才をいやがり候心に相成、果は章句文字の俗儒の學校に成り行候は勢の止むべからざる所にて候。然ば學政一致の心は非なることに候哉。

秦・漢以來此道明なり不^レ申。天下古今賢知も愚夫も押しならし心得候は、學問と申は脩^レ己の事のみにて、書を読み其義を講じ篤實謹行にして心を世事に留めず、獨り自脩養するを以て眞の儒者と稱し、經を講じ史を談じ文詩に達する人を學者と唱申候。扱又才識器量有^レ之人情に達し世務に通じ候人を經濟有用の人才と云ひ、簿書に習熟し貨財に通じ巧者にて文筆達者なるを能き役人と心得候。是學者は經濟の用に達せず、經濟者は脩身の本を失ひ、本末體用相兼ること不能候。漢の宣帝の漢家自王霸を雜へ用るの説も、其世の儒者體ありて用無きより政事は霸者功利の人被^レ用候。今日の人心誰に承り候ても此心得にて分明に學政二に離れ申候。此二に離れ學政を一致にせんと欲し候は一通尤に聞へ候へ共、元來

其本無くして治を求るの心急に有之、前に申通り人才を生育し有用に立んと欲す心主に成り候て、其實は一致にて無之候。是即人才の利政に相成候所以にして古今明君の通病にて有之候。

學政一致ならざるのくるひ承り候。然ば其一致なる所以の筋は如何に候哉。

事あたらしき申事ながら天地の間唯是一理にて候へば、人間の有用千差萬變限り無く候へ共、其歸宿は心の一にて候。去れば此心を本として推して人に及し萬事の政に相成、本末體用彼是のかわりは候へ共二に離候筋にては無之候。此二に離れざるが一本より萬殊にわたり、萬殊より一本に歸し候道理にて候へば政事と申せば直に脩己に歸し、脩己れば即政事に推し及し、脩己治人の一致に行れ候所は唯是學問にて有之候。其故に三代の際道行候時は君よりは臣を戒め、臣よりは君を敬め、君臣互に其非心を正し、夫より萬事の政に推し及、朝廷の間欽哉戒哉念哉懋哉都俞咨の聲のみ有之候。是唯朝廷の間のみにて無之父子兄弟夫婦の間互に善を勧め過を救ひ、天下政事の得失にも及び候は是又講學の道一家閨門の内に行れ候。上如し此講學行れ、其勢下に移り、國天下を擧て人々家々に講學被行、其至りは比屋可封に相成候。是其分を申せば君臣父子夫婦にて候へ共、道の行れ候所は朋友講學の情誼にて、所謂學政一致二本なきと申は此にて有之候。後世は明君と被稱候人も父子兄弟夫婦の間種々彝倫の亂を生じ候のみならず、君臣儆戒の學行れず朝廷は唯政事の得失を議する所に相成り候。是即其本無して政事の末を以て國天下を治んとする霸術功利の政にて候。此心にて學校を起し候故前條の通に弊害を生

候は必然の勢にて怪むに不足候。

然ば學校は起さざれば共宜しき事に候哉。

學校は政事の根本にて候へば元より興さざれば不叶事に候。國天下に學校無之ときは彝倫綱常何を以て立可申哉、人才志氣何を以養ひ可申哉、風教化何を以て行れ可申哉、人々各見る所を是とし候へば君子小人の争のみならず、君子の人にして互に相容れず朋黨を立流脈を分ち、終は國天下の大患と相成り候ためし和漢古今歴々として不尠候。況哉後世は種々の異端邪說有之、天資の高き人といへ共其教習に惑わされ身心をあやまり人道を害ひ候もの不尠、是皆天理自然學術一定の學校無之故に候。然ば道を知り玉ふ明君出給ひては必先一家閨門の内より講學行れ、朝廷の間君臣儆戒の道相立、政事はより出で、所謂學政一致の根本既に相立候上は必ず學校を興し、君臣是にて講學致すべき事に候。抑此學校と申は彝倫綱常を明にし、脩己治人天理自然學術一定の學校にて候へば、此に出で學ものは重き大夫の身を云ふべからず、年老ひ身の衰たるを云べからず、有司職務の繁多を云べからず、武人不文の暗を云べからず、上は君公を始として大夫士の子弟に至る迄暇あれば打まじわりて學を講じ、或は人々身心の病痛を儆戒し、或は當時の人情政事の得失を討論し、或は異端邪說詞章記誦の非を辨明し、或は讀書會業經史の義を講習し、徳義を養ひ知識を明にするを本意といひ、朝廷の講學と元より二途にて無之候。唯朝廷は職掌ある人に限り、學校は貴賤老少を分たず學を講ずる所にて候へば、學校は朝廷

の出會所と申心にて是則學政一致なる所以にて有之候。

教官の撰如何成る人にて可然候哉。

學校の風習善と成るも惡しく成るも教官の身に有之候へば、其人の撰尤以大切に候。此に二りの人有之候、一人は知識明に心術正しく候へ共經學文詩の藝に達し不申候。一人は篤實謹行に候へ共知識明ならず、乍然經學文詩の藝は格別に有之候。大凡の心にては前の人は側用人・奉行等の役人の撰びに入り、後の人を能き教授先生と申候。是即體ありて用無きを儒者と心得候後世人心のくるひにて、其勢記誦詞章の學校に成らざること不能候。一藩教授先生と被仰候人知識明に心術正しく無之候て、何を以て人の神智を開き人の徳義を磨き風俗の正しきを得せしめ可申哉。譬文藝は無之候とも、前の人にて無之候ては教養の道は行れ不申、况哉知識明に心術正しく此道の大旨を會得いたし候人聖賢の書一通り讀み得ざるは有之間敷候。然に此の人物は一國第一等の人にて一兩人の外は有之間敷、學職に用ひ候へば側用人・奉行の要路に人を欠の憂有之候。夫側用人・奉行・教授の三職は元來一體にて、人々をして司らしむれば自然に一致ならざる勢ありて其末必弊害を生ずる道理にて候故に、此三職は必一人をして總べ司らしむれば、宮中・府中學政一致に相成、情義能通じ隔絶の憂ひ無之のみならず、學校の勢自然に重相成可申候。

學校の設は如何して可宜哉。

學校の設、聖堂有り講堂あり君公以下諸生に至途講學所なり居寮あり俊秀を誦む夜白此に詰て修行せしむ句讀所・習書所あり算學天文所あり武藝所あり御槍・弓馬・地術等の師範一人に各格古所を興へ日々此に出て稽古せしむ國中の士人朝より暮に至り此學校に集り文武の道を講ぜしむ。教官の設は惣教有り宗老或一門等の大身の内其人を撰て學校の政を司らしむ教授あり是則前條の人物にて文武を分たす總べ司らしむ訓導あり教授を助て諸生を教養す寮長あり居寮生の長なり習書師・句讀師あり、大抵此等の設にて委しき事は列藩學校の制度を斟酌して行ふべきことに候關西にては長州の制度尤宜しきを得候唯場所の撰は朝廷に引續き設ざれば便利ならず候。君公も左右の人迄被召具て日々に出給ひ、大夫以下の人も暫の暇にも出席し講學いたし候が尤學校の本意にて有之候。

右問答の本意歸宿は人君の一心に關係いたし、君となり師となり玉ふの御身に於て無之候ては、如何に制度の宜しきを得候共忽後世の學校に相成其益無御座候。然ば學校の盛衰は君上の一心に有之其他は論に不及候。

嘉永五年三月

横井時存書

二三の社中一覽の上批點を下し申候、其儘にさし上申候事。

小楠が自書して福井に送つた「學校問答書」を村田氏壽の曾孫同英彦が藏して居り、昭和七年徳富蘇峰之を譲り受けて珍藏してゐるが、右はそれによつたのである。文中に見る批點に就きては、小楠が二三の社中一覽の上批點を下したまふ差上げると本文の末尾に斷り書をしてゐるが、或は小楠自ら附したのではあるまいか。さなくとも小楠は此の批點を是認して居るに違ひないから、わざと附して置いた。

二 文武一途の説 嘉永六年正月

本篇は福井藩の重なる人達に見せる積りで、村田氏壽に贈つたものらしい。

有_二文備_一者必有_二武備_一と申して古の聖賢は大英雄大豪傑にて在ましけり。禹の洪水を治め玉ふし手足たこを生ずる程に自ら働き、成湯・伊尹・文武・周公は雨に浴し風に櫛り自干戈を執り天下の亂を鎮め玉ひしは如何なる英雄豪傑の業なるぞや。孔子・孟子の時に用られ玉は天下の亂臣賊子を誅し四海の叛亂を平げ、いかめしき業思やられ侍る。朱子曰、有_二豪傑而不_三聖賢_一者、未_レ有_二聖賢而不_三豪傑_一者也。此言聖賢の心術を盡し又限りなき感慨の心を寓しぬ。抑後の世に成りては文武兩端に分れ、眞儒君子と稱せらるゝ人も武事に疎く、撥亂反正の大事を成すこと能はず。去れば四海波立ぬる時は干戈を執り三軍を指揮し天下の亂を鎮むるは別に其人ありて英雄豪傑のなす業となりて、世の儒者の道は治亂常變に通じ天下有用の道とは云ふ可からず。其上治れる世なれども武事弱り士氣衰ては何を以て其治を保んや。是必亂に趣く勢にて、和漢古今亡國のためし歴々として明白なれば、武は唯亂を鎮の道と思ふは甚だ愚かなる事ならずや。しかはあれ共武の一途を以て人の道と心得、治にも亂にも是を以て國を治めんと欲するは其弊更に甚しく、云ふ可からざるの禍を生ずる事必定なり。朱子陳龍川に告る言に云、眞正

大英雄人却從_二戰々_一兢々臨_レ深履_レ薄處_一倣將出來、若是氣血龜豪却一點使_レ不_レ著也。是は龍川が其世の衰弱學者の事を成すに足らざる弊習を見て、漢・唐以來の英雄豪傑を以て自ら任じ、却て朱子の學を迂濶無用に付しより角く頂門の一鍼を下し戒られたる言なり。熟_レ當今天下の勢を見るに太平殆んど三百年に垂として綱紀の陵夷民俗の傾廢は申も愚かなれ、士氣の衰弊に至りては我邦往古以來今日より甚しきは無_レ之、彼南宋の衰弱は同病相憐とも云ふべけれ、況又洋夷の惡氣計り難きの憂迫りたるは又彼の金虜の勢強大なると同じ。然るに學者たる者文武一途の道に志さず、熟_レ時勢の有様をながめやりて是を救ふの見識力量なし。是に於て世を憂るの人傑出る時は一切學者を以て迂濶無用と押片付け、専ら武の一途を以て國を起さんと欲するは龍川が見と符節を合せずして同じ。此説行はるゝ時は譬ば激劑を以て病毒を討つが如し、一旦に士氣を張り一旦に奇功を奏るの勢あるは必定なれ共、元來仁義忠誠の心術を磨く正心誠意の上より推し本き來らざれば、其弊忽に生じ、或は客氣龜暴の手荒き風とも成り、或は權變功利の拙き術とも流れて其末終に如何とも成し難き勢に落入るは鏡に懸て見るが如し。去れば道は體用本末文武一途に行るゝにあらざれば眞の道とは云ふ可からず。苟も眞正の道を學び天下國家の大憂を抱くものは仁義忠誠の心術を磨き一點氣血の龜暴に馳せず、小心謹畏深く事を慮り必ず中正至當の理を得んと欲するは固より申にも不_レ及、劔槍・炮馬の業は此の武士の身の職分なれば力を極て習鍊し、或は山野に狩りし、或は川海に漁り、雨に浴し風に櫛り筋骨を逞ふし心體を健になす業は日

として怠らず月として忘れず、鬼取り拉ぐ武夫の矢竹心の一筋なるは古の武士にも劣らず、又彼の三軍を指揮し夷賊を齏粉にする兵の法を究て、百勝の道を得て亂を鎮め治を致す英雄豪傑の事業は尤我が學術の一大事なれば元龜・天正の弓矢の道を本にして彼の西洋の夷賊等がもてはやす兵器陣法に至るまで具に其理を究て、短を捨て長を取り習熟心得するにあらざれば聖賢の道を學ぶの儒者とは云ふ可からず。司馬德操の云儒生俗士何識^ニ時務、識^ニ時務^一在^ニ俊傑^一と、此の俊傑なるものを古今學者が外様に見なせばこそ儒生俗士と並べ稱して迂濶無用とは識らるゝなれ。諸葛武侯は草廬の中に在りて天下三分の大略を定て、用ひらるゝに及で果して其言に背かず。朱子平生の義氣天下の人心を感動し、尤も兵事に分曉なるは其書を見て明かなり。擧て三軍の司命たらば樂毅・諸葛の兵たるもの誰か疑を容る可けんや。況や韓兵は申にや及ばん、中興恢復の大業鏡に懸て見よりも明かなり。是其平生習學の力にして所謂真正の大英雄人とは武侯・朱子の外に又誰ありてぞ稱す可きや。然れば朱子を學ぶもの、武事に疎く治亂常變に通ぜざるは腐儒なれ俗士なれ迂濶無用の學者にて、今の德操たらん人の笑ひを取るは此學の大なる耻ならずや。記して同學の諸君子に告ぐと云爾。

嘉永六年正月

横井時存 拜

横井時晴(小楠の曾孫)の家に『横井先生文集』と題した寫本がある。其の中にある本篇は『小楠遺稿』に収録されてあるのと文句・用語・假名遣に多少の異同があるが、右は『小楠遺稿』に載せられたものに據つたのである。

三 夷虜應接大意 嘉永六年

嘉永六年魯國の使節ブーチャチン國書を携へて長崎に來航したので、幕府はその應接の爲に筒井政憲・川路聖謨を同地に派遣したとの報に接した小楠は其の所見を舊知川路に談せんとて長崎に來て見ると、魯體は再來を期して出港して居り、幕使も未だ到着して居なかつたから、所見の梗概を記して長崎港尹によつて川路に送致せんことを請うたものである。

我國の萬國に勝れ、世界にて君子國とも稱せらるゝは天地の心を躰し仁義を重んずるを以て也。されば亞墨利加・魯西亞の使節に應接するも只此天地仁義の大道を貫くの條理を得るに有り。此條理貫かざれば、和すれば國躰を損ひ戦ば破れ、二ツのもの、勢眞に顯然たるは更に又云に不^レ及事也。凡我國の外夷に處するの國是たるや、有道の國は通信を許し無道の國は拒絶するの二ツ也。有道無道を分たす一切拒絶するは天地公共の實理に暗して、遂に信義を萬國に失ふに至るもの必然の理也。然るに其有道と云るは唯我國に信義を失なはざる國のみを言ことにあらずして、自餘の國に於るも又信義を守り侵犯暴惡の所行なく天地の心に背かざるの國を云ることにして、此等の國ありて我に通信交易を望むに我是を絶て拒絶するの道理あるべきや。我 祖宗此理を明らかめ玉ひ唐・蘭の二國既に交易を許さるゝと云へ共、萬國此理に暗して、アメリカの書翰にも鎖國を以我國是の道也と述たるは全く我國是の大道を知ら

ざる故也。只外國のみならず我邦人も又鎖國を以て國躰也とのみをもひ、信義の萬國に貫くと貫ざるとの天地仁義を宗とする國是の大道を知らざるよりして、我の信義を失ひ彼が忿怒の心を起さしめ大に國躰を誤るに到て、又如何んぞ是を救ふの術あるべきや。然ば今彼に答には有道を許し無道を絶ち、國是の大本として一切鎖國するの道にはあらざる事を明に示し、然して後彼の渡來のさま通信通商の望を許さざれば、軍艦を以て來り迫るの由を述且は妄に浦賀に乘入様々の無禮を働き一切我法度を守らざるの無禮無道を責、如_レ此の國は痛く禁絶するの大法なる事を諭し聞せんに、彼國叩頭して是を陳謝し前非を改め通信通商を乞ふこと必然也。是朝に無禮をなした夕に改ると云へども、其實なくして其辭のみなるよしを以て又是を拒絶し、果して我信義に服し罪を改めんとならば後來其信義世界萬國に貫徹する時を待て通信通商を議せんとならば、彼何の言葉ありてか兵事を發する事を得んや。是に於ても彼罪に不_レ服強て兵事を起ときは彼曲我直、必死を以て戦わんに百勝既に顯然たり、何の懼るゝ事か是あらんや。魯西亞の陳する所未_レ知と云へ共、察する處アメリカとは情を異にすべし。如何に異にするといへども是に答んに先我アメリカを拒絶するの大義理を述、若我を援けん抔との詞ありとも深く力を他國に借るの道にあらざる事を諭す時は、彼必其國の有道信義アメリカの類にあらざる事をのべて通信を乞べし。於_レ是我又彼に答んには我國既にアメリカに事有て彼或は軍艦を以て來らば痛く血戦し其罪惡を懲さんとするの時なり。然るに今魯西亞と通せば世界萬國我國を不勇と唱ん事必然の勢なり。是我國の

深く恥る所なれば今に至りて通信通商共に許すべきの日にあらず。是を求んとならば後年其時ありて是を議する事あるべしと答んに、彼又何の辭ありて再陳する事のあるべきや。凡天地の間は只是道理のあるあり、道理を以て諭さんには夷狄禽獸といへども服せざる事不能也。今の世にあたり外虜に接する事を談するもの大抵四等あり。我宴安に溺れ彼威強に屈し、和議を唱ふるものを最下等とす。鎖國の舊習に泥み、理非を分たず一切に外國を拒絶して必戦せんとするは宴安に溺るゝの徒に増るといへども、天地自然の道理を不知して必敗を取るの徒也。又彼が無禮を惡み彼と戦んと欲すれども、我國武百五十年の泰平に天下の士氣頹廢して皆驕兵たるを憂へ、暫く屈して彼と和し其間暇を以士氣を張り國を強して後彼と戦わんとのみ思ふは、彼是の國情を詳かにし利害の實を得たるに似たると云へども、其實は天地の大義に暗きのみならず利害に於ても亦決して其見る處の如くなる事不能なり。廟堂假初にも彼と和する心ある時は天下の人心彌益惰弛に趣、士氣何れの日か振起すべき。器械に到りても決して整の日あるべからず、三令五申其益無きのみならず天下遂に瓦解土崩の勢をなす事必然なり。然れば今日に當りて必戦の計を決して幕府列國材傑の人を擧用するの道第一の緊要とす。其人擧る時は其政改り、天下の人心大義の有事を知り士氣一新するも瞬息の間に有て、今日の驕兵忽變じて精兵となる事猶手を復すに異ならず。戦の勝敗は砲熳器械のみにあらずして正義の天地に貫と不_レ貫と人心の振と不_レ振とにあり。況や人心振時は器械砲熳も亦隨て實備するに於てをや。百夷千蠻何の恐れかあらん、是利害

得失の見易きもの也。故に我は戦闘必死を宗とし天地の大義を奉じて彼に應接するの道今日の一義にあらずや。我國毫も彼が強梁を恐れず、大義を明かにして彼を拒絶せば夷虜不戦して畏服せざる事能はざる也。内を治め外を固くし軍艦守備を整へ或は通信通商のさまの事は別に論する旨ありて爰に混ぜず、今只彼に應接するの大義を述るのみ也。其述る所といへども偏に應接の大綱領にして、其條目に到りては機に臨み變に應じ綱領を擴充して其節に當るは全く其人に有り。爰に於て應接の人材尤選ばざるべからず。夫天地有生の仁心を宗とする國は我も又是をいれ、不信不義の國は天地神明と共に是を威罰するの大義を海外萬國に示し、内天下の士氣を振起して器械砲艦漸を以全く備るに至りては萬國醜虜我正義に服従せざる事能はざるもの何の疑かあるべきぞや。聊鄙意を述て見る人に見せんと云ふ

(横井時靖藏寫本・小楠遺稿)

『小楠遺稿』を見ると、本文起艸の年月に就きては「小傳」中にも嘉永七年十月下浣とあり、又本文の末尾にも「嘉永七寅年十月下浣横井時存識」と記してある。然るにプーチャチンの率ゐる軍艦は嘉永七年三月三たび長崎に來航せしも只一日碇泊して去りたる後は同港に來らず、また幕使川路等も嘉永六年十二月上旬來りて露使と十數次接衝して同七年一月引上げてから後は長崎に來たことではない。又本文の内容から考へて見ても恐らくは嘉永六年に記したものであらう。

四 陸兵問答書 安政二年

西洋の銃砲輸入されては兵制も一變されねばならぬのに、當時軍學者流及び兵備に關する言論は多く古制に拘泥して變通を知ら

ぬ勢ありし爲に艸したものであるが、何處に提出したのであるかは詳でない。本文ははじめ「兵法問答」或は「兵學問答」と題してゐたが、後「海軍問答書」を著はすに及びてこの題に改めたのである。

西洋の長技は銃砲にして、本邦の長技は刀鎗に有之候。彼是長短ありて相兼る不能は自然の勢とも可申候哉。然ば方今西洋の銃砲盛に行れ、其弊刀鎗の利用を失ふに至るべく候。夫本邦の萬國に勝て武勇逞しきは全血戰の利に候へば、必しも彼が長を取り用るには及申間敷、我が長を以て彼が短を挫き候てこそ本邦の武勇とも申べく候。

夷變以來天下紛々として兵を論する事に相成、西洋の銃砲を主とするは本邦の血戰を廢し、本邦の血戰を主とするは西洋の銃砲を斥け、相互に難辨し各一偏に執着いたし、必竟太平の心を以て亂世を見候故にて有之候。亂世に生候へば兵器程武士の身に切成は無之、此器が勝れて宜しければ直に一統に行れ異議申もの無之候。源平以來兵器陣法の移り變りにて可見候。源平より南北の亂迄は弓馬・長刀・太刀を用ひ候處、太平記に鎗と云ふ器二三ヶ所に相見えいまだ一統には行れず。應仁の亂比より漸々皆鎗を用ることに相成、高名の言葉にも一番鎗と唱申候。此鎗は元來蒙古の兵器にて有之候。或人の説に鎗は予より出たりと云ひ、又長刀より變たりとも云へ共是皆外國の器たるを據て、例の太平の人の云ふことにて不可信候。是よりして騎戰廢して步戰と相成候。扱又弘治の比にて候哉西洋より銃砲渡り、其器の猛烈なる勝て利用なれば誰唱るとも無く一時に天下に行れて、本朝古來よりの弓矢も又廢するに至り候。源平前後專弓馬を主とし、其弓馬の法は其比の語に録

に相見え、馬は向を下げ、駈引進退を主といひ、或は大河を渡し或は險阻へ乗り上乘り下し候事にて有之候。弓は射力の強きを主といひ、遠矢・さし矢・矢鏑等の業にて有之候處、騎射廢候より大坂其なるもの東山代出候て天下の兵法一變いたし、當今の馬場乗りと相成りは銃砲行れるより廢候て專品懸り形樣を主といひ、古法地を拂ひりも馬も戰場の實

用にて無之、武士の
弄び物と相成申候。 鎗も鐵炮も皆外國の器なれ共勝て利用なれば直に天下に行れて古來の兵器も廢するに至り、一人の異議無きは亂世の利害身に切成る故にて有之候。本國にては鐵炮渡り候て無程太平に相成り候故、其術たる火矢・花火・鳥打・角打等の弄びものと相成銃炮の實用開け不申候へ共、西洋は列國戰爭を事といたし其術益々明に相成り戰爭の器是に過たる用器は無之候へ共、太平の人心身に切ならず候故種々に難病を生じ拒絶いたし候事に有之候。

西洋銃器を取り用は尤に聞候。乍去我が傳來の陣法を廢し彼が銃隊に變ずるには不及事に候。

總じて陣法は兵器に因て變ずる事にて候。源平の昔騎戰行候時は一手二手と手分致し候迄の備立にて、行伍の列も無之相懸り勝敗を決することにて有之候。鎗行候より騎戰廢し步戰と相成り、初て行伍の列も出來申候。扱又鐵炮渡り候て銃隊も出來候て銃隊を前に備へ刀鎗隊を後にいたし、敵合に成れば互に鐵炮を放ち扱血戰を初ることに相成候。去れば本邦の陣法鎗起りて一變し、鐵炮初りて再變し、其兵器に因て變ずるは自然の勢にて有之候。乍然此頃迄は專血戰を主といたし候故當時の諺の剛の者は鐵砲は當らぬものと唱へ、有名の武士は此器を用るを屑といたし不申候は、必竟銃砲の術いまだ開け不申候より其銃隊も紀律節制の法則立ざる故にて有之候。夫血戰を主とすれば刀鎗の利刃を以て切込みつき込乗り入り乗り破ることにて、必しも紀律節制ならざれば敵合に臨み隊伍混雜いたし丸を放こと不能、譬へ放候も大抵越し矢と相成り、再び矢込出來不申して利用を失ひ候は只今の操打訓練

にて可見事に候。況哉現實の物場に臨ては物の用に立不申候。彼の剛の者には當らぬと云ふも必しも義張りたる言葉にて無之果して然る事と聞え候。西洋諸國は前に申通り其術次第に開今日に至りて如彼嚴密節制の陣法と相成り、其利用雲泥の替りにて有之候は西洋砲家者既に知る處にて申に不及候。去れば其器を用れば必ず其銃隊の法に變ぜざること不能は自然の勢にて有之候。

然らば銃隊のみ變じて士隊は是迄の備立にて可宜哉。

凡陣法は兵器に因て變ずるのみならず、又敵の兵器と備立とに因て變ずることにて有之候。本邦太平となりて兵を論ずる者一國相互の敵合の心得にて候故、大抵甲・越の戦法を祖述し専ら血戰を主としたる備立にて有之候。外國を相手として兵を論じたるは林子平に始り、物茂卿といへ共此見識は無之候。當今に至りては敵は西洋諸州にて、彼等が節制の銃隊に我傳來の陣法にて戰はんに、先手の銃隊敗る、時は刀鎗の士隊其彈丸に當りうちすくめらるゝは必定にて、大阪の役木村長門が一軍井伊家の銃隊に競ひ懸惣敗軍と成りたるが如き、士隊にて銃隊に懸り敗を取りたる例し少からず、況や當今の銃隊は總て輕卒を用ふことにて、是を頼みに敵の間合に乗り入らんと欲するは極て危き事ならずや。是士隊も銃隊に變ぜざれば叶はざる事にて有之候。

銃炮と刀は一人の身に備られ候得共、鎗と銃炮は用ひられず候。士隊を銃隊に變じ候へば、鎗は捨り候にて有之候哉。

兵器用の各々長短ありて相兼る事不能候。銃炮は問の外に利ありて血戰の用を爲さず、刀鎗は血戰の

利にして間の外に用無し。弓矢は騎馬に用べくして、鎗は歩戦ならざれば用ひられず候。夫故に西洋にて「ポダマルテ」製の劔筒一統に行れ、敵合に成れば間の外にて打放し直につき懸りて血戦をいなすことにて候へ共、劔の製造利刃ならず候故其鎗法又拙くして我が鎗術の精練なるには比すべくも無之候。西洋戦争繪巻物を見て其鎗法の拙き事相知れ候。且我が刀鎗の術の精練なるは彼等も又深く戰闘する事にて和蘭よりは刀鎗の術修行として少年の者連越長崎にて習古いたし候。去れば我が利刃の鎗を以て銃劔とし、精練の法を以て遣ひ候へば、是に過たる便利の器は無之候。是彼が劔筒を我に用れば十分の利に候へ共、方今西洋銃隊を用に大抵劔を用ひざるは、いまだ實用の理を究め得ざる故にて有之候。然に是は相懸りの野戦を云ことにて、時に取りては鎗も又用る處ありて一概に廢すると云にはあらず候。

西洋銃隊に變すべきは一々相聞候。乍去當時西洋陣法を用候に既に刀鎗を廢するの弊習有之、專銃隊にし銃炮を主といたし候へば自然に血戦の本意を失ふの患は無之候哉。

此疑一と通りより見候ては尤に相聞候へ共、いまだ深く實理を究ざる筋にて有之候。前にも申通り亂世の時は武士の心兵器より切成もの無之、利用の器は外國の物も無異議行れ、利用ならざれば我傳來の物も廢、弓馬・長刀・鎗・鐵炮或は廢し或は行れ候へ共、刀劔の利に於ては上古より今日に至り第一の器と相成り候は必竟是に過たるもの無之、是我が血戦の利萬國に勝たる所以にして、天下人心治亂と無く骨肉に徹たる思ひ入にて有之候。斯の通りに思入たる人心にて且は陣法總て銃隊に變じ專に銃炮を用ひ候共、一たび兵亂と相成りては決て血戦を廢するの憂は無之事にて、况哉治にして亂を忘れ

す一國天下の君相此實理を明め玉ひて西洋銃隊の陣法に變じ、勝を取るは專我が傳來の血戦に有之事を人心に諭し刀・鎗・銃炮優劣無く誘ひ進め玉はんは何の弊害か生すべきや。士氣を振作するの道是に益たる事は無之候。夫の西洋陣法を用もの元來其砲術を信じ其陣法迄用事にて、全亂世の實見より彼我兵器陣法の長短優劣の實理を明めたる見識にあらざれば、血戦の利用を廢する弊習を生ずるは當然の事にて全躰を論ずる事にては無之候。

(小楠遺稿)

五、海軍問答書 元治元年

我が國にて最も急にすべきは海軍であるのに、其の費用の巨大なるを憚りて遷延に付するの嫌があるので、之を促進せんとして興したものである。

方今天下興運の大機會なり。更張の道様々なる可し。就中至急の要領は如何。

強兵の一途なり。萬事は是より擧る可し。

強兵の道人々見るところ異なり。或は固有の短兵を主張し、或は西洋の銃陣を主張す。二者の外強兵の實用ある可き哉。

往昔の如く本邦一國の戦争なれば二者何も用ゆ可し。方今航海大に開け四海の通路平陸よりも便捷にして千萬里の所比隣なり、海外の諸夷引き受ずして叶わぬ時勢となり、海軍に過ぎたる強兵あること無

し。

諸夷を引受くるは勿論なり。我が固有の義勇を振ひ海港の要衝を取り固め必死の戦闘を爲す時は必しも敗を取道には非ず。是又強兵にあらず哉。

方今の形勢、本邦一國譬ば大船の如く四海は總て平陸なり。我が陸兵を以て彼が海軍を待つは船に乗りて陸上に戦が如し。彼れ主にして我は客なり。我は進で戦に難く退て守る可からず、彼は利を見て進み不利を見て退く、是其勢致さるゝことありて致す可からず。且つ本邦四方八達海運に非ざるは無し。彼若し二三艘の軍艦にて海運を鎖すときは全國の通路忽に絶て、生民の困難云ふ可らず。江戸・大坂の如きは百日を待たず飢餓に至る可し。夫のみならず東浮西出近海を横行せば沿海の要港盡く守らざるを得ず、是徒に奔走に疲勞し戦わずして屈するなり。是等淺近のことを察しても海軍を起さずんば有る可からざるを知る可し。

海軍を起す可きは聞えたり。是を強兵と云ふは如何。

凡人は貴賤賢愚に拘はらず一心決定し動ざるより強きは無し。是則志の奪ふ可からざるものにして、必死の地に入れば必死を決す。古の兵を善する者舟を沈め水を背にす、是皆必死の地に陥て必勝の策を定むるなり。今海外の諸夷を引受て戦に彼は進て攻撃し我は守て應接す、進む者は死地に陥入り守る者は後に顧る。譬ば宇治勢田の橋を引き敵を待が如し。大友皇子を初とし源頼政・木曾義仲承久の亂新田義

貞凡五度の戦に一度も其利を得ること無く、近く海外の事を擧げば清國の英・佛と所々の戦、魯の英・佛と黒海の戦、墨西哥の墨・佛と兩度の戦、安南の佛との戦、海陸の勢進守攻拒主客を殊にし勝敗既に顯然たり。海軍は是に反し隨ふ所犄角の用を爲し一船即ち必死の地にして士卒力を一致にせざることを得ず。孫子云、兵士甚陷則不懼、無所往則固、入深則專、不得已則闘。眞に妙言に非ざらん哉。

海軍の強兵たるは聞えたり、然ば今日に當りては陸兵は用るに足らざる哉。

是れ何の言ぞや、我は唯主客の勢を云ふことなり。

海軍を起すの所置如何。

方今の憂は天下列藩各々便利を占め人心一致せざるより大なるはなし。四海萬國を引き受すして叶はざる時勢と成り、國一致せずして何を以て天下を興さん哉。況んや新なる海軍を起すに尤も以一致の所置に出ずんば有る可からず。今幸に 天朝・幕府兵庫に於て海軍を起すの命令を出されたり。兵庫は大坂の咽喉にて本邦第一の要港なれば海軍場には至極の形勢を得たりと云ふ可し。於て是更に亦維新の令を出し左の件々の大綱を天下に布告す可し。

- 一 總督官に海軍一切の全權を命じ、嚴に有司文法の率制を禁す。
- 一 列藩に海軍を起す大趣意を示し、並に志し有る人は此に來り修行す可を諭す。
- 一 此に來り修行する人は衣食の用度官より之に給す。

一 總督官諸生を率て長崎に出張し、洋人を呼迎へ三年を期し傳習せしむ。
一 海軍場中信賞必罰、嚴に軍法を以て行ふ可し。

總て傳習には費用を厭ふことなく十分の修行を盡さしめ、海軍一切の規定は西洋の法則を斟酌して行ふ可し。本邦の人の聰敏なるは洋人も亦嘆美して亞細亞洲中第一と稱し、尤事を爲すに曉ければ三年を待たず海軍の術我是を得ること疑無し。傳習既に熟するに隨ひ別に將校を用ることを禁じ、總て此の諸生をして軍艦の職役を命じ、其才能長技に隨て任用し匹夫たり共一艦の長一軍の將にも擧げ用ひ、貴族たり共所長なければ用ひず、一切太平因循の習弊を去り、軍國嚴齊の法則を行ひ信賞必罰威令上に明なるときは一軍齊肅命を用ひざることを得ず。且夫海軍の實用たるや海外の事情に達し器械の精微を盡し萬里の風濤を凌ぎ更に又各國戰鬪の實地を見聞せずんばある可らず。軍艦十艘にも及びなば代る海外に乗り出し各國を巡觀するときは聰明を開き膽氣を壯にし、彼が長を取りて我短を補ひ我長を以て彼が短を制し、十年を待たずして全國の人心奮勵發動し、外夷の恐るゝに足らざるのみならず却て萬國を呑むの正氣を發生するに至り、今日恐怖の人情に比するに眞に晝夜明暗の變するが如くなる可し。方今海外の各國英夷尤も強大と稱す。其國たるや地球の西北に偏する一孤島なれ共環海の便利に因て今日の盛大を爲すに至る。本邦は地球の中央に位し環海の便利四通八達英に勝ること萬々なるのみならず、人質の聰明にして勇銳なること更に又外國の比類す可に非れば、盛運年を遂に隨て非常聰明の

人傑輩出し我が大道を明にし我が義勇を盛し、外夷をして理屈し鋒挫け遂に我が仁義の風を仰ぐに至らしむること今日海軍を起すに本づくに非らんや。

天下列藩は如何。

一致の海軍は本なり天下の海軍は末なり。其本既に起る時は其末も亦隨て起す可きは勿論なり。乍去一致の根本強盛ならざれば天下の海軍一に歸することなく、却て爭擾を爲すの媒と成て天下の用には立可からず。且夫方今の勢道理明なりと雖も兵力強からざれば不逞を制すること能はず、兵力強しと雖も道理明かならざれば人心を服すること能はず、道理明に兵力備りて正に初て不逞を制し人心を服さしむ可し。是れ唯外夷に所するの道のみならず我が内地を治るにも然らざることを得ざるなり。夫れ京師は天下の根本 至尊の在ます所禮樂征伐の出る所なれば、兵庫の海軍即是れ一大強兵親軍なり。此海軍強勢なれば天下海軍一に歸し、我が令する所に從て外は以て洋夷の侵寇を防ぎ内は以て不逞の人心を制すべし。加之天下の人情を通じ、天下の人傑を擧げて天下の衆致を盡して、正大公共の王道を行せ玉はんに、内地は云に不及海外の各國まで自然に王化に從はざることを得ず。何ぞ唯に區々として一國を守るのみならんや。

天下列藩の疲弊極れり。海軍を起さば更に疲弊を重て却て紛擾を生ずるに至る可し。如何。

費用の甚しきは軍備より大なるは無く、軍備の尤も大なるは海軍に過ぐるは無し。方今海外の各國費用

を厭はず國力を盡して軍艦炮器の精微を極め海軍の兵勢を盛にするは死生興亡目前に有て一身一國現實の利害急迫なればなり。本邦一水の外四海皆戦争の巷にして四夷八蠻縦横に航行し、不可云の禍亂方に目前に起らんとす。是其勢破船に乗りて大洋に浮に似たり、風浪一たび起らば覆没せざる者幾ど稀なり。如く此危急の時に當り天下列藩晏然として太平に安じ費用を厭ひ軍備の實用を差置くは譬ば全身痲痺にして疾痛痾痒を覺えざる者と相似たり、至愚の甚しきに非ざらんや。然しながら二百年來太平武を忘るゝの弊政にて醸し成したる人情なれば、恐れ多くも 廟堂の上斷然として自ら罪し玉ひ、古人の所謂郊に舍するに則り露屋雨室も厭はせ玉はず、無用の費を省き國力を強兵の一途に打懸け玉はゞ天下の人心自然に感動し興國の氣象に變ずること鏡に懸て見る如し。惣じて天下列藩の疲弊今日に極りたれば、如何に無用を省かれたれ共海軍の費用に供するに足る可からず。去らば又天下の農商に課せんとせば農商の疲弊更に甚しく忽に天下の人心を失ふ可し。天下を舉て既に是至困の地に落入たれば此莫大の費用何を以て辨ぜんや。夫れ非常の海軍を起さんと欲せば先づ非常の費を辨ぜずんば有る可からず、非常の費用を辨ぜんには非常の事業を起さずんば有べからず。非常の事業を起すには幕府列藩均く課金を出されざることを得ず、試に高一萬石に年々百兩の金を課すれば總計大凡二十四五萬兩内外なり、此の課金を以て元とし左の件々の事業を起さんと欲す。

一 銅鑛を開く。

一 鐵山を開く。

一 船材を貯ふ。

本邦銅鑛の富海外比類無きと稱し産物の最第一とす。九州にて鑛庫と稱する銅山十ヶ所に下らざれば廣く天下に吟味せば幾鑛有るも知る可からず。如く此寶庫有りて今に開けざる所以の者は邦内人民銅を用る所作の寡きと銅坐より買ひ入る値段の甚だ卑下なるとに因ることなり。

銅山にて紅銅に吹き上ることは嚴禁なる故に、あら吹の銅にて銅坐に渡し銅坐にて紅銅に吹き上ることなり。あら銅二百目を紅銅に吹き上るは八十目の雜費懸りて百廿目の紅銅となる。銅坐にてあら銅二百目斤を三匁五分内外に買入る故盛に出る銅山も總て廢止に及べり。

今海軍を起すに銅の入用夥しきのみならず、外國にて高價なるは更に驚に堪たり。

幕府より和蘭に渡さるゝ紅銅一斤^{百六十}銀八匁内外なりしに、諸夷進港以來は俄に引き上げて當時は拾二匁内外と承る。去れ共彼等相互の直段は更に又高價なることにて、其一證を擧るに清國にて乾寶錢一貫二百文を以て西洋用番銀一圓に易るなり。乾寶錢は其實甚悪くして目方も又僅に三分なり。我

寛永錢^{寛永錢の目方六分より一匁減分迄にて、十文をならし見れば一文九分二毛なり。}に比すれば三分の一なれば一圓即ち四百文に相當す。^{四百文斤に直す時は三斤半に拾二匁不足し二斤}

^{百六十文}夫れのみならず紅銅と錢銅との位善惡遙かに隔りたれば紅銅一斤二十匁以上に上らざれば平允の根段とは云ふ可からず。惣じて海外各國にて銅の高價なる所以は軍艦炮器は論無し百般の器物銅を用ること夥しき故に、何程掘り出ても餘り有ること無し。且又墨西哥にて銅^銅を産すること夥しく近十年來尤盛に掘り出し邦内鑛を攻るの廠三千餘所に及び各國番銀三分の二分は墨西哥銀なり。是

よりして銀價下落して銅價は益々上騰すと云。本邦にては銀は尊く銅は卑く、各國と表裡を相成したる所に尊きの銀と卑きの銅とを比較し交易通用の目方を定め、金と銅錢の通用を禁ぜられし故金は彼に比較し根に銅錢の直ひ定らずして一錢十文に當るを三文四文に密賣するに因て九州にては絶て銅錢は無きことに相成たり、是國損の甚しきに非ざらん哉。

銅の根段如く此高價なれば、夫に應じて銅山より買ひ入るゝ根段も亦相當に引上げば天下の寶庫一時に開ること疑ひ無し。海軍莫大の費用を辨するに此の一途より大なるもの有る可からず。銅に次では鐵なり一切の用是より大なるは無し。會て聞く奥羽の二州尤も鐵に富て所々驚く可きの鐵塊山有りと。是等の山を開き便利に因て西洋製の高爐を設け熔化して長崎に運輸し、製鐵所にて百般の工作を爲さしむ可し。總じて民間の日用は鐵より便利なるは無けれども、本邦に大に是を用ることを得ざるものは鐵を製するの術を知らざればなり。譬ば三都會の如き家屋重密の處一家火を失すれば延て千萬家に及ぶ、百貨諸物烏有に付し衰弊を極ることはより甚しきはなし。此は火難を救ふに鐵屋に如くもの有る可からず。製鐵所に於て鐵柱・鐵板の類を製作し、都會に出すときは材木・瓦より一倍の高を益すと云へ共百年不易の造作なれば財力有る者誰か是を置て彼を用る者あらんや。或云、外國にて鐵柱・鐵板は根段材木よりも易しと、果して然らば是に過たる便利有ることなし。其外民間の用器鐵を用ひて爲す可きもの幾許も有ることなれば、其直過當ならざれば大に行るゝこと必定なり。船材は樅・楠・杉・檜・松を以て尤も上品とす。近年來直ひ上騰すと云とも外國に比すれば尙ほ一と三と

の如し。良材に富たる國々より買ひ求めて長崎に於て貯へ置き軍艦製造の用に備る可し。惣じて此三件の事は國々の奸民山師の者目を囑し時を待たることなれば、一令を出せば響の如く相應じて邊土の隅々迄一時に起ること必然なり。事情如く此の勢なれば俄に是を起さんとせば忽に奸民の奇貨となり大破に及ぶは分明なれば、先づ一大經綸局を設け廣く天下の人才を舉用ひ、或は西洋攻礦の術を研究し其道明白なるときは奸民山師の者共自然に畏服して其奸術を施すことを得ず、我が使令に歸嚮するに至りては、事業の大に行るゝのみならず又天下幾十萬の奸民を變化して良民と爲す、治道の一術に非ざらんや。夫れ古人の利を起すを戒むる所以は、其利を憎むに非ずして利を以て利とする者を憎む、是所謂聚斂の事にして下を損して上を増す、天下生民の害之より大なる者あること無し。此の三件の利は天下列藩の置て行はざることなれば其利を奪にも非ず、又萬民の業を助ることなければ其害と成るにも非ず。更又下を損して上を益す聚斂に出に非ずして天下列藩の疲弊を救ひ海軍の用に供することなれば、夫の利を以て利とする者と天淵雲泥の相違なり、是又附して辨ぜずんば有る可からず。

軍艦は彼より買ひ入ると我にて製造すると何れか可然や。

西洋各國軍艦炮器の製日を追て發明し、國力を抛て製造する故に銅・鐵・材木の値年を追て上騰し、英國にて材木の利加の國より運送すと云。本邦に比すれば幾増倍なるも知る可からず、正高價の物を以て製造したる軍艦炮器なれば其値の高價なるは更に論なきことなり。此のみ品に富たる本邦にて製造の道を開かずして夫の

高價の軍艦炮器を買ひ入るゝは愚昧の甚しきと謂つ可し。且夫軍艦の命數限り有れば一年を経れば直に減する故に各國互に識別し、一船必ず一船の號あり彼は英製にて幾年を経此は墨製にて幾年を経たり或は何處にて破損したるを修復したるの類分明に知れたる上に、賣買の時は大船を釣り上る仕懸の術ありて舟底を吟味し値の位を定る故に互に相欺くことは無きことなり。本邦は眞の不案内故に彼等勝手に欺て、十年の船を五年と唱へ破損の船を無難と云の類都會の古着店の者共が田舎漢を愚弄すると殆んど相似たるは又如何とも爲ること不能。夫れのみならず前に云ふ通り貴きの銀と卑きの銀と比較したる用番銀の値を以て買ひ入るゝことなれば此の損失も又た莫大に非ざらんや。彼れ此れを考へ見るに利害得失甚だ是分明なれば、銅鐵船材の經綸行はるゝに隨て長崎に於て造船廠を設け西洋工匠を呼迎へ製造するときは、百害を去りて百利を來たす莫大の國益に非らざらんや。

有客來訪言及三時事、反覆討論相共三嘆、客曰可識哉、乃次第其言一如此。甲子三月

沼山老隱識

(小楠遺稿)

『小楠遺稿』には時に島津久光強藩の力に據り朝廷を戴き幕府を匡正して天下を一新せんとの志があつたので本文を引して彼に提出したとある。小楠は勝海舟と俱に興國の大業は諸侯一致して先づ海軍を盛大にするにありとの意見を有してゐるから、さもあるべきだが、小楠より勝海舟に寄せた元治元年四月四日付の書面(『書簡』一五六)には「河瀬典次罷出、拙著さし出候事と奉存候」とあり、又『海舟日記』の同年三月二十三日―此の月日には疑あるも―の項にも河瀬典次外二名が「横井先生の著海軍問答の書持参」と

あるから、當時海舟の長崎滞在中―千頭清臣著『坂本龍馬』によれば二月二十三日から三月三日迄―を幸に先づ彼に見せやうと云ふのが、筆を把つた動機ではあるまいか。斯う考へると、識語の三月を以て本文を脚定したる月とすれば多少支障を覚える。

六 國是三論 萬延元年

三たび越藩の招聘に應じて福井入をなした小楠は當時同藩の情勢として舉藩一致して邁進すべき主義方針を定むることの根本義なるを痛感し、廣く執政諸有司を會して施政は大綱三事―富國・強兵・士道―にあることを議定し、その三論を藩の國是となすべく中根鞞負(雪江)をして其の旨趣を記述せしめたのである。

(天) 富 國 論

嘉永癸丑の夏米利堅國の使節渡來して國書を呈し和親交易の事を申出たりしかば、幕府に於て其御許容の可否を列侯へ御垂問ありし以來交易利害の議論紛々として一定せず、其害を唱ふる者は水府老公を魁首として鎖國の舊見を主張し、其利とする者は 幕府の廟算に雷同し時運の變革に隨ひ萬國交通の理を唱ふ。此是非如何可有之哉。

先づ鎖國の見を以てすれば本邦五穀金銀を始め萬物豐饒他に求むるを待たずして人物其生を遂るに欠事なければ、數百年の鎖國毫も不足の事を知らず、然るを今鎖鑰を開かば我より出す處は我が有用の物にして、彼より入る處は我が無用の物なり、有用を以て無用に易ふ、其害一。彼に出す處多ければ我に有

處不足して我用を欠く、其害二。其物滅し其用不足する故其價大に貴に至る、其害三。其利を得る者は數輩の商賈にして其害は全國に被る、其害四。縱令物品を金銀に換るとも、金銀も從來事を欠にあらざれば此上の事は不用にして有用の物を減するに替る事なし、其害五なり。目今已に交易の爲に物價騰揚して四民共に其害を受て殆困難に及ばんとする勢也、是交易を開ける害なり。

交易を開たる害は聞くごとくなれば猶いつまでも鎖國すべきか。又鎖國の害もありしや。

鎖國は、二百餘年の染習となりたる事なれば其害尤大なれども、皆人鎖國の害たる事は心付ざるなり。其の次第を説んに、二百年前には亂世に次たる比なれば衣食住を始萬事質素易簡にして、事物を亂世に思ひ比ぶる故人事も穩にして不足もなかりしなれ共、太平年久敷に隨ひ驕奢に成行も自然の勢にて、日本國中諸大名の手前漸々に驕傲鄭重になりて參勤交代を初今日の諸用に付金銀の費は次第に多くなれ共金銀は増す方なく、國中の人口は増多に及べども土地は古昔の儘なれば費す處多くして出す處少く、下なる者も是に准じ富る者は分を忘れて驕に長じ貧きも是に效ふて貧を忘れて驕らんとすれば各自に困窮逼迫を招き、加之太平の恩澤に浴して遊手徒食の輩但今日となりては武士も遊手徒食の類也十の九に至れば生る者は依然として如く前食む者而已増長する故物價自ら貴く、物價貴に隨ひ金銀不足す、金銀不足すれば四民困窮を生ず。乍併農・工・商の三民は力を以て食ふ故物價に隨ふて力役の價を増す故猶爲すべき様あれ共、唯士と稱する者は大名を始として收る處限り有て出す處其限を超えるに至れば實に爲すべき様なし仍之

鎖國封建の制諸大名各一國一郡を鎖閉して己に利あれば他に害あるを顧みず、利政聚斂いたらざる處なけれ共國用の不足を補ひ難ければ、不得止諸士の俸祿を借り豪農富商を絞り細民の膏血を吸ふても今日の急を救はざる事を得ず。農・商も是が爲に疲弊を受る故愈々物價に就て其窮を免れんとするを以其弊又士に及び交互困窮するに至る。仍之上下共に榮辱禮節の差別も亂れて民心離叛に及び、一揆を起し窮を訟へ上に迫るに至るも亦少なからず、事重疊にして年を経て遂に騷亂を招かざる事を得ざるも必然の勢なり。さらば此弊を救は如何と云に大節儉を行ふて衣食住を初不益を省き有用を足す事なれ共、不益を省ひて猶足らざれば遂に有益を省くにいたる、有益を省く時は與ふべきも與へざるに至り、且官自ら儉して漸く官の急を救ふ勢なれば士民の急を救ふに違あらず、於是士民も亦自ら儉して其窮を免れしめん事を欲し、其驕奢の弊を矯めて嚴令を下し華屋を毀ち美服を剝て質朴の古風に復さんとすれ共、浸潤して下り來れる時風を一頓に復せんとするの難き而已ならず、奢侈已に氣習となつて奢侈たる事を思はず、却て節儉を以て困難苛酷の新法の如く心得、己に益するの主旨を察せずして自ら損しても猶驕惰の習慣に安んぜんと欲する故人情を以て拂戻なき事あたはず、人情は拂戻すれ共外に救恤を施すべき術計なく、又虐て課するに比すれば惠政とも云べき程の事なる故大儉を善とせざる事を得ず、雖然驕弊を矯て拂戻を生じ、士庶上下の人氣險惡鄙野に落入て四維を以て治めがたきに至るも亦不得止の勢なり。方今航海自由を得て萬國比隣の如く交易する中に就て、日本獨り鎖國の法

を固くする時は外寇の兵燹を免るゝ事を得ず、其時に當つて治世すら殆困極せる國勢を以て兵備を嚴にし或は離叛或は拂戾の士民を驅て防禦の策を建攘夷の功を奏せん事甚以無覺東一次第と云べし、是鎖國の害なり。

交易を開きたる害も大にして鎖國の弊も亦甚し方今の經濟如何して宜に適ふべきや。

天地の氣運と萬國の形勢は人爲を以て私する事を得ざれば、日本一國の私を以て鎖閉する事は勿論、たとひ交易を開きても鎖國の見を以て開く故開閉共に形のごとき弊害ありて長久の安全を得がたし。されば天地の氣運に乘じ萬國の事情に隨ひ、公共の道を以て天下を經綸せば萬方無碍にして今日の憂る所は惣て憂るに足らざるに至るべきなり。

天下の大なるは姑く捨て、先づ一國上の經綸如何せば可ならんや。

萬國を該談するの器量ありて始めて日本國を治むべく、日本國を統攝する器量有て始めて一國を治むべく、一國を管轄する器量ありて一職を治むべきは道理の當然なり。公共の道に有て天下國家を分つべきにあらねど、先づ假に一國上に就て説き起すべけれ共擴充せば天下に及ぶべきを知るべし。凡封建にして鎖國するの困難は國郡の大小によつて差別あれど、譬ば一斗なれ一升なれ升を以て斗りたるごとく何事も其升内にて辨ぜざる事を得ず。仍之其善き者は己を儉して用を足す譬へば衣を典して米を買ふが如く寒を忍ばざる事を得ず。其善からざる者は下を虐て己が用とすれば股を切て口に充つ、腹に滿て

身弊るといへるがごとし。且自國豐熟にして他國は凶歉ならん事を祈るごとき氣習なる故、明君有ても纔に民を虐ざるを以て仁政とする迄にて、其眞の仁術を施すに至らず、良臣といへるも土地を開き府庫を充るを務として孟子の所謂古の民賊たる事を免かれず。又民間の生産も搬出する先々に限りあれば出す事多ければ、必其物品を壅滯し其價を卑して或は姦商の詐術に落ち大に價を減する事あれば民も力を勞するに倦て勉勵せず官府亦大に産を制する事を得ず。一國に金銀の出納も是に准じて歉歲に少なき事はあれ共豐年に多きに至らず、大約窮屈にして支拮多かりしに方今交易の道開けたれば外國を目的として信を守り義を固して通商の利を興し財用を通せば君仁政を施す事を得て臣民賊たる事を免かるべし。其概略の條理如此。

五穀租税の外并糸・麻・楮・漆の類を初惣て民間に生産する處舊來悉く商賈の手に賣渡す故に其價尤賤く、就中姦商に逢へば種々の欺詐を受て其半價を得て止む者も亦多し。□是を官府に收むべし、其價は民に益ありて官に損なきを限とし、官に於て別に利を見る事なければ民自ら其惠を蒙るべし。

但横濱・長崎等より物品月々の相場を聞調べ、民間にて賣る處の相場に引當、諸港への運賃其餘の雜費を加へ官府に損なくば民の乞ふに任せて精々高價に買べし。

一國中の所産凡幾十萬金なるべし。悉く官府に買ふ事を得ざれば、たとへば福井三國港等に大問屋を設け豪農・富商の正直なる者を選び元締となし、諸産物を買ふ事官府と同様なるべし。

一以上諸物品を作り出し或は作り増んと欲すれ共、力足らずして意の如くなる事を得ざる者多し。官
 又是に錢穀を貸して其の意を遂しめ其物品を官に收め、其價によつて其債を償しめ又利息を見る
 事なければ民大に便を得て且惠を蒙るべし。

但元仕込・夫食・糞^{フジキ}し仕入といへる類悉官府より貸出し利息を取事なく、相對に高利の金銀を借
 の元費を免れしむ。惣て官府の貸出しは元金を損せざる迄にて利を見る事なかるべし。官府の利
 は外國より取るべし。

一以上の諸物件其他民間所産の生育・製法等に付簡便の方法器械等あるは先づ官に試み其實験を經
 て是を民に施し教へ導くに惻怛の良心を以てすべし。

但養蠶術を初め諸産生方并農具其外にも大に人力を省き便利の仕方もある之由、是等皆官府に於
 て十分試験に及び衆人の信を取りて後施し行ふべし。たとひ便法なり共新の事を強ふれば却て
 民心を害する事多し。

一工・商も亦同じ。其米錢を貸し其便利を教へ其活計を通利せしむ。

遊手徒食の類皆其好む處に隨ふて各其職業に就しむるに其用其具悉く官よりは是を貸すべし。

以上の諸件に付き邪正の刑賞・勤惰の勸懲は惣て牧民の職に在る者の心力を竭すべき所也。

民の急を周ふして其生を遂げしむる事は粗其要領を聽得たり。士たる者の困究は如何すべきや。

士は世祿を食て各分限あり、其分限を忘れて節儉を修めず驕惰の爲に困窮に落入ものは恒の心を失へ
 る徒なれば素より論するに足らず、其困窮の憐むべく周ふべき者は災厄に遭ふ者と分限に過て眷族多
 き者なり。其災厄は火難病患の類皆不得止事共なれば其大小輕重に従ふて救濟の制を設けて假貸賑
 恤し、其多眷の如きは大約左の如し。

士たる者の弟次男のごときは年比となりても妻を迎へざるは天下一同武家の制なれば誰人異とせざ
 れ共、壯より老に至る迄夫婦父子の大倫を廢して知る事を得ざる故、是が爲に不行跡に至る者も又多
 し最可憐の至なり。當今富國強兵を事とすべき時勢なれば此輩をして各其用に充べきなれば先づ其
 才力の長短によりて是に多少の俸祿を與へ、差當る衣食の急を免かれしめ、其用る處に隨て是に居所
 を與ふ。譬へば航海に志ある輩は海濱に居らしめ航海の具を與へ、養蠶を願ふものは桑田に居らしめ
 て蠶室を與ふといへる如く、各其好む處によつて其生を聊せしめ、其功勞を察して其俸祿を増し妻を
 迎へ子を擧るに至らしむべし。海濱に在る者は遂に海軍の用に充つべく、桑田に在る者は陸軍農兵の
 用に備ふべし。其他刀匠・銃工を初國用に充つべき事に力を竭んと願ふものは悉く請に任すべし。
 一處女の如きも亦同じ。専ら養蠶の道を教へ、其他好む處に隨て紡績・織紉皆其物品を與へて其力に
 食しむべし。

一假令多眷ならず共、一藩の婦女をして養蠶の術をなさしめば各自の富足を得る而已ならず、遂に國

用を裨益するの偉績をなすべし。

凡國を治むるは則民を治るにて、士は民を治るの具なり。勿論士民共に孝悌信忠を教るは治道の本源なれ共、教は富を待て施すべきも聖人の遺意なれば、澆季の今日に當つては猶更富すを以て先務とすべし。

士民を富すは當今の急務なるは聞へたれ共、富足の政を爲すには盡く財用によらずと云ことなし。於_ニ官府_一如_レ此財用を給するに如何の術ありや。

財用の融通鎖國の昔日に比すれば大に其便宜を得たりと云べし。今や民間に無量多數の生産あり共是を海外に運輸すれば價を減ぜず且壅滯の憂なし。されば勉めて産を制するが爲に民を富し、産を生ずるによつて國を富し士を富すべし。一隅を擧て是を譬んに先づ壹萬金の銀鈔を製し民に貸して養蠶の料に充て其繭糸を官に收め、是を開港の地に輸し洋商に賣ならば大約壹萬千金の正金を得べし。如_レ此なれば楮札數月を閱せずして正金となつて、言ふべからざるの鴻益ある而已ならず、加ふるに千金の利有り。官府此利を私することなし公に衆に示し悉く是を散じて救恤し其他出て反らざるの所用に給す、仍_レ之利を得る事多ければ所用益足るべし。晉繭糸而已ならず民間の所産制するに此法を以てし、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずる事前の如くならば民間の生産も無數に増進し、官府も年々正金の入るを見て正金に富むべし。正金の融通自在なれば物價の貴きは憂るに足らず、上下の便利是に過た

るはなし。乍_レ併もし楮銀増溢の恐れあらば、正金を以て銀局或は司農局に就て楮銀を買ふて其用に給せば官府諸局の殷富も足を翹て俟つべし。國庫の内糸・染種合せ十萬餘金なるべし。此二種を假に官府の扱ひと見ても夥數の正金にして是に換るべし。鎖國の昔日も銀札を以て爲替に組めば銀札にて正金となること今日に同じき様なれども、昔の爲替は前以照合約束有て今日のごとく斷限なき事には至り難し。且爲替の正

益の利ありべき事也。乍併物價の貴きに隨ひ通用金も多からざれば世上の融通逼迫にして諸人の難産なれば、銀札出來の員數も鎖國の了見を以て量りては不適合なることとなす。鎖國の昔日も銀札を以て爲替に組めば銀札にて正金となること今日に同じき様なれども、昔の爲替は前以照合約束有て今日のごとく斷限なき事には至り難し。且爲替の正金多く江戸の用となりて國中の益となる事なき故、銀札を出すこと多ければ銀局の障りとなる恐ある故、今日の如く楮大の融通には至りがたし。今は品物さへあれば外國に賣込故、海河へ流すが如く、紙札の正金に化すること難指支あることなきは交易の助けたる利益なり。 今や日本國と外國

と銀幣の直平均を得ざるを以て幕府大に混雜を生じ、全國の困窮にも及ぶべき勢あり。自_レ今海外の強國幅輳して無數の洋銀を運輸し日本の商賈を壓倒せんとするの時なれば、鎖國の舊見を以て日本國限りの制度を建て抗衝せんと欲すれ共敵すべからざるは眼前の事にして、日本貨幣の權柄遂には彼に奪はれて洋銀と一般の價直となるべきは必定なれば、一國中の物價も今日騰揚せしむるも又一種の見聞なり。日本の物品を洋銀に易れば非常の下直となるを以て猶更外國の利を附益して日本の損失となれば、物品の高價なるは日本の益なり。乍_レ併物貴して金銀不足なれば世上の融通逼迫する故、たとへば物品三倍の高價とならば銀札も亦三倍に増益せざれば貨財流通し難し。官府の正金山の如くならんには通用の銀札水のごとくなる共故障も懸念もある事なくして士民共に大に便宜を得べし。於是官府其富を群黎に散じ窮を救ひ孤を恤み刑罰を省き稅斂を薄し教ゆるに孝悌の義を以てせば、下も好生の徳に懷ひて上を仰ぐ事は父母の如くなるに至らば教化駁かに行はれて何事をか爲すべからざらん。推て天下に及ぼすも亦難からざるべし。

天下國家の經綸も根元の政事を棄て只管交易通商を本とする由なれば、當時となりては惣て西洋風を善として國天下の法則とも爲す可きにや。

通商交易の事は近年外國より申立てたる故俗人は是より始りたる如く心得れども決して左にあらず。素より外國との通商は交易の大なるものなれ共其道は天地間固有の定理にして、彼人を治る者は人に食はれ人を食ふ者は人に治らるゝといへるも則交易の道にて、政事といへるも別事ならず民を養ふが本體にして、六府を修め三事を治る事も皆交易に外ならず。先づ水・火・金・木・土・穀といへば山・川・海に地力・人力を加へ民用を利し人生を厚ふする自然の條理にして、堯舜の天下を治るも此他に出でず。九川を決り四海に注ぎ映滄を濬し川を距り有無を遷し居を化す皆水路を開き舟楫を通じ、民をして粒食を得せしむ交易の政事にて、就中禹貢には土地の性質によりて金・銀・鉛・鐵を初蠶桑・染糸其外所有物産を開き河海山澤を通利し貢賦の制をも定られたる大交易の善政丕績は勿論にて、八政にも食貨を先にし、九經も庶民を子とし百工を來すの事あり、是等皆大聖の立定められたる善教仁政にして萬世に互り永く頼るべき大經大本也。然るを本邦は中古以來兵亂相尋ぐの世となり、王室微にして諸侯群國に割據し各疆域を守り互に攻伐を事とすれば生民を視る事艸芥の如し、夫役の苛虐・軍餉の暴斂至らざる所なし。政教已に地を拂ふて韜鈴に長するを明主とし謀畧に宜きを良臣とせる時世となる故に慶元(佐渡守正格)の際既に建棄の代となりても猶餘風を存し、本多佐州を初帷幄參謀の名臣悉皆 徳川御一家の基業盛

大固定に心志を盡して曾て天下生靈を以て念とする事なし。自是以來當時に至る迄君相の英明頗る多しといへ共皆遺緒をついで御一家の私事を經營する而已なれば、諸侯亦是に倣ふて各家祖先以來の舊套によつて君臣共に自國の便宜安全を謀つて隣國を壑とするの氣習となれる故、幕府を初各國に於て名臣良吏と稱する人傑も皆鎖國の套局を免れず、身を其君に致し力を其國に竭すを以て、忠愛の情多くは好生の徳を損し却て民心の拂戾を招く國の治りがたき所以なり。日本全國の形勢如レ斯區々分裂して統一の制あることなければ、癸丑の墨使彼理が日本紀行に無政事の國と看破せしは實に活眼洞視と云べし。當今忌諱を犯して論する時は 幕府の諸侯を待つ國初の制度其兵力を殺ん事を欲するによりて參勤交代を初大小に隨て造營の助功・兩山其他の火防・關門の守衛且近年に至つては邊警の防守等最勞役を極めて各國の疲弊庶民に被る事を顧ず、又金銀貨幣の事より諸般の制度天下に布告施行する所覇府の權柄により 徳川御一家の便利私營にして絶て天下を安んじ庶民を子とするの政教あることなし。彼理が無政事といへるも寔に然り。鎖國の制割據自全に安んずる習俗なればこそ幸にして禍亂敗亡には至らざれ共、方今萬國の形勢丕變して各大に治教を開き、墨利堅に於ては華盛頓以來三大規模を立て、一は天地間の慘毒殺戮に超たるはなき故天意に則て宇内の戦争を息るを以て務とし、一は智識を世界萬國に取て治教を裨益するを以て務とし、一は全國の大統領の權柄賢に讓て子に傳へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし政法治術其他百般の技藝器械等に至るまで凡地球上善美と稱する者

は悉く取りて吾有となし大に好生の仁風を揚げ、英吉利に有つては政體一に民情に本づき、官の行ふ處は大小となく必悉民に議り、其便とする處に隨て其好まざる處を強ひず。出戎出好も亦然り。仍之魯と戦ひ清と戦ふ兵革數年死傷無數計費幾萬は皆是を民に取れども、一人の怨嗟あることなし。其他俄羅斯を初各國多くは文武の學校は勿論病院・幼院・啞聾院等を設け、政教悉く倫理によつて生民の爲にするに急ならざるはなし、殆三代の治教に符合するに至る。如く此諸國來て日本の鎖鑰を開くに公共の道を以てする時は日本猶鎖國の舊見を執り私營の政を務めて交易の理を知り得ずんば愚といはずして何ぞや。宜敷支那に鑒るべし。彼は亞細亞洲中の大邦にして往古大聖相繼で勃興し文物萬國に先達て開けし故、草昧の外國を九夷八蠻に分つて懷柔の政を施せし以降主暗愚にして失ひ賢明にして興り世代革命多しといへ共自ら中國華域と稱し、外國を待つに蠻夷を以てするは古に異ならず。今の滿清は古の所謂北狄より興り、明を滅して中國に入り邦俗をも一變せしかど、康熙・乾隆の諸帝賢徳有て政治を明かにし文教を一新し克く太平を致すと、へ共、開國以來百數十年道光・咸豐に至つて昇平の久敷其弊驕傲文弱に流れ、海外諸國の往々理を窮め智を開き仁を施し義を崇び國富み兵強く諸夏の亡きが如くならざるを知らず、待つに昔日の夷狄を以てし蔑視する事禽獸に等しきにより、道光の末年鴉片の亂により大に英國の爲に挫折せられ不得止和親の條約を立るといへ共、朝野の氣習驕惰侮慢にして約を守ることを堅からず、數變數約毎に彼が大義に屈し兵威に怖、好港沃土を折て其違約の罪を償ひ其屈辱を極む

れ共朝廷無一人優游無斷會て懲愆の念なく、又和戰の議を決せず唯偷安を私するのみならず猶約に背ひて英使を濫殺する暴慢の行あり、仍之英國怒らざることを得ず、今歲四月佛國と兵を併せ大舉して其不信不義の罪を討ち、七月遂に天津の河口を破り進んで北京に迫れる故、清王大いに恐て韃靼に遁逃するの風聞あり。支那たとへ英國の好意によつて帝國の號を存するとも、國體の隕墜如斯なれば後帝號を専らすることを得べからず。支那は日本と唇齒の國なり。其覆轍目前に在て齒已に寒し坐視傍觀の秋にあらず。於是今や天徳に則り聖教に據り萬國の情狀を察し利用厚生大に經綸の道を開ひて政教を一新し富國強兵偏に外國の侮を禦んと欲す。敢て洋風を尙ぶにあらず、聞く人其原頭を愆り認る事なかられ。

(地) 強兵論

富國の道は已に聞く事を得たり。強兵是に次ぐべし。當世の兵を説く、或は固有の短兵接戰の利用を確執し、或は西洋銃陣の猛烈を主張す。其優劣利害如何。

昔時の如く日本國中の事ならんにはいづれにもあるべけれども、當今航海大に開け海外の諸國をも引受ずしては適はざる時勢と成りては、日本孤島の防守は海軍に過たる強兵はなし。

海軍の事は是迄 本朝において法則とする程の聞へもなく、又西洋法も開けたりとも見えざるに、何を以て其利用を知るべき。

先づ世界の形勢航海の盛大となつて、海軍の專要なる事より説くべし。本邦の事は姑く舍く、五大洲の内亞細亞中の支那は東面海に臨みたる巨邦にして、文物早く開らけ稻・麥・黍・稷を初人類の生活において足らざる事なく、其他智巧・技藝・百貨・玩好に及ぶまで皆内地に取て欠事なくして豊饒なれば、上朝廷より下庶民に至るまで誇大驕傲の風習あつて、海外の諸國來て貿易するを准せども往て事物を求るに意なく、又人に取て智識を開らく事を知らず、是支那の兵力衰弱にして諸州の凌辱を受る所以なり。歐羅巴は是に異なり。其疆域東方而已亞細亞の地に接して三面海に濱し、地球の西北に位し亞細亞に比すれば尤偏小にして事物缺欠多きを以て他に求めざる事を得ず。仍之州内諸國各航海を事とせざる事を得ざるも又自然の勢にして、百般の貿易は勿論時としては兵艦を航し互に掠略劫奪して其疆土屬地を開拓するを務とす。波爾杜瓦爾の亞弗利迦の喜望峯を過ぎて印度海に航し、伊斯巴尼亞の閣龍は北亞米利加の東邊に到り亞米利加の南亞米利加を檢出せし杯を初として競ふて遠略を事とせり。就中英吉利は歐羅巴洲の西邊に屬する孤島にして環海の國なるを以て、最も大に航海を務め屬地を擴め専ら富強を事とす。我文祿の頃和蘭初て印度に通販して大利を得たるにより、英吉利是を羨み相繼で到り、其他佛蘭西・亞米利加・呂宋・葡萄牙等も又各商埠を立て販賣す。印度は亞細亞の南大部にして四方中に五分し、土地壤沃物産の豊饒各國に甲たる故、英吉利遂に幾多の軍艦を航し數戰の後其王を逐ひ其國を奪ひ、今日に到ては南・東・中の三部は已に英の所屬と成て、西・北の二部而已猶各自の國王あり。西人會

て印度物産の富足萬國に冠絶するを以て世界中の寶藏と稱するに、英吉利特り其利を擅にせり。仍之英の印度を重んずる事本國に超て駐守の兵備最其嚴を致す。英は海内の強國にして歐羅巴・亞細亞・亞米利加・亞非利加・澳大利亞の諸洲に於て吞併の屬地三十五部、海内の民數五分の一を有つて強大無比と稱するも、其因る處は印度の富庫あるを以て其勢力を逞ふする事を得たる也。惣て西洋の諸國古より今に到つて大小の兵革息む時なくして、就中文化年間佛蘭西僞帝の亂を古來未曾有と稱し、歐羅巴諸州陸軍の制此時より一變するに到れども、近年魯西亞の土耳其・英・佛との戦争は是に過たりといへり。夫魯西亞は東亞細亞より西歐羅巴に互り廣袤圓方四百五十萬里の疆域にして強盛諸州に冠たれども、其地勢北は氷海に到り、南は黒海・土耳其に至り、東は亞細亞の藩屬國に接し、西は歐羅巴の諸州に連り、大約東西に長くして南北に狭し。廣大如是なれども黒海の亞速・白海の澤加牙・東海の汾蘭利牙の諸港と東北隅に甘查甲あれども、共に海運に便ならずして遠略を務るに利あらず。於是裏海に傍ふて陸路(路カ)より西北の西印度を略し、遂に東・南・中の三印度を取つて英國の膏腴を殺ぎ、印度海に向ふて大に航海を開き雄圖を海内に擅にせん事を希望し、興都哥士の大山を隔て英と阿付哥尼部を争ひ兵結んで解ざる事數年、魯もし志を得れば英必屈すべきの勢なれば英全力を竭して是を捍拒す是英・魯の仇讎をなす原因也。近年魯又土耳其を略して地中海より航路を大西洋に開かんとせしを、英・佛これを助けて魯と抗拒して黒海及地中海に戦ふ。紀元以來海軍の大なる此時に過たるはなく、海軍の制一變して、英國新

に迦農船を製して魯の堡砦を攻撃して其銳氣を折きたり。鬭爭數年死傷數十萬人、和約成て魯國軍艦を地中海に置く可らざるを誓ふて互に兵革を收たるといへども、魯猶大志を遂げざるを愠り、間牒を印度に遣つて各自の國王を慫慂して兵釁を鼓舞し、其弊に乗じて英の所轄を掠略せん事を謀り、又滿清に約して黒龍江の地を借り馬頭を開らき、日本海に向ふて大に航路を通じ、宿志を朝鮮海より南大洋に偃んとす。議已に決して黒龍江より都府比特革に到つて七千餘里火輪車の鐵道を造り畢るといへり。魯國の日本に通じて慫慂を致し又蝦夷の經界を論ず、其根據知るべき也。黒龍江は我北蝦夷の薩哈連に隣れば其馬頭繁盛に到らば諸州の船舶日本海に輻輳して、英・魯の戦争も亦數年ならずして日本海面に起らんとするの勢あり。此時に當つて日本咽喉の地に在て其嚮背大に二國の強弱に關係すれば、二國必日本を争ふべければ日本の危険尤甚しといふべし。今年英・佛大舉して滿清を討ち天津を破り京畿に迫る。魯鶴蚌の勢を傍觀して一虎の斃るを待つに似たり。魯もし志を支那に擅にすることを得ば實に獲るべからざるの強盛を致すべし。英の畏憚するも亦宜也。海外の形勢如此日新月盛なるに日本獨り太平の安を偷んで、驕兵を驅て兒戯に等しき操練を事とすとも何ぞ敵愾の用をかなすべき。海軍を捨て防禦の策なき所以なり。

外國の形勢聞く如くなれば、此時に當つて日本國の所置は如何すべきや。

日本は亞細亞に屬する東海中の一孤島なること、猶英吉利の歐羅巴に於るが如し。其國の環海險惡且風暴發の恐れあつて航海頗る艱難なる故自ら外寇の侵襲を免れ、四國・九州を分つて運輸を便にし物産を富足し外國に求ずして欠ることなし。造化の主宰何の好意を以て如是なる善美の邦域を造り、日本人何の幸あつて如此樂國に生ずるやと、魯西亞の堅布爾が鎖國論に讚美せるが如し。天險自然の國勢にして、剖判已來外國の侮りを受たることなし。雖_レ然前にもいへる如く外國の形勢大に變じて航海の術盛に開け、洋裡の通航は平陸よりも便捷にして、火輪船を發明せし以來は千萬里亦比隣の如し。地球上氷海を除くの外は至らぬ隈もなし。天險も恃みがたき時勢となれる中に日本のみ獨立鎖國してあるべき様なければ、魯西亞は數十年前より通商を乞へども准されず英吉利の乞へるも准されざるにより、米利堅深く謀り遠く慮り嘉永癸巳_(五カ)に到つて軍艦を引て浦賀に航し兵威を輝し虚喝を示し漸く其鎖鑰を開きたれば、魯・英・佛の諸國も相繼で來航し各和親貿易の章程を立たり。仍_レ之日本稍海外の情狀を審にすることを得たるに、猶舊見を固執して短兵陸戰を本邦の長技と頼み、或は俄に銃陣を學んで侮を禦がんとする、實に可_レ憐の陋習なり。今となりては日本孤島譬へば大船の如し、四海は陸地の如し。我陸軍を以て彼の海軍を待つは船に乗て陸上に戦ふが如し、彼主にして我客なり。我は進んで撃に難く退て守るに處なし。彼は利を見て進み不利を知て退く、進退自在なれば、致さるゝことあつて致すべからず。且彼二三艘の軍艦を以て東浮西出せば日本沿海悉く守らざることを得ず、徒らに奔命に疲れて戦はずして斃れんとす。又近海に横行して海運を妨げ奪はゞ、全國彼是の通路を絶て困難いふべからず。江府

の如きは數日を出ずして飢餓に至るべし。是等淺近の數件によつて考察すとも陸軍の用なくして海軍の興さずんばあるべからざるを知るべし。英國を按ずるに禦外侮治屬地不_レ得_レ不_レ籍_レ兵力_レ以_レ壯國威_上。一千七百九十六年内外歩騎五萬七千二百五十人、一千八百十五年二十五萬人、一千八百四十八年歩騎十二萬二千八百人、小校九千九百人中校五千九百九十五人、馬一萬一千匹、一千八百五十二年十萬二千人、外二萬五千人屬_三東印度公司、印度土人隸_三軍籍者三十餘萬人、此外如_三造鉛丸・控地洞等_一匠役一萬五千人、大英兵船最爲_三著名_一、一千八百四十八年兵船六百七十三號・常用者四百二十號・火輪船亦在_三其數_一。礮一萬五千位・水手二萬九千五百人・駐防水陸軍士一萬三千五百人將校九百人、與_三法蘭西_一戰時兵船一千號・水手十八萬四千人、至_三今日_一而火輪兵船計七百號餘甚多。船中軍士水手八萬八千人、軍裝火器船二百四十號云々。軍士較_レ前多至_三二倍_一、一千八百五十六年共二十餘萬騎云々と見えたり。文祿中豊臣氏朝鮮の役に日本の兵數三十五萬騎といへるを、英國に比較するに餘りなきにあらず。且日本と英國とは國勢相似たれば強兵を務むるも英に則り、假に英國の常用に擬して四百二十號の軍艦礮一萬五千位を備へ水手二萬九千五百人軍士一萬三千五百人將校九百人計を海軍となし、開港の諸地に於て兵營を設け兵艦を繋ぎ、不虞に備へ變に應じ互に相救は_レ略大方の侮りを禦ぐに足るべし。英國は西北に偏し地勢宜きを得ざれども、環海の便宜あるを以て克く遠略を擅にすることを得て強大今日の如きに至れり。況や本邦は地球の中央に位し、環海の便四通八達英に勝ること萬々なれば、幕府もし維新の令を

下し固有の銳勇を鼓舞し全國の人心を固結し其軍制を定め其威令を明かにせば、外國の恐るゝに足らざるのみならず、時あつては海外の諸洲に渡航し我義勇を以て彼が兵争を釋かば、數年ならずして外國却て我仁風を仰ぐに到らん。

海軍の必用なるも 幕府の命令によらでは興すべき様無きに似たり。然るを是を一國に施さば如何してよろしからん。

當今 幕府の命に據らざれば分國限りのことなれば海軍と稱する程の事は出來まじけれども、先づ士分の内當勤は勿論弟子の航海に志あるものには其才によつて多少の月俸を與へ衣食の急を免かれしめ海濱に居住せしめ、初めは手寄能き漁船に乗て獵業をなし或は商船に乗組て他國に航し海上の風波に馴しむべし。官府別に「コツトルスクーネル」等の異様船二三艘を造つて_{軍艦製造に志あるものは此役に供すべし}惣督の人を任じ衆と是に乗らしめ、是に二三千金を與へて其出入を問はず一船の計議によつて物品の交易或は鯨獵等惣て其所好に任せ、もし交易して利を得ることあらば是を一船の人員に頒付し、還本は再度の用金に充つ。鯨獵も亦同然なるべし。如_レ此せば功驗を見て利あるに進むは人の常情なれば、窮士等大に便を得て其術を窮め其業を樂しむに至るべし。又人々の好みによつて測量推歩の術をも學ばしめ、是を實地に試むべし。士人常に他邦に往來して見聞を廣め襟懷を宏にし、或は颶風怒濤に逢ひ一船心力を合せて相救ふの艱險に習ひ、勇義自ら奮發して海を視ること平地の如くなるに到らば 幕府新令の日を待て必海

軍の用に供すべきなり。

先づ航海に馴れて遂に海軍の用をなすべきは聞へたれども、是を強兵と稱するは如何に。

士人をして武士道を講明せしむるに過たる強兵なしといへども、其心膽を實事上に練磨することは海軍より善きはなし。凡人は貴賤賢愚によらず一心決定して動かざるより強きはなし、即ち志の奪ふべからざるもの也。人必死の地に入れば心必決す。古の兵を善くする者舟を沈め水を背にす、皆是を必死の地に置きて必勝の策を定るなり。今數百年の昇平に習慣し來れる驕兵を以て徒らに行伍進退を訓練すとも、戦闘の實地に臨み炮聲如雷白刃如電に至らば恐くは畏怖狼狽を生ずべし。加之海陸の接戦已に主客の勢を異にすれば、海軍にあらずしては決して對抗することを得べからず。試に一國を論ずるとも敵船もし二三里外に停泊して種々の變態を示さば、陸地防守の兵を出すこと一處に止るべからず。且進撃の銳氣なければ必退守の念なきこと能はざるは自然の勢なり。海軍は是に反し隨ふ處犄角の用を爲すべく、一船即必死の地にして士卒力を一致せざる事を得ず。孫子も兵士甚陷則不懼、無所往則固、入深則拘、不得已則鬪といへり。古來兵制の沿革一ならず、源平の頃は弓馬・長刀を専用し、應仁の頃より鎗を以て上功とし、騎戰廢して步戰多し、弘治の頃より鐵炮行はれて弓矢自ら廢れたるも、利用の時勢に切なるにより自ら變革せざることを得ず。今は陸軍を後にして海軍を先とすべき時なるのみならず、驕兵をして強兵と變ずるも亦海軍に如くべからず。試にいはいはゞ一國の兵士一萬ならば強壯七

千を以て海軍となし老弱三千を以て内地の守衛に充て可ならんか。然れども一國俄に海軍を興すべくもあらねば先づ其好む所に隨ふて手を下し、海に馴れ船に習はし平時といへども一船力を戮せて死を共にするの氣習を存せしめば所謂逸道を以て勞し生道を以て殺すの權宜にして、異日海軍の用を爲すに足れり。今や幕府航海を開かるべきの聞へあれば、弛禁の時を待て列藩に先立速に交易通商に托して海外の諸國に航し、其情狀形勢を觀察し時としては戰爭の實地を踏ば精神自ら湧發して初て太平の習氣を脱し、傳聞の者といへども志氣を奮勵し銳勇を興起すること豈記載を讀み畫圖を見るの類ならんや。是等皆強兵の事にして海軍を専らにすべき所以なり。其軍艦の製造・戦闘の方法の如きは幕府の命令を待て他日の講究にあるべし。

(人) 士 道

文武は士たる者の職分にして治道の要領たる事は誰しも稱道する處なれ共、今其文と指す者は經史に通じ古今に涉る藝にして多くは空理に入り博通に流れ、甚敷は記誦詞章に止る。其武と稱する者は馬を馳せ劍を試る術にして、徒に意味を談じ高妙を説き、或は刺擊猛烈を尙び甚敷は勝敗を競ふるに至る。是故に學者は武人の迂濶龜暴にして用ふるに足らざるを鄙しめ、武人は學者の高慢柔弱にして事に堪へざるを嘲り互に相容れず、治具却て爭端を啓き矛盾を事とするは、日本國中の通弊にして其道の原頭明らかならざるにより。唯國を治るに文武を以てするといへる虚聲に吠へて其實理を舐察せざる故、

今の文武は相争ふの媒となるのみにて治を圖るに用ゆべからず。さらば其眞文眞武は如何といふに、文武といへる事の古へ物に見えたるは書の大禹謨に帝舜の徳を稱述して乃聖乃神乃武乃文といへり、是ぞ眞の文武の本義にして當時讀むべきの典故習ふべきの武伎あるべくもあらず唯其聖徳の外に發せるを指し其仁義剛柔を形容して文武と云、素より徳性による事にて決して藝術抔に關るべき事にあらざるは勿論なり。後世是を分判して兩途となし兩事と立たるは大に古意に反れるなり。本朝も中古争亂の時に當つても有識の將士は權謀・智術・強勇而已を以て衆を服し國を治るに足ざるを悟り、心を雨矢霰彈の中に治め膽を千槩萬刀の下に練り、自ら反して己を脩め人を治るの方法を工夫自得せる故克く開國創業の功を成し或は輔翼贊成の勳を建たり。是尙武の本意心術に在て伎藝にあらざる所以にして、加藤清正主の大十文字・本多忠勝主の蜻蛉切師傳あつて修行せられしといふ事も聞かざれども、一心の鍛鍊より發して、先登陷陣八面無敵武名を汗青に傳へ君を輔け亂を撥ふの功業一時を掩ひしも皆武道の致す所にして武術の所爲にあらざるを見るべし。今の武術の興るや織・豊二氏の時に當て天下寢定り、戰爭特に息まんとす。於是上泉氏を初刀鎗其他の武伎に精絶せる徒各流祖と成て戰鬪の實地に擬て其伎術を傳へ心を死生の外に鍛鍊する事を教ゆ。天下の將士も己に心を實戰の地に鍛鍊する事を得ざるの時となつては各師を求めて學ばざる事を得ず。雖^(安房守)然教る者學ぶ者此心法を先として伎藝を後にす、依て昔時其伎に長ざる者は必時事に達す。就中北條房州・小幡景憲の兵理を説く、専ら經綸に任して

行伍進退に止らず。柳生^(但馬守)但州の 猷廟に仕へて大政に參預し、宮本武藏の細川家に賓師として國事を謀りし如き、皆一時の人材俊傑にして後世の兵家武人を以て稱する類にあらず。武藏の武を教ゆるを聞くに一向心法に本づき、反求・克己・齊家・治國士道の本意を講究するを常とす。然れども空手の坐論而已にては禪家の觀法に類し空理に落るを以て、時としては敵手に逢ひ刺撃に當り學ぶ處の心術の治否を鍛鍊せしむ。故に木太刀の演習は一月中僅に六次にして、其他は武士たるの實躰を講習切磋せし事とぞ。唯武藏のみならず、當時の武人大約如此なりしは各其傳書の奥旨を見て知るべし。乍^(併)亂後不文の世態理を説き道を談するに多くは手を佛氏に假れるを以て、止むことを得ず佛理に似たるも亦尠からず。古人武を學んで文なる事概如此なりき。爾後昇平久敷に隨ひ文華日々に開け文學を業とする者出來りて就て學ぶ者亦多し。依^(之)武人と稱する者多くは文旨にして偏武の伎藝に局し、只管其術の精妙を得んと欲するを終身の務とし、有文の世に生れて一丁字を知らず、其拙劣を極むれども敢て羞辱たる事を知らず、撫^(レ)劍疾視唯敵に勝て君恩に報ぜん事を志願とし、其汗れるに至て數家の許狀を得て名を干め職に就くの階梯となさん事を心とするに至れるは痛歎の極といふべし。近世文化頃熊本の藩に長沼十郎左衛門といへる寶藏院流槍術の師範あり、頗有識の士にして槍術に長じ、十九歳の時父の印可を得て其以來は槍を執つて演習せし事なく専ら心法を鍛鍊し、日々門弟子を集め士道を講究し不文にしては智に闡らく理を窮むるに足らざるを悟つて、門人と共に經史を學び徳性を原ね事務を論じ其道

を窮め其術を試験せしかば、百餘人の門人中遂に十二三人の人材を生じ各其伎に精しきは元よりにて皆公に奉て要路に當り顯職に庸られて政教の裨益となれり。其子十郎助槍術は殆精妙を極むれども、父の心法を傳へ得ざるを以て門人と議して師範を辭退せり。是等古の武に近くして師弟共に士道の要を得たりといふべし。凡天下國家を治るに治亂共に人を得るに非ざれば難し、人を得るは文武の道に非ざれば難し。於是古今人皆文武の道人材を教育するの樞紐たる事を知れども、其文武の本然心法に因る事を會せざる故、今の文武を以て人材を得んと欲するは譬へば砂を蒸して飯とせんと欲する如くなれば、人材は愈得がたくして國家の治らざる事知るべし。

或問、今文武の道を説くに一向に武を論じて文に及ばざるは如何。

答曰、文を説き武を説く即ち文武の岐する所以にして、文武本一源なるを知らざればなり。素より尙武の御國風なるが故に、今世政令忽て幕府に出で、將士共に武家と稱し武士と呼び、武を以て名とするにあらずや。されば武家に生るゝ者は胎内よりの武士にして、物の心をすれば即武士たる事を知るは習氣の自然なる故、教も亦自然に隨ふて武を以てすべき事にて、武を離れて士道ある事なければなり。然るを人皆武を以て刀槍・弓馬等の伎藝とする故に、又文學を以て對せざれば偏廢の恐あるが故に脩文・講武を口實となし、學校を設け子弟を業に就しめ文を以て義理を明らかにし治道を裨け、武を以て勇闘を習はし身軀を強健にして不虞に備んと欲するは列藩の中に就て有道と稱する國々の通例なれども、

文武共に其本義を失へば學校によつて人材輩出の功效ある事なく、却て士氣の扞格騷擾を招くもの多し。是皆文武の原頭を明かにせずして其末藝によれるの大弊なり。元來武は士道の本躰なれば、已に克く其武士たるを知れば武士道をしらすしてはあるまじきを知り、其武士道を知らんと欲すれば綱常に本付き上は君父に事ふるより下は朋友に交るに至り家を齊へ國を治るの道を講究せざる事を得ず、已に其意を知れども是を事業に徴し其至當を得ざれば治教に補ひなきを以て自反・力行・精勵・刻苦心法を練つて是を一撃死生を決するの伎術に驗し、百折千磨且練り且試み、たとひ天地反覆の變亂に處しても一心靜定士道を執て差錯なからん事を欲す。於是道理を聖經に求め治亂を史傳に檢せざる事を得ざるに至るは自然の勢にして、武を説て文に及ばざれども文武の内に寓して武の文たる所以なり。如く此なれば人に強るに道を以てせずして人自ら道を信す。是を以て力を武道の講習に盡せば學校の施設を假らずして文武並び行はるゝ事を知るべし。

問、三代の聖徳も學校を設けて教を爲せし由なるに、今學校の治教に益なきが如くいへるは如何。

曰、三代の學校の大意は大學の序にも見えたる如く洒掃應對より始て脩己治人の道を教ゆるに惣て徳性の固有に本づき人の人たる職分を盡さしむるまでにて、一ツとして強爲に互る事なし。今の學校は經史を記誦講論し武術を演習鍛鍊する道場にして、法を立て制を設け智術を以て諸士子弟を驅て強て業に就かしむ。依て之人々の長處に任せて或は文學或は武伎、互に黨派を分つて學校中に相争ふ。是故に

文に文の用なく、武に武の實ある事なし。學校の名は三代に同じけれども、教を爲すに至つては天淵の
差違あり。學校も三代の學校ならんには間然すべきなければ、學校の名を惡むにはあらず唯今の學校の
治教に益なき事如_レ此なるをいふなり。

問、文武は心法に本づくべき事なるを今の文武は藝術に落て實用なしといへれど文學をせずして孝悌
忠信の道を知るによしなし、武術學ばずしては武士の本業を遺るるに非ずや。是を藝術なればとて棄た
らんには士たる者文もなく武も知らず、不學無術の者にこそなるべけれ。且武術を以て心法を鍊るを事
とせば、唯さへ懶惰柔弱にして勞役を厭ひ業合を勤めず劇敷事となりては暫しこそあれやがて拳亂れ
氣息絶る族も、坐上に高妙の意味を談論して高手名人の面持して俗人に誇るも多かる氣習なれば、心法
の説恐らくは其徒の局套に落て口實となり遂には兒戲同様の形計にや成行きなん。又術を鄙み棄る事
となりては武人の筋力を強くし躰氣を盛んにすべき業もなくなりて、何を以て重圍を衝き君を萬死の
中に救ふ如き力役に服すべきや。

曰、凡人と生れては必父母あり、士となりては必君あり。君父に事るに忠孝を竭すべきは人の人たる道
なる事を知るは固有の天性にして教を待て知るに非ず。其道を盡さん事を思ふよりして徳性に本づき
條理に求め是を有道に正すは文の事也。其心を治め其膽を鍊り是を伎藝に驗み事業を試るは武の事也。
試業の姿は今の有様に異なる事なけれど術に縋りて心を治めんとすると、心に興つて術に試ると、其原

頭に本末の差違あり。今の文武是譬ば源の濁れるを措て末流より清ましめんとするが如し、其本源を誤
り來れば治亂に益なき事勿論なり。古人の心法により糟粕を嘗め伎術を差置て唯高妙を談するは素よ
り空論にしていふに足らず、伎によつて武人の強壯を求むるといへるも亦非なり。今身體の強健を是と
せば漁樵農夫に如くものあるべからず。暑寒を冒し艱苦に堪ゆ、士人の及ぶ處にあらず。中に就て其丁
壯を選び武伎を訓練する事三四月節制を設て敵に當らば、堅きを摧き鋭を挫く事恐くは士人に勝るべ
し。士人もし強壯を事とせば山野に狩し海川に漁し身を雨露霜雪に曝さば演武場中霎時の試業に勝る
事萬々なるべし。もし又たとひ武伎によつて強健農樵に異ならざるに至るとも、別に士たるの道を辨ふ
ることなくんば畢竟農樵同等の鄙夫なり。農樵は力を勞し上を喰ふの職を曠ふせざるに、士として武道
に闇らく下を治るの職分を盡す事能はずんば農夫にだも劣りて、豈武士と稱する事を得んや。今の文武
に咎あるにあらざれば士たるもの今に倍して精勵すべき事なれども、其學ぶ所以の方法其原頭を誤る
時は勞して功なきのみならず弊害又尠少ならざるをいふなり。敢て藝術を棄べしといふにはあらず、惣
て今の儘にてあるべきは勿論なり。

問、君父に忠孝を竭す事も武士の武士たる道を知るも、天性とはいへど教によらずしてはあるべから
ず。其教は學校の設より成立べき事なるに其學校をも建す學問にもよらず、何を以て人々をして文武の
眞義を會得せしむべきや。

曰、治教は三代に法るべき事にて、三代は大聖上に在り大賢下に居て教を敷故に學校の設けも治道を補て人材を出すに足れり。今の君臣才徳たとへ三代に及ばずとも、治教は三代を目當とするの外なければ君相共に文武の道の離るべからざるを躰認して、人君は上に在て慈愛・恭儉・公明・正大の心を操つて是を古聖賢に質し是れを武備に練り、是を聖教に施すに性情に本づき彝倫により至誠惻怛を以て臣僚を率ひ黎庶を治む、執政大夫は此人君の心を躰して憂國愛君の誠を立て、驕傲の私に克ち節儉の徳を修め心志を苦しめ躰膚を勞し艱難に屈せず危険に懼れず力を盡し身を致し、士道の要領必如此にして遺憾なきの轍迹を履んで身を以て衆に先だち怛懷無我言を容れ人に取るの良心を推して諸有司に議つて人君の盛意を奉行し善を擧て不能を教ゆ。諸有司も亦君相の意を稟て敢て己我の念を挾まず、忠誠無二俛焉として各力を其職分に盡し廉介正直共に士道を執て其僚屬を獎勵し公に奉じ下を治む。又文武術の師範に諭して其蒙昧を啓らき固執鄙野の陋習を去て上君相に視て門弟子を誘ふに眞文眞武を以てし治教を裨益せん事を誨ゆ。如此なれば文武の教・學校の政已に廟堂の上に立を以て臣僚自から道に嚮ひ、士道の盡さん事を思ふは自然の勢にして、人々君相の心を心とするに至れば經史を閲し刀槍を試る皆淵源あつて空文偏武の伎能に流れず悉く其用を爲さずといふ事なし。是ぞ眞文眞武の治教にして風俗淳厚質實に歸し人材も亦是より出ん事何の疑かあるべき。

(小楠遺稿)

七處時變議

文久三年

文久三年三月松平春嶽は京都で政事總裁職の辭表を呈し、命を待たずに福井に歸つたので舉藩愕然人心不安であつた。時に福井に在つた小楠は此の時變に處するの議として一藩に警告したのが本文である。此の起草の月日は記されてゐないが春嶽の歸國して間もない時であることは想像に難くない。

近年天下の形勢次第に指迫り、別て昨春已來京師を初關西の模様殆治を離れ亂に入らんとするの兆あれば、老公御登職に付ては専ら御忠誠を盡され、何分にも、公武の御一和萬民の安堵被_レ安_ニ宸襟_ニ再び太平の天に御挽回被_レ遊度と萬緒の御苦心被_レ爲_レ在、二百年の廢典をも被_レ興、御上洛の上君臣の大義名分を天下に明らかにせられ御合躰御純熟の上猶又治安の御施策も可_レ被_レ爲_レ在御廟算なりしかども、京地の風景は攘夷の暴論盛んに行はれ不_ニ容易_ニ次第の上、英國よりは生麥一件申出内外の險難切迫に及び一步の進退實に治亂の經界とも可_ニ相成_ニ勢にて天下の有志握_レ拳扼_レ腕の折柄なれば、況哉本藩の士人に於ては老若を不_レ論、兩君上の御大事臣子身命を致すの秋と存詰、一統及_ニ奮發_ニたりしは中世未曾有の振興なりしに、老公には無_ニ御據_ニ御運びにて御辭職の上御歸國たりと雖も素よりの御忠節に於ては毫も御間斷不_レ被_レ爲_レ在候故、今後何時によらず攝海に事ありて京地の騒ぎとも相成らんには兩君共に速に御出馬有_レ勤、王の御旗を可_レ被_レ進、思召の旨一統へ御直に被_ニ仰渡_ニも有_レ之、何れも必

戦の覺悟を極め罷在處、京師朝野の形勢今にも事の破れに可及勢ひなりしもいつとなく又太平を甘んじ因循に安んずる風習に押移り、激烈の暴論も稍退縮し來航の夷情も何故かはしらす愈々平穩の成行なれば、夫につれ奮發の士氣も自然に相撓み元の儉安の舊習に復せんとするは本藩も免れ得ざるの勢となれり。凡久治の弊習は驕奢淫佚の爲に綱常を紊り上下困窮に及び遂に生民の塗炭を致す事殆亂世よりも甚敷事有て、方今の世態已に其極に至れるより事起りたれば、今暫因循して亂に及ばずとも遂に亂れざる事を得ざるは必然の勢なれば、今の時に當つて稍奮發せし士氣を撓めず愈々太平の氣習を去て眞の治道を興して亂世に備へ事あるに臨んで天下の先鞭たらずんばあらず。されば如何して眞の治道を興すといはんに飽まで士民の好惡疾苦を察し探訪救恤に心力を盡し、又緊要闕くべからざるの事業に於ては財を竭して慳まざるにあり、今國家已に士民を惠恤するの端緒を開き加之三大事業を興せり、農兵なり蒸氣船なり安島開港なり、事皆大難大費にあらざるはなし。仍て世上其難と費とを見て大に疑懼の論を發し頗其理ありといへ共、疑懼を以て止むべきの事業にあらざれば愈々是を實行に施し信義を明らかにして其世俗の見を破るに如す。唯此三大事業のみならず怠惰を警め疾苦を問ふて是を君相の身に躰して身自から其難に當るにあらざれば實に世俗の疑懼する如く事は成らずして國の敗れん事必せり。今 老公已に天下の重望を負せられ舉國其德を慕ひ其惠に懷き仰ぎ信する事天の如くなれば無爲にして益々其德を修め給ひ、當公是に繼ぎ給ひ 御身を以て其德惠を擴充し給はん事譬

へば舜の時に當つて禹の庶政を修めし如くし給ひ、自から農兵を檢閲して士卒と動作休憩を共にし給ひ、自ら蒸氣船に乗て風濤の險を試み給ひ、自ら開港の地を檢査して經濟の事業を實にし給ふを始め其他自ら糧を裹んで難風火災に赴き給ふは申すに及ばず、常に自から執政諸有司を率ひ封疆を巡視して下民の苦樂を問ひ給ひ、梳風沐雨身戰場に在すが如く鄭重煩冗を省き易簡眞率を示し給ひ、歸つて廟堂に坐し玉ふ時は日々政府に臨み勵精圖治惣て富貴の風習を脱却し給ひ、傍ら士民の武技を閲して心膽の練否を察し給ひ大小の炮術を訓練して敵を挫くの基業を盛んにし身心を國事に擲ち竭し給はんには士氣愈々勃興して勇壯質實に歸し自ら遊惰の氣習を忘れ、民生も亦其恩德に感懷して自ら貪婪私營の欲を離れ公に奉ずるに誠あるに至るべし。是併ながら良相の上意を躰認し稷契臯陶の思ひをなし補翼贊成身心を勞し國家に竭すにあらずんば如此治道を得べからず。嗚呼 老公上に坐して欣然として天を樂み仁に安んじ 當公の商議に就て裁制を事とし給ひ、當公は是を受て治道を勵し良相の翼け汲々孜々駸々然として息む事なくんば虞廷の治も庶幾すべし、有苗の狂頑も鎮むべし、天下の治亂に於て又何をか憂ひ何をか慮らん。

或問、國家缺くべからざるの事業におゐて財を慳まざるの論は善と雖も、限りある財を以て限りなき用に供せんとするの嫌ひあり如何。

答、財素より限りあり用素より限りなしといへ共、國家事の急なるに臨んでは財用の有無を論ずるに

違あらず只其贍らざるを恐る。國家を濟ふの誠意即財を生ずるの源なり。

問、誠意ありとも財なくんば用足らずして誠意も行はれ難きを如何せん。

答、用の足らざるを恐れず唯誠意の足らざるを恐る。今人あり酒色を始め嗜慾の切なるに臨んでは財の有無を問はずして能其欲を遂るが如し。況哉今費す所は國家と共に費すなれば國家のあらん限りは財用限りあるべからず。

問、今紙幣を假つて國用を辨す其元に金幣あるを以て假造の紙幣を信用するなれば、大費の爲に假造原金に超過せば民情不信を抱き再び換替頻繁の覆轍を蹈んで其害救ふべからず、如何。

答、官の爲にして紙幣多きに過れば民其害を被りて信ぜず。國事民用の爲に其員を増す、民其澤を受けて疑す。昔年の貨幣は官の用に製して官の物なり。今の紙幣は民の爲めに増て民の用なり。民是を信ぜざるは民の自ら疑ふにて自ら其害を受る道理なれば決して信ぜざるの理なし。

問、信すべきの理は聞へたれども信すべきの實を解せず、且官の爲にすると民の爲にするととの差別如何。

答、信すべきの實は即爲にする處において官と民との差別を明らかにするにあり。譬へば官に於てて冗費を省き質素を尙び諸般の事務真率易簡にして上の供給も非常の僥略を用ひ給ひ、御臺所の御收納よりは御不相應といふ計に省略を行ひ給はゞ紙幣の官の爲に費ゆる事少くして民に贍すの餘りあるを

知るべし。又惠恤の道民生國用の爲めには大費を厭ひ玉はずんば民の爲に紙幣の過分ならでは辨すべからざる事自ら分明なるべし。

問、紙幣の用に官民の別ある事は聞く事を得たれ共、近年の時勢を以て是を推すに少嫌なき事能はず。先年迄節儉の令嚴重にして官の省略毫も遺憾なく、専ら損上益下の御趣意とは聞へたれども儉を教へられたるのみにして未だ官の損する處を以て下に益し給ふの實迹を見ざりしに、近年に至り上下儉を弛へて下に益し給ふの政迹莫大の事なる故上下の情和樂通暢して前來例しなき恩恵にて列藩無比の盛事なり。然れども下に施す法如く此にして上の費す處もまた如く此ならんには上下覺へずして驕奢の風習に流れ其用給せず、遂には共に困窮の地に陥らん事を恐れ恵を得て感戴せず今日の豊樂却て將來の窮迫を招かん事を杞憂するの物議紛然として制し止むべからず、不信の人心實迹に先立て瓦解せんとするが如し、如何。

答、昨日は無窮の太平を保ち上下和樂の地に在べきの時なり。今日は是に異なり、必戦の士氣を撓まさせずして益と是を振起し天下の不虞に先立んとす。いかでか頃日太平の日に比すべき。然りと云へども今又別に嚴令を下し士民の和氣を損はん事は非政の極たれば、此時に當つては君相は勿論當路の諸有司身を以て先立ち専ら驕奢の心を檢束して真率易簡の風習を起し、既に私營の爲に費すの薄きを示し明らかにし民に厚ふするの實行を己が身上に切にし、日夜の勤勞一息の間斷なく廟堂の勵精人をして驚

愕せしむる斗に治弊を一變せられんには、誰あつて感動信隨せざるべきや。所謂禹の間然なきが如くならむ、今の習俗の憂ふる所は憂とするに足らざるべし。

(慶永公唐桑秘笈文書四・小楠遺稿)

『小楠遺稿』によれば右文章の「天下の治亂に於て又何をか憂ひ何をか慮らん」までを「處時變議」、「或問」以下を「或問」と題して二篇となし、且「或問」を「處時變議」の前に載せ、又各篇起艸の年月も動機も異なりとして「或問」は萬延より文久年間の、「處時變議」は文久三年の著作だと記して居る。然るに松平家文書によれば「何をか憂ひ何をか慮らん」で一節が終り、「或問」から行が變りて問答體になつては居るが、同質の紙に同筆蹟に書かれて前後引續いた物と見え別々のものにはなつてゐないから今は之に従うた。さて此の文は本來無題であつたであらう松平家文書には「小楠國是論」と記した紙片が貼してあるのみだが、題は「小楠遺稿」のまゝに「處時變議」とした。

八 海外の形勢を説き併せて國防を論ず

本文はその起艸の年月も動機も詳でない。

方今五大洲中魯・英・亞^{アメリカ}自然に鼎立の勢を爲す。其餘萬國の多きは三國に黨與附屬するのみ。魯は大國なれ共元來陸國にして海運は不便なり。其志五大洲を併吞するに在れ共未だ宿志を逞ふすることを得ざるものは獨地勢の海運に不便なるを以てなり。嚮に教法より事起り獨爾^{トルコ}と戰爭に及びしとき直に獨爾を撃て地中海に出んとす、是魯の大に所欲也。英之を聞て深く恐れ佛郎西諸國同盟して遂

に獨爾を援け魯を防ぎしは、萬一魯志を地中海に得る時は英の困窮之に過ぎたることなければ也。魯又既に地中海に志を得ざりしかば止むことを得ず直に東察加に出でこれより大に海軍を起すの志あり。此に於て我邦の接境たるを以て、彼又姑く善隣の道を以て和親交結せんが爲壬寅の使節云をこせるは其深志遠謀可ニ察識^ニものなり。英又早く其機を知り屢々日本及蝦夷地に來て條約を求るは魯の情態を深く恐るゝ所あればなり。所謂日本并蝦夷地は魯・英の争地と。嗚呼眼孔を開き大寐を醒すべきことならすや。

亞は尤晚進の國なれ共其國土人心盛大にして賢を薦め善に従ひ、萬國盛衰の迹に明にして短を舍長を取制度を立ること勝れたるべし。其國是とする所萬國の戰爭を息め交易の道を以て諸國の情を通じ、善に従ふの道は之を世界に取る。是等宏大の規模に至ては決して他邦の及ばざる所なり。且又人の國を覬覦し人の土地を掠奪するの類此國には絶て無^レ之ことは大に利害に明かなる所なり。幸に來て交和を求む、我又是等の國と深く交り我國の羽翼とせんは策を得たりと謂つべし。無識無策世の所謂和魂なるもの却て彼を無道禽獸なりとし、尤甚しきは之を仇讎とし之を拒む。天地の量日月の明を以て之を觀ば何んとか云はんア、隘陋國家蒼生を誤る痛嘆の至ならずや(世の和魂なるもの徒らに形迹に拘泥し舊套に因襲し故習を保守す和魂とは神武・天智の如き賢王英福の賊を平らぎ土地を開き制度を明らかにし、民庶を制し大に經綸を明かにし國光を顯はす之に非ざるは和魂と謂ふ可らず)。

交易の道勝手に交易し又物を以て物に易るに利あり。

武備を嚴にし士氣を壯にすること尤軍艦にあり。軍艦乗組の日即ち士皆必死險海を行こと坦路の如し、應援自由又軍艦ある時は當時の礮臺十に八九無用に屬し、而て武備の嚴なること霄壤の相違なり。故に艦既に備はる時は京師警衛を始悉く無用と謂べし。

軍艦之を亞に謀りて悉く之を異域に取るべし。我沿海の地大要四五百艘を備ふるに至らば金城の堅めなるべし(大抵五萬石に一艘を設くべし。此こと別に説あり。且又造船我國に於けるものは其費莫大なるのみならず大洋中は乗難しと知るべし)。

和好の國々へ傳習生を遣はすこと尤佳。又商館を建べし。且又第一江戸の地へ諸學科の道場を構へ諸國より其人を借受られ、三兵の教師を始分折(折力)・物産・航海・曆算・器械・百工の巧者をして大に諸學科を開き狹隘固陋の習を一變すべし。

天地の道窮すれば則變ず、變ずれば則通ずもと一定の理なし。國勢の卑弱今日に及ぶと雖も、變通の道其宜きを得れば元來地勢の靈・人民の殖數年の後大に興るべきは必然なり。且又方今五大洲中の勢英に歸せざれば則魯に歸す、英・魯兩立すべからず、是又勢止むべからず。此に於て我邦一視同仁明らかに天地の大道を以て深く彼等の私を説破し、萬國自ら安全の道を示すべき也。我國の萬國に冠絶して永く帝國の尊號欠ることなきは今日の習氣を一變して天地の大道に歸せしむるにあり。

(小楠遺稿)

『小楠遺稿』には「此文題號を失す、議論簡單なりと雖も先生の經緯規模宏大にして先見の明確なるを見るべきなり」と注意して載

せてあり、又著者は村田(英彦)家にて単に札角に「横井小楠先生草案村田氏壽騰寫」と記してある本文を見たのであるが、文中錯簡にあらずやと思はるる點もあり、文字通りの草案で十分に纏まつたものでないかもしれぬ。『小楠遺稿』にも載せてあるから亦収録することにした。

(附) 時 務 策 天保十四年

小楠の自書したもので、徳富蘇峰によりて「時務策」と題された稿本一冊が横井(時靖)家にある。その内容は節儉・貨殖・士風・町方制度に就きて論じたもので、江戸遊學より歸りて(天保十一年四月)後に著したものたることは文意にて窺ひ得られるが、節儉を論ぜる篇中に「御家中去暮の困窮御番方五百人の員數に御救郵に入りたる者百八十人云々」とあるを見ると、天保十四年卯正月の細川家記録に「御知行取以下無苗迄去實暮至貧御心附渡之面々」と題して御知行取吉田某以下六拾貳人、御中小姓山川某以下七拾六人、外様組野口某以下四拾九人、無苗之者又右衛門以下拾九人、惣人數貳百六人、錢參拾壹貫百六拾目とありて、無苗の者を除けば知行取は百八十七人となるに照らせば起草は天保十四年であるらしい。

此の書は文字通りの書放しでしかも果して當路者に達せしや否やも確ではないが、當時肥後藩の弊風を列舉して其の匡救を論ずる所鑿々として卻を批ち、決して一場の閑文字ならざるを察し得るが故に之を捨つるに忍びず、今その中に就て節儉・貨殖・町方制度の三篇を附存した。

(天) 節儉の政を行ふべき事

太平二百餘年に及び風俗自然に凌夷して紀綱法度弛み亂れ、素樸儉約の政行れず世の中奢美に流れ行き、其末は上下困究に陥入難澁差迫りたるは天下一統の同病にて、獨り 御國斗の事に非るは委細に云に不_レ及ことなり。就中 御國は

二十年前より世界の不作に因て米價次第に騰上し、加るに酉の年の凶荒に因て夥敷金銀入り込み、一昨年迄は米價格別

窮債ノ政ヲ可行支

太平ニ百餘年ニ及、風俗自然ニ凌み、把柄法度地
三礼レ素撰檢約ノ政行し、世ノ中奢んニ流し行、其
未レ上下困窮ヲ陥入難法差違、シルハ天下ニ統ノ同
病ニテ稱 御國斗ノ支ニ非ルハ李細ニ云ニ不及
ナリ 枕中 御國斗ニ至リテ、世界ノ不作ニ由テ米
價騰上シ加ルニ同、年、凶荒ニ、夥敷金銀入り、此
一昨年迄ハ米價騰上、引下、米持、越シハ上下
士民共ニ富有、心ニ成リ自達ニ衣食住、張、出レ道
令、奢美ニ陥入、當時、奪ニテ、三都ノ繁華ニシテ

小楠自記時務策第一頁
(横井時務蔵)

に引下げテ持ち越たれば、上下士民共に富有の心に成り自然に衣食住の張り出し過分の奢美に陥入り、當時の姿にては三都の繁華に少も劣る事無し。

御家中衣服十四五年前迄は四十内外の者迄は大抵手織物にて濟み來れるが、近年は御役人又は年寄は勿論の事にて、壯年子弟の者凡て越後袖裡付け絹袴を用に成り、手織物は幼少子供の服に極れり。婦人は格別に過超に成り、凡て江戸錦繪様の姿に似せ都會の風流に仕出し甚敷奢美には成りたるなり。譬ば髪飾の一にて云ば緋縮緬の飾は御家中の

外は禁ぜられたるは文政の末の御法度に出たるが、近年はた(脚の子紋り)こぢみと云ふ極上の品上下共に用い來り、緋縮緬の飾は遠在田舎の者か又は乞食の用る物に成り下れるなり。總て三十年前迄は紙の飾ものにて大抵上下濟み來り、大身の家内か又は格別に仕出す者に非れば緋縮緬は用ひざる事なりし、此の一品にて風俗の變遷は見る可きことにて他の衣服類は推して知らるるなり。町方衣服の制は奈良木綿の極り成るが、凡て越後布を奈良地織に云い立て男女共に公然と着用し、又奈良にて格別の上品成者(奈良の上品は甚高價なる者にて少も越後に劣らざるなり)。木綿にてもうか・琉球かすり・結城縞等縮緬の類より高價なる上品を用ひ、過超の奢美に成りたる事新しく云に不ズ及、在方ズの美麗こそ殊に驚く可き事なり。遠近を云はず大

抵大目嶋又は湯形地等を用ひ裾・袖口・襟には必ず綿類を付け、町家の者に少も異ることなし。某七年前の事なりし秋の比菊池に遊びしに、村祭に男女の出遊を見るに凡て大目嶋位を着用し、帯は綿類にて、木綿帯を着したるは十人中に一人も稀に見受たり。又四五年前に江津に出漁したるに、九月節句かと覺えたり村々の祭日にて、多くの男女長塘を通るを見るに大抵湯形地にて綿の帯を着用せり。菊池は殊に繁華の處、江津は近在にて角く過分に張り出したるかと思へども、凡て遠在田舎の者も近年は手織木綿を用ふる事無し。八月の御祭に遠在の男女の見物に出るを見るに婦人は凡て上方下りの美麗成る湯形地を着、男子の中に十に二三は大目嶋等を用ひたり。是にて一統の奢美成ることを知るべきなり。

御家中飲食の奢に付ては追々御制度出されたれども露斗も行れず益々過超に成り、當時は朋友親戚打寄るにも必ず吸物に相應の三鉢四鉢は出さねば叶はぬ風俗に成りたるなり。又召し御用か或は内祝等にて推し立てたる客の時は吸物坪を出し、少し念入たる節は必ず茶碗物を出す事にて其外の奢は推して知らるるなり。町方の奢りは限り無事にて、別て豪家は王公の奢を極め、中以下の者も三度に一度は魚類を食し、夜分は酒肴にて宴興するは常の事なり。在方は中以下の者は飽食すれども、中以上に成りては殊の外に奢り、別て豪農の振舞は町家の豪富にも劣らざる超過なり。某玉名に遊し時一農家にて過分の馳走に逢ひ、取り肴・鉢肴の類餘りに美麗なりし故に尋たれば、御城下より料理人を呼て所の肴共打寄て習ふ故に今は熊本にも恥ざる様に仕覺たりと語りき。誠に美を盡し善を盡し某の如き野人は在方にて始て結構の美味を食せりと笑し事なり。

御家中家居の美麗なること近年格別に張り出し、小身の者も天井無しの坐敷・玄關付かざるの家居・長屋無きの屋敷は一軒もなく、大抵町向きは塗屏・土手屏に圍ひ生垣・芝垣は出府屋敷の外には見受る事無し。其外十軒二十軒の内に

は必ず居蔵總瓦の屋敷二三軒は雜りて、二十年内外に比すれば格別に美麗に成りたるなり。寛政・享和の比の様子を承るに通丁の中にて塗屏の家僅に二軒程有りて其外は總て生垣・芝垣なり。又小身の坐敷は大抵六疊敷に極り八疊の坐敷持たる者甚稀に有たる由。元より天井長屋等稀にも無く、今日に比れば百姓家の様なる住居なりと赤尾勘十郎・永嶺笑山咄を直に承りたるなり。町家の美麗は委細に云に及ばず、大抵十に八九軒は瓦屋根・總瓦居蔵に成りたるなり。在方の家居殊の外に美麗に成りたり、一體百姓は往昔は堀立家の牀無の制度にて、土間に(身物の収納に用ゆる敷物)猫ぶく席様の物敷て暮し來れるが、太平の因循にて漸々と牀敷きの家居に成りたるは無理なる筋に非れども、凡て堀立家は百姓相應の作事なるに近年は貫屋に瓦下屋を下ろし町家並に一統成りたるなり。其の上一村に五軒七軒は必總瓦居蔵有りて誠に驚くべきことなり。

總て諸物の價の過超なるは奸商の者の利を射るより出たる事なれども、其の世の中の邪氣に付け込まざれば無理に行ふ事はならぬなり。譬へば正月の蛤の如く家々凡て儀式に用ふる物なれば貴賤貧富と無く必て買ふ故に價を十倍にも二十倍にも賣る事なり。買はぬ品を高直に賣るは商人の情に決して無き事にて、凡て物價の過超に成るは世の中の奢美に成りて如何に高直の品も借錢をしても買ねば濟ぬ故に、奸商共が付け込て諸物の價を過超に引上ることなり。去れば米價は一年々に引下り物價は又年々に上れば士民の困窮年々に甚敷立ち行き難き勢に成るは怪む事に非ず。

御家中去暮の困窮御番方五百人の員數に御救邸に入りたる者百八十人、至貧拜借の位は大抵過半の數に至れり。寶曆以來絶て承らざる困窮なり。又町・在共に一統のつまり甚しき急迫に赴きたれば、當冬米價下落に及べば難澁更に甚しかる可しと存るなり。

此の從來の譯合を合點せず、米價の下れると云て物價を無理に下げんとして種々の工面を付け法令を出せども寸毫も

下方承引せず、凡て徒法に陥入り術智盡き果たる勢なり。然れば今日の勢孟子の所謂盍返其本と云處にて、節儉の本に立返らざれば御法度筋凡て徒法に落ち一事一令も行れず、唯に無益成る迄にて無く却て大に弊害を生ずるなり。扱其節儉の本と云は聊も官府に利する心を捨て一國の奢美を抑え士民共に立ち行く道を付くるを云事なり。凡て是迄被仰出たる節儉は上の御難澁に因て諸事御取々に被及、御家中手取米を減ぜられ又は町・在に懸け寸志銀を取らるる道行にて、一ト口に云へば上の御難澁を下より救ひ奉る故に節儉を行はせらるゝと云筋に當り、是は節儉と云ふにて無く聚斂の政と云ふ者なり。聖人の道の節儉は上下持ち合ひ不便利に暮し立ち行き付る事にて聊も上一人の便利を謀る筋合には非るなり。是即治國の大本なれば今日の困窮は第一節儉の本に立ち返らざれば外に手段有る可からず。扱其節儉を行ふ政は先づ御家中・町・在一統に觸出すに三十年來格別の奢美に流れ今日に至り士民必迫の困窮に陥入り上下立行の見渡無く、此儘に押し移れば終には流亡に及ぶ可き事も難斗甚以て苦惱の至に因て、別段の御主意被爲_レ在非常の節儉を被_レ行に因て一統其心得可_レ致旨申渡し、扱御家中衣服上下貴賤を不_レ分共に木綿地布に限り、飲食は珍客たりとも肴一種に極め、召御用・内祝等も勿論一種の肴にて禮式を行ひ、譬ひ有り合の品たりとも一種の外に決して出す事を厳しく禁制し、家居は當時の儘にて漏止め迄を爲し一切作事を禁じ、町・在共に同様の嚴令を出し是迄の家居にても分外の奢美なるは凡て破却致させ、衣服家居は此春より來春迄に相改る事を許し、一大改正の號令を觸れ出し扱貴賤上下の別は染色か或紋付・無紋の類に目印を立てるときは少も禮式に妨る事無し。如_レ此に嚴重に節儉の政を行ふときは奢美無用の諸物を省き、僅に日用に用る當然の物迄を買ひ求る事に必ず成る可きなれば先に云如く正月の儀式に蛤を買はぬ通りにて、衣食住の諸物是非とも値段下らねば成らず、上下ともに暮し能き世界に返る可きなり。總じて政事は總論にも云ふ如く民の耳目の向ふ方に導くときは如何成る嚴敷法令も悦で用るものにて、又人情に逆らひ耳目の向はぬ

方なれば差障も無き些少の事も承引せざるものなり。今日の勢一國を擧て士民共に至極の困窮に差迫り米價は次第に下落に赴き、暗夜に燈を失ふたる人情にて且は近年の江戸御取りを聞して士も商も農も奢美を厭ひ節儉に心付きたる時節なれば至極の鹽合にて、非常の節儉を出されても總て尤に心得決して怨望する人情は有る間敷ことなり。且又凡の事仕癖より大切なるは無く、善も悪も暫の中居合へば其癖付ものなれば、此度一大改正の非常の政を出されば三年も過ぎ五年も経れば其に慣れ染みて昔の奢美は忘れ果つ可き道理なり。所謂是れ百政の大本にて、此の節儉の大本立たざれば萬事の筋に手懸る事ならず。故に先々節儉の政を第一に行ふ可き事なり。

(地) 貨殖の政を止むる事

國計取扱の道は禮記の計入制出の一句に在りて、總て産出充の釣合を以て出方の幅を縮め、一國上下節儉の道を行ふべき事是れ聖人治國の本意なり。産出の幅釣合ぬとて出方の幅を縮めずして貨殖の扱をなし、償を外に取りて不足を補ふは是れ聚斂の者の仕事にて士民の心を失ふ第一の惡政なり。大抵和漢共に亂世に及ぶ病因を見るに聚斂の利政に基づく事にて、士民の怨を取る事は是より外なるは無し。遠きを云ふに不及往昔の竹田の黨民、近來の政摩の黨民凡て聚斂を怨みて事起り天下に大恥を曝せしなり。去れば國家の大害は聚斂の利政より甚敷は無く、一たび國を憂ひ民を憐むの心起るときは第一に貨殖の筋を止めざれば一日片時も安らかなる心無き事なり。御國貨殖の始末を考るに寛延以前は閑き寶曆以後の跡を尋るに、寶曆二年に御勝手向格別に貯無き處より生蠟を取扱ふ局あるを取立爐方と改め、御勘定所の集錢八百貫目引渡し貨殖を仕初め、又小物成方にて拜借等の扱をなし、其利分にて御手傳御用を助くる仕方を付けられたり。是は其時の執政一時の急を救ふ手段にて、深く後世の利害を慮りたる筋には非る可し。然るに智者も千慮

の一失にて、是より後御役人の面々貨殖の扱を國政の第一義に心得、其筋の利を様々に付け平準方蠟所の貨殖局を次第に起し專利を扱ふ仕方を行ひ、御國中諸産物を推し步入所を立御家中・町・在に拜借錢を出し、あるとあらゆる利を括り取り官府を富す術計を行ひしより刀筆の小役人共其風筋を仰ぎ毫毛の利も餘さぬ様に手を付け、又御郡中は會所々々にて集錢を以て田地の質入れ年貢の立拂に貸し付け、紙札ある處は延べ料替の仕法を組み立、近年は御作事所にてても拜借錢を出し咫尺の地も官錢を出さざる處無く、一國を擧て聚斂の利政に困み、御家中は大抵無手取に成り、町・在は利息の取立に苦み或は家藏を封印し又は田地を引上げ渡世を失ふ者夥敷、誠に苛政は虎よりも猛しと云ふ古人の言今日の有様にて、仁人君子よりは是を見るに心肝を消す可き勢なり。

御家中・在方に出たる官錢の員數は未承、町方に付たる總數は大抵五千貫目内外に承る。此の五千貫目を御府中の町に振出し一錢の貯無き奸商共が種々に術策を付け高利を取る故に諸物の價是に因て高直に成り、其損失の積は御家中を始め一統の困窮に成る事なり。

酉年前後よりは米價殊の外に高く引上げ金錢の融通夥敷く、御家中を始め町・在共に拜借の上納に兎や角と差くり出来るに因て此の弊害をしみじみと知らざりつるに、次第に米價下落に及び去暮に至りて必死に差迫り、始て聚斂の弊政を知り愚夫愚婦に至る迄一統上を怨むる心に成りたるなり。

扱又官府の方に成りて得斗貨殖の利益を考ふるに、爐方・小物成方・平準方・蠟所其外御作事所・諸御郡會所々々貨殖に因て大小御役人を被立、其扶持切米・勤料・御心附且は役人年數等にて御藏米御知行を取るも澤山にて十ヶ年をならし米錢の數を斗るときは夥しき御出方なり。且又一統に出たる金錢の利息滞りて納まらず又は永年賦に成りたるの類を帳面の面を捨て現物にて精算すれば彼是にて差引ありて、今日御役人共が幾萬貫目の御利益と申立には必定相違あ

る可き事なり。利益の筋にて見るにも是に因て今日の御勝手差續かれると云ふ事に非ず、第一は前に云通り一國困窮の根本なれば是非共一日も早く被_レ差止_レねば不_レ叶事なり。扱貨殖の筋を止むるに成れば政府の議論凡て官府を利する手段を捨て、御國中士民の利益に成る道を世話する富國の道に一決し、第一櫛方・平準方・蠟_レ所を崩し取り拂ひ、小物方は元來國初より御軍用の御貯にて御知行並受敷代等諸入金を被_レ付大切なる處なれば其儘に致し置、一切ふやし方を相止め入る所の米金を嚴重に納貯ふる迄に相極め、扱右の局々にて是迄扱ひ來れる穀類を始め諸産物を推したる利益筋を止め、一統の拜借は成る可き事なれば此節一切流し捨て致すべし。若又流し捨出來ざれば右崩したる局々の帳面現金を御勘定所に返し納め、御勘定所にて委細にしらべ立、振出たる金錢の利を一切に捨て元錢斗を上納する様に定め五年の年賦は十年十五年と至極寛年賦に延ぶれば、御家中を始め町・在共に少しも累に成らぬ元錢分は納まる可し。

御郡中會所々々の振出金も同様の仕法なり。

扱一統に達觸には是迄御勝手向御不如意に付以前より貨殖の筋を被_レ開、其利分にて公私の御用御不足を補ひ來りたる處、必竟富國の本意に非ず止むことを得られざる御仕法にて、其末近年に至ては一統の困窮に成り行き、御苦惱に被_レ思召_レに因て此節貨殖の筋一切御止方被_レ仰付、御家中を始め町・在共に拜借金は箇様々々に被_レ仰付に因て、以來は容易に拜借は不_レ被_レ叶、不_レ得_レ止無_レ餘儀筋にて拜借を奉_レ願事は組頭・支配頭に申出、組頭・支配頭無_レ餘義見込たる筋なれば御奉行中に相達、御奉行中詮義の上にて拜借被_レ仰付に定_{當時御本方拜借の通なり}ときは拜借の實義立ちて難_レ有心に奉_レ承事なり。

先に云ふ如く御府中・町迄に振出たる金錢五千貫目なれば、御家中・在方に出来る總數を量るに大抵一萬五千貫目の外なる可し。此金錢に直せば十五萬兩なり凡て金錢の融通は千人よれば千人丈の融通、萬人なれば萬人丈の融通なる道理故に、諸物と

金錢と相對して値段自然に釣合ふことなり。然るに御國中の人數當然の金錢融通の外に此の十五萬兩外の莫大の金錢加はりて融通するに因つて自然に金錢の位賤しく成りて諸物の價貴く成り、上下困窮するに至るは當然の道理なり。去れば此節右の十五萬兩外の融通を止め、人數相應有り前の融通になれば自然に金錢の位貴く成るは是れ又當然の道理なり。兎角上下共に金錢の融通少くして不便利に成るにあらざれば諸物の價下落せずして暮方に難澁する事なり。

右の如く貨殖の筋を止め其局々を崩し御國中士民立行の道を付れば是迄御本方を助くる御手傳御用の御備に差さはり此扱ひ如何と疑惑す可し。此の扱は全體御手傳は公用の事にて、公義より被_レ仰付も御出方は關東より半分、大名より半分の極りにて有れば此の道理に従つて官府と御國中一統と半高わけに出す可き事なり。御手傳は大抵のならし十ヶ年に一度位に當る故に其手當を平生に致し、右の趣を一統に申達し譬ば八萬五千兩なれば四萬二千五百兩を御家中・町・在に課し十ヶ年にならして取立れば一ヶ年の積が四千二百五十兩なり。此の四千二百五十兩を御家中・町・在と三分にすれば一千五百兩少なり。一千五百兩少は御家中にても町・在にても總懸にすれば至極僅の事なれば少も難題に當る筋に非れば、此の通に極めて毎年に取立置可き事なり。去れば御手傳は貨殖の不筋を不_レ行して最安く行はるる事なるに、寶曆の時に此の道を行はれずして貨殖の利政に扱を付け、後年に及で今日の大弊害の本を被_レ開たるは甚疑惑の筋に存するなり。兎角官府を富ますを以て富國と心得必多物に國中の利を吸ひ取り果は士民共に困窮に墜入れば、官府のみ富たりとも無益の事に積りは禍亂を醸し成すに至る事なれば、得斗此の道理を考へ凡ての法度政令富國の道に改正す可き事に存するなり。

(人) 町方制度を付る事

町人は國中の有無を通じ貴賤上下日用の諸物交易する爲の者なれば過分の羨利を取らず、游食無頼の者を戒め其業に精出す様に制度を付く可き事なるに、凡て其扱ひの道を失ひたるより町方の者共過分の羨利を恣にし士民上下殊の外困窮に及びり。且又豪商奸猾坐に國中の利を、括り米價の權此の者の手に落入り上げ下げを自由にするに因て御家中在方の難澁を致す事近十年來の大害なり。其外奢美淫風凡て一國の風俗を害する者町方より流れ出る事にて、是迄御役人の中に其病因を知りて町方を制度する仕方を付けたれども朝に令するは夕に崩れ一切の法度行はれず、今日に至りては何事も町方の者の心の儘に行はれ賞罰の筋も立たざる事に成り果てたり。

町方にも逆罪大盜の者が、或は御家中・在方の者と相謀り悪事を企て其の黨與の囚へられたるに因て同じく刑罰に入りたる類は有る事なれども、其外の罪狀にて町方役人より教諭を加へ又は手に餘らず御刑罰に差出したる事は終に是れ無き事なり。

然る所以を得斗考ふるに從來町方を世話する重役を立られず根取以下の小役人共の勝手に取り扱ふ事にて、或は賄賂に引かれ又は町方の氣受を憚り上を繕ひ下を撫で付けて越度無からん様に推し移る事なれば、町掛りの御奉行より制度を付くる手立を爲せども下た役人表向の同意にて一致せざれば機密の事を町役人共に内應し、凡て己の心に出でずして上役の人の打立なる事を示し町方の氣受を取る故に何事も穩密成る筋の手を打つ様に知れて彼の方にて早く崩し止るの衝策を付くる事なり。且又町家の者は大小身に不_レ拘凡て御家中に出入する故に己の便利にならざることは種々に申立て浮説流言を唱へ風波を懸くる事なれば人心を動搖し善事も悪しく成り行き、果は打立たる人の一身に打かぶ

りて遂に制度も崩れるに至る事なり。去れば當時の仕法にてはとて町方に制度を付くる事は不_レ叶勢なれば先制度を付くる道行を立つ可き事なり。其道行と云ふは町奉行を立る事にて、町奉行を立つれば町役人の者共と直き肌相談する故に彼れ我れの情意通達し、得斗制度を付けざれば不_レ叶道理を喻し示すときは彼の者共にも道理を辨へたるは尤の筋に合點す可し。一人合點すれば其より示し廣げ終には是迄の仕癖の病を改め制度を行ひ届く可き事なり。扱其制度と云ふは町方の便利を打ち破り一切理不盡にひしぎ付くる事には非ず、是れ迄の亂雜を正敷し商賣の筋を推立て立ち行くの道を付くる事にて、實は町方の甚だ便利にて成ねば不_レ叶道なり。町奉行既に立つときは諸事萬事凡そ町方に預かる事は上より一切町奉行に委任し、扱諸願筋を始め凡て下より官府に達する事一切町奉行に訴へ出て其の差圖を受くべき様に町方一統に觸れ流し、又根取以下是迄町方を支配したる者には町奉行よりの參談外に一切町方よりの内意等を承らざる様に命じ大抵當時の川尻等の諸町奉行の格なり。出るも入るも町奉行の可否に因るに定むれば自然に町奉行の威光付く事なり。扱町奉行制度を立つるに總町を十組に分ち、一ト組ごとに別當役一人を置き當時務め來の内にて精々人物を吟味し可_レ然者を殘し其外を減じ、以來共に豪富に不_レ限人材を選び貧民よりも擢拔するに極め、

當時別當役無役料なれば凡て豪富の者に云ひ付るに極れり。貧富に不_レ拘人材を選び用ふるに定むれば役料を遣し居宅をも作り渡さねば勤むる者ある可からず。居宅は一たび作渡せば其後は造作事にて格別の物入無ければ苦しからざれども、役料を一人五十俵宛にも定れば五百俵なり。五百俵の米を年々遣すは決して出來ざる事なる故に米屋のかぶを許し、其の買る丈の米穀は御藏より下ろさせ年の冬に算用し代銀を納むる仕法に付ければ十分の役料に當る事なり。

如是にすれば御郡の手永々々總庄屋在る道理にて、町別當と云ふが一ト組を支配する役人なれば差はまりて勤めぬ

ば成らぬ事なり。扱町別當日々町奉行の官宅に出勤し其支配々々の利害を一座にて参談すれば町方の情症は明白に知れる事なれば得斗其の情症を合點し、扱一町々々の中にて孝悌なる者・篤實に産業を心懸くる者・筋能く一町の世話をして衆人の心服する者及び父兄を始め家長の者に仕へ方悪敷不届なる者・産業に心懸けず無頼遊食の者・喧嘩争闘を好み一町の妨に成る者・たわにて淫行なる者を精々吟味し、症做明白間違なきの上此の時味の仕法は役人の手許迄には知れざることに奉行の心懸懸等に因て明白に分るなり。尤昨今一年位は暫可きなり。先づ罪狀の者を一日に盡く官宅に呼び出し、呼出の仕法は前日其の五人組の者に申達し、何某用事有るに因て明日其方も同道にて官宅に罷出る様、尤大病にて行歩不叶の外は罷出ざる事相成らざる旨嚴重に申達するなり。其罪を二等に分ち委敷罪狀を擧げ御刑法方に差出す筈なれども此節は所存の筋有之之手許切に懲戒申し付くるなり、以來は差許さざる段を急斗申渡し、上等は繩を懸け其町々に五日位さらさしめ、下等は嚴重に教示を致し歸さしむ可し。前に云ふ如く市中は是迄刑罰筋立たされば是にて先づ恐れ入り俗に云ふ沸湯に水の入りたる如く成る可し。扱其後一月斗も經て賞美の者を盡く呼び出し、是又二等に分ち其善行を委敷申述べ上等は銀子を取らせ下等は言賞迄にし彌々以て善行を勵む様に申し渡しせば、前日の恐入りたる處なれば一入に難し有かる可し罰を先にし賞を後にするは其事勢此の賞罰にて善をすれば賞せられ惡をすれば罰せらるる事を知りて始て官府を恐れ敬む心付く事なれば、是よりして官府の制度行はるるなり。扱制度の次第が第一に歩札を禁す可し。尤侵す者は闕所申し付ると嚴令を出すなり。歩札は既に禁せられた事なり。

歩札の害は御家中・在方の難澁のみに非ず所詮の處が大博突にて勝ちても負けても積りは家産を亡却するなり。是迄の頃亡は大抵歩札に因る。去れば市中の浮足になりて實産の立たざるは凡て歩札に基づくなれば今日の市政に第一の制禁なり。肥前も承るに歩札は以前よりの禁制にて行はれざる由なり。

次に戸籍を改むべし。

御城下町方戸數夥敷は列藩中に比するに増倍にも至るべし。上方は差し置き九州にて云へば薩州は殊の外に狭く、肥前も一筋町の御城下に在る迄なり、獨り筑前が福岡町是も一筋町なり。の外に博多と云ふ繁華の町有り、博多町の廣さ古町一ぱいより狭かる可し。去れども熊本の町に比すれば十の七分通と考ふるなり。彼を見之を考ふるに兎角町方の戸數は御城下の幅に釣り合はず、三條目橋を限り南一圓の古町は御城下の有用に係らず凡て遊民の藪澤と成り無用の繁華の地と云ふ可し。何方にて廣き所は其城下の有無を通じて生業を爲すには非ず、多人數集れば互に生を成す事なり。惣後の府内は二萬石の城下なるに城下の町は一里餘僅けり。是は其昔大友宗麟の居城なるに因て其時の町が持續きて互に生を成すことなり。又八代は三萬石の城下に懸し町數にて、是も知行高より云へば十萬石以上の町の釣合なり、必竟三萬石の御時七萬石の御時居科にて被賜住たる節の町數を付けて今日に至り、城下の町に釣合はねども互に生業を爲す事なり。去れども驟に取除る事は出来ざれば漸を以て引き拂ふ道を付く可き事なり。

其の道と云ふは大抵町方の人員の繁多なるは在方の者の出て變業するに因る事なれば、今日戸籍を正し見るに十分の二つは在の人數なる可し。其の二分通の人數を在方に返す事は一概には出来ざる筋なれば、制度を付くるに久しく御城下に出で當時既に家をなし商業に就きたる者は改めて町方の人數に入れ、町方に出で居れども未だ家を爲さざる者は盡く本所に返し、扱て一統の町に觸れ渡すには小童・手代等の奉公人一切在方の者を召し使ふ事を并に在方より養子を致す事を禁じ、凡て小童・手代を始め養子共に町方は町方にて致し農商の別を定むるときは町人數次第に減少して二十年の内外には十分の二は省く可し。凡て町方減少するが昇平の世城下の繁華にならざる政の肝要にて、扱又町方の戸數の減少するとして町方の衰と云には非ず、とても張り出たる過分の減少する事にて城下相應の人數は如何に減する手立を付くとも天地の道理省かるる事はならぬ事なれば、戸籍を嚴重にし積り果は熊本相應の町幅に成る事なり。

既に在・町の人數を別ち戸籍を嚴重にすれば又御府中小路々々を始め御家中出府所等の長屋借の者共の諸商をなすを嚴斗禁す可し。少しく町の隔たりたる所は酒・豆腐は勿論の事にて日用の諸雜物に至る迄商賣せざるは無く小路々々は

大抵何方も町並にて獨り料理屋・肴屋の無き迄なり。近年に至り別して甚しく第一風俗を破り且は市中の者の衰弊に成る事なり。追々制禁を出されたれども兎角に行はれざるは必竟は日雇取と云ふ者を小路々々又は御家中長屋に置くことを許したるより起る弊害なり。凡日雇取と云ふは町家の者の職業なれば、町家に在りて大工の如く仕事をする者なるに、いつの比よりか日雇取は在方の者の小路々々に出たるが爲す仕事に成りたるより、御家中奉公に出でたる者十分の五は本所に返らず長屋小路を借りて日雇取の類に成る事なり。是は有間敷筋違の事なれば、凡て熊本中に出で渡世をする在方のものは本所々々に引返し、田地を失ひ家居を持たざる者御郡代より世話を致し農業に就かしめ我が支配の世は郡代の出す可き事なれは嚴正に禁ずるは當然なり。御家中小路々々共に御家人の外は一切居住を禁ずれば日雇取は是非共町方の者の致さねば不叶事にて、一旦は御家中も不便利の様になる可けれども町方にて世話して日雇取の組を仕立てば其が仕辭付き大工同様に成り、却て御家中の便利に成る事なり。如此に制度を立つれば各其本業に就き安ずる事にて、又御家中小路々々凡て町方に出で諸物を買ふなれば町方の商買増倍して振ふ事なり。

日雇取を盡く本所に返すときは御家中出府所番又小路々々の小身なる者の取遣の不便利に成らんと云説も有る可し。是は大體を不_レ知説なり。輕輩の者諸役人段よりは増奉公渡り僕一人は遣ふ筈なるに大抵は己の便利を計つて僕を不_レ抱長屋借にて濟せ來れり、是は其の自由と云ものにて長屋借を禁ずれば是非共極の僕一人は抱ゆ可き事なり。又足輕以下の者は人を使ふ筈の身分に非ざれば何事も自身に成す可き事なり。出府所番は足輕以下の者の家持たるが在る可ければ是に借して番を頼みて手違ひする事は有る可らず。

制度を出す事は大抵此の二條の大綱令に極り、節儉の道は上編に云ふ通にて益々嚴重に取_レ、料理屋の品物は是迄制度の外に出たるものは盡くに禁じ二階並敷もならぬ禁制なれば其通に戒むるなり。長歌の類の三味線凡て風俗を害する淫聲以前の通に禁制し、公事訴

訟町奉行自身に承り正直に沙汰し賞罰の筋狂はざる様に行ふときは町方自然に居り合ひて風俗の變らざる事は有る可らず。此等の制度凡て新格を始むるに非ずして從來の法度を温め行ふ事なれども、町奉行を立つると立てざるに因て行はると不_レ行とに關はる事なり。節目枝葉の政は現實に臨みて行ふ事も有る可けれども、是には市政の大要を記す故に繁細の事に不_レ及なり。

本文中士風につきて論じたる「家中の風俗を正す事」の一篇を割愛したのは本篇は「諸衆斂の政を止め節儉の道を行ひ士民上下富國の要用を立れば、必ず士風を正しくし一國向ふ處の大道を一定し國家の本體を立つ可き事なり。凡て和漢共に後世子孫の心は其の開祖又は中興の君の志の向ふ所に行き、善も惡も此の圍範の外に出る事なし。去れば其祖宗忠孝大節を以て國政の大本を立てられたれば子孫も必ず忠孝大節の風を失はず、功利詐術を以て立てば子孫も亦此の風に流るゝ事なり」とて其の善の例―米澤の鷹山公・會津の神公・水戸の西山公・薩摩の祖先―と惡の例―藤州・阿波―とを擧げ、名君出づれば衰へたる士風でも盛となると云ふ所まで書いて、肥後藩の士風には説き及ばずして中止してあるからである。

なほ本文には貨殖につきては二様に書かれて居て一は「貨殖局を止る事」と題した一篇であるが、之は右に掲げた「貨殖の政を止る事」とその文意全く同じで、しかも此の下書きとも見るべきものだから採らなかつた。

電報烟射五洲奇文
 天授誰與傳
 尊王篤策遠往古
 志典廟謨宏遠猷
 學問淵源道統正
 識高論卓第一流
 名並元勳身早死
 猶餘遺墨照千秋
 七世春日友人長岡護美

長岡護美小楠遺稿題詩

第二建白類

(甲) 肥後藩に

一 銅鐵の事に就て言上の條々 安政二年

小楠は前記「陸兵問答書」を呈した安政二年の四月に、西洋法によりて銅鐵を掘出して兵器製造の資金に充つべきを肥後藩に建言したのである。

一 凡戦の事は士氣の壯成ると、器械の備ると、武術訓練の其實を得て能訓練習熟するとの三ツに有之、此三ツとのい候へば必勝利を得て初て強國とは可申候。就中士氣は第一の根本に候へば平日愛養淬勵の力に有之は申にも不及候。且譬へ振興の勢無之候共、一旦事變に臨み國君・大臣非常の決定候て引立に相成候へば忽に感動いたし舉國振ひ興り候は相違無御座候。既に昨春浦賀御手當として被召登候面々 君前に被召出御一言の御情にて何も感泣にひたり、一人も命おしと思ふ者は無御座由に承り候。御譜代被召仕御高恩を戴候御家中に候へば唐土杯の百姓兵と違ひ、さすがに頼母敷事に奉存候。まして平日御愛養被爲成御淬勵の御力被爲盡候へば不日に振興仕るは疑ひ無御座

候。獨り器械に至り候ては兼て其の用意無^レ之其時に臨み如何にいたし候ても一旦に出來候者にて無^レ之、士氣は譬振興いたし候ても何を以て戰を接可^レ申哉。極て大成る後悔に可^レ相成^レは必定に候。然ば今日の間暇一日を空しく送り候も甚残念に奉^レ存候。

一 大小炮の御筒御製造に付ては莫大の御物入は申も中々おろかに候。一昨年來浦賀の兵役并江戸御國許大炮の御製造等二百年來絶て無^レ之非常の御物入に候へば、御勝手向御さし支に相成^レ 廟堂御困窮は御尤に奉^レ存候。此上 御國中の御備筒第一御本陣を初六御備^{ムオツナヘ}（肥後軍備へ六軍）熊本御城附・八代御城附・葦北・佐賀關海岸臺場等大小炮の御備筒一ト通りは是非出來不^レ仕ては難^レ叶、幾十萬金の費も難^レ斗候。將又御模様に因りては西洋流の軍艦も出來可^レ仕莫大の費用目前にさし迫り、何を以てわきまへ可^レ申哉深く奉^レ憂勞^レ候。然ば尋常通例の仕事にて此の患難を救ひ申事は決して出來不^レ申候へば、非常の利を考へ非常の事を起すは今日の時節と奉^レ存候。扱其非常の利と申は銅・鐵等の利を起すより大成る事無^レ御座^レ候。御國中に於て見聞仕候處沼山津の銅山・八代の鐵山・葦北太河内の銅山・水股の金山・荒尾の石炭は全く出候に相違無^レ之、其外にも吟味届き候へば幾所も可^レ有^レ之候。沼山津の銅山・八代の鐵山・荒尾の石炭は近年取り起に相成候へ共、第一仕法至て不案内の上町人共元受いたし利益の効聊も無^レ之却て損失のみに候へば、是迄の致し方にては利とも害とも何の症佐に立ち不^レ申候。薩州に於て何方に候哉地名を忘申候金山有^レ之以前より追々掘懸り毎々仕損じ候て取り止に相成居候處、近年アメリカの掘り様を

傳へ其仕法にて取り起候處莫大に掘出いたし候内、金塊目方八百目の物出、餘り珍敷物にて君侯御左右に被^レ差置^レ候由、其外錫山近年御取り起にて是以莫大に出申候。去秋の比公義より十萬斤かの御用早速に相辨じ一斤二歩とかの積りにて上納相濟申候。將又石炭一昨冬より筑前より石炭奉行何某とか申者御申受に相成御領内御吟味の處徳ノ島・大島と申所に有^レ之、去秋より掘懸り是又莫大に出申候由、此石炭は西洋法にて掘候哉筑前は迄の掘様にて候哉承り不^レ申候。銅山・鐵山も御取り起に相成候哉に承り候へ共いまだ事實分明ならず候。全體薩州は下々地球球交易の利有^レ之候上、金・錫等の大利を起候て當時諸藩第一の富國に相成、大炮・軍艦夥敷御製造御差支無^レ之由御家中鮫島正介・竹内五百人と申者より儘に承り申候。肥前に於ても諸物掘出の西洋法專御吟味にて蘭學者御取り立御近習の者五人か其懸りに被^レ命候。いまだ御取り起しは無^レ之候へ共御領内は申に不^レ及他領に懸け專御吟味にて有^レ之候由、御家中田中虎六郎と申者より承り申候。此虎六郎は反射爐を作り立大炮夥敷製造いたしたる人にて御座候。

一 惣じて金・銀・銅・鐵の類は海氣の凝り候て生ずる物にて、大地接續いたし海遠き地方には生じ不^レ申由に候。日本四面皆大海にて、西洋人殊の外見込候て賞歎仕る由に承り候。御國中にてさへ種々出候へば其道に精しき者日本國中を吟味仕り候へばいか斗の名山寶嶽有^レ之候かと被^レ存候。然處日本古來より土地より生ずる處の五穀を以て一國一統衣食仕る習ひ來りにて、掘出する所の諸物は更に經濟

の大事と存じ不_レ申候故、當時天下に有名なるは佐渡の金山・丹後の銀山・伊豫の銅山・石見の鐵山・豊後の錫・鉛山等にて至て僅々たる事に有_レ之候。其外國々處々にて打立候事も有_レ之候へ共、大體町人原の山師者共の仕事にて何方も官府より取り起候筋には相成不_レ申候。因て隨て起り隨て消候勢にて有_レ之候。近年外虜の動搖にて銅・鐵・錫・鉛等俄に高價に相成候に因て所々取り起候由に候へ共、何方も古來の仕方に泥み良法を研究する筋には至り不_レ申候、ましてや西洋の法抔は薩・肥の外は天下いまだ心附不_レ申候。必竟は人心舊習の見かはり不_レ申故と奉_レ存候。西洋諸國の事粗承り候には彼の國々經濟第一と仕り候は、土地より生ずる物と掘出する物と并に諸工を集め工作場をこしらへ諸物を製造せしめ、此の三つの利を以國計といたし候故官府何方も富有に有_レ之、民百姓を累らはさずして大炮・軍艦等莫大の費を能辨へ候事に承り候。此等誠に良計にて候へ共前條の通り上下人心舊見を脱し得不_レ申故、今日に至り天下列藩器械の費用を辨ずるの術無_レ之困窮に罷成候。獨り薩・肥のみ天下に先立て掘出の利を被_レ開候は眞に活見と奉_レ存候。

一 銅・鐵等の利果て御開に相成候筋に候へば前條の通り西洋法にて無_レ之候ては決して大利有_二御座_一間敷、何も扱置此研究第一にて、薩・肥の二藩に可_レ然人を被_二差越_一習熟仕事に奉_レ存候。仕法さへ分明に知れ候へば取り懸り候はいつ何時も不_レ苦事に奉_レ存候。此段略承り候處言上仕候。以上。

四月

横井平四郎

(横井時靖藏寫本)

右文中「昨春浦賀御手當として被_二召登_一候面々君前に被_二召出_一云々」は安政元年三月二十五日藩主齊護浦賀の守兵として藩地より召集したる番頭長岡銓太郎を初め各部隊の將士を江戸龍ノ口藩邸の小書院に引見して軍令狀を授け、且つ全軍に酒肴を與へて其の行を勵ましたこと、「大小炮の御筒製造に付ては云々」は安政元年正月十六日日本藩警備地用として大小五十挺の砲器を新に鑄造する旨を幕府に申告したこと、「一昨年の浦賀の兵役」は嘉永六年六月の本藩出兵のことを云つたものだから、此の建言は安政二年たるに相違ない。

(乙) 福井藩に

二 藩主に呈する書 文久二年

文久二年戊三月世論紛々中藩主身上の處置立脚の地を申べたもの。

方今天下の勢危難様々に候中、京師より 密敕を被_レ下 幕廷の非政を被_二仰立_一干戈を被_レ爲_レ起候 仰言御座候へ共、誠に一大事の御所置と奉_レ存候。萬一左様なる事有_レ之候へば、御尤なる稜々は御力の被_レ及丈は御盡し可_レ被_レ成旨奉_レ畏干戈を被_レ起候事は方今の勢決して不_レ可_レ然、其上列侯に於ては君臣の大義不_レ可_レ犯のみならず、越州は親藩にて 幕廷に向ひ弓矢を取候は天地翻候ても難_二相成_一道理分明にて、被_二仰上_一事に奉_レ存候。然るに天下の勢 幕廷の非政を憤り 京師に志を寄候者ども國々に罷在、内

々は聲氣相通じ候へば忽に天下に相響き、幕廷より危迫の御所置可_レ有_二御座_一は必然のことにて、今更思召止ませられざる勢に至可_レ申候。左様に相成行候へば事情具に幕廷へ被_二仰上_一、彌以京師に御恭順被_レ遊、決して危迫の御所置無_レ之様、其上被_二仰立_一候非政の稜々は速に御改正可_レ被_レ成次第明白言上に被_レ及候御事と奉_レ存候。此上幕廷御悔悟無_レ之、京師へ御迫り被_レ成候へば夫は天地滅却の時、臣子不幸の大變にて決然と御國御指上可_レ被_レ成候御覺悟と奉_レ存候。是則仁の至、義の盡る處にて、天地の間の大義始て相立可_レ申候。以上。

壬戌三月

横井平四郎

(小楠遺稿)

三 朋黨の病を建言す

文久三年四月

小楠は上記論著「國是三論」を拜して福井藩の向ふべき所を示すと俱に財用不足・紙幣増加に對する同藩士の杞憂を除きその結果の亂れるのを警告したが、一旦動搖した人心には自然間隙を生じ易いので、さなきだに著しき朋黨の争の増長せざるやうにと本文を拜して建言したのである。

乍_レ恐言上仕候三條

一 朋黨は人君の不明に起り國家の大害たる事兼て御講習の第一義にて候、即今執政諸有司一致の躰

に相見へ候得共、御油斷被_レ遊候へば今日に起り可_レ申候。

朋黨は私情に起り所謂閑是非に争ふ事に候。執政諸有司に先立玉ひ公共の明にて事々被_二聞召_一、條理に隨ひ御決斷被_レ遊候へば、自然に閑是非は消へ申候。是朋黨無_レ之所以に御座候。

一 一人の御身にて萬機を親ら爲し玉ふも不_レ叶、故に執政諸有司を立られ委任し玉ふ事に候。是執政諸有司は人君に替りて士民に臨候故、手短く申せば御名代にて候。人君政事堂に出玉へば執政と同じく計らひ、町・在にては其奉行と共にし、其他皆然る事にて御身を以て先んじ勞し萬機に當り玉ふ故に執政諸有司は御同役にして初て委任に相成候。然らずして坐して諸事を聞玉ひては是政事を臣下に與へ玉ふにして、御委任にては無_レ御座候。

一 政事を與へ玉ふ故に政事人君に出ずして執政諸有司に出候、執政諸有司に出候故、如何なる善政美事も誰某の仕事と紛紜の議を生じ候。况哉聊も過失あれば甚敷申唱候、是則朋黨にて有_レ之候。以上。

亥四月廿五日

横井平四郎

(慶永公唐桑秘篋文書二・小楠遺稿)

四 兩閣老上京に付建言

慶應元年二月

慶應元年二月閣老松平伯耆守宗秀・阿部豊後守正外は將軍の上洛を止め、一橋慶喜の禁裡總督・松平容保の守護職・松平定敬の所司

横井小楠遺稿

代を罷めて何れも東歸せしめ、外藩の宮門守衛を撤して幕兵四大隊を以て之に代らしめんと欲して巨額の賄賂金を携へて上京した(松平は二月五日)。これは幕府は長州の恭順に勢を得て幕府の威權を復舊せしめ、その餘勢を以て京都に臨まんが爲に此の舉に出た(阿部は翌六日に)。これが幕府は長州の恭順に勢を得て幕府の威權を復舊せしめ、その餘勢を以て京都に臨まんが爲に此の舉に出たが案に相違して朝廷より逆襲を受けて這々の體で歸東したのである。當時小楠は沼山津に閑居してゐたが、兩閣老上京の報に接してけしからぬ事と春嶽に建言したものを。

今度關東より兩閣老上京相成候處、萬に一 御所え對し暴威を以押付候手段に出候か、左は無之候共 叡慮遵奉の筋に不出關東の御得手に被引付 朝・幕の御議論致 齟齬 御合體の道難 相整 節は再天下の大變にて忽分裂の勢を醸成候は眼前と奉存候。然處 御家に於ては比來 朝廷より拔群御依頼、素より 幕府に於て格別の御家柄に候へば、決て御傍觀可被遊様も無之、不幸にして右様の時節到來候はゞ幾重にも 幕府え御獻言、 朝廷え被對恭順の道を被失候ては相濟不申義飽迄御盡力可被遊義勿論に奉存候。此義御用ひ無之候共、いつ迄も無道に御組し御隨從可被遊様は無之、其節は不を得止事斷然として三仁の處置御覺悟より外は御座有間布奉存候。

(村田英彦藏)

五 國是十二條 慶應三年

越藩士松平原太郎(後の正直)に贈りたるを、松平が越藩政府に差出し、執政又之を春嶽及び藩主の覽に供したものである。

- 一 不關天下之治亂、一國以獨立爲本。
- 一 自然の天理に則り自然の人事を盡し利害得喪一切度外に付す。此の大條理明なれば吉凶禍福凡そ外事の變態人心を動すに足らず。其理に隨て順應し信義をして天下に明かならん事を欲す。
- 一 尊天朝、敬幕府。
- 一 誠心奉戴非心を正し非政を匡し、必ず 皇國をして治平ならんことを欲す。
- 一 正風俗。
- 一 風俗の正しからざる、法制禁令固より廢す可からずと雖も終に是れ末政數ふるに足らず。君臣一徳治教明なれば風俗自然に正に歸す。所謂民免而無耻、有耻且格、何等の道理ぞ、人をして感動せしむ。
- 一 舉賢才、退不肖。
- 一 開言路、通上下之情。
- 一 興學校。
- 一 唐虞三代の大道を明にし推て西洋藝業の課に及ぼす。其要は人君躬行心得に發して觀感の化に本づく。
- 一 仁士民。

- 一 信賞必罰。
 - 一 富國。
 - 一 強兵。
 - 一 親_二列藩_一。
- 凡彼に嫌疑あらば分明に正言し、理あれば止む、改むれば止む、或は欺に其の道を以てすれば止む。
- 孟子葛伯仇餉の言其理甚分明なり。
- 一 交_二外國_一。

右十二條試に國是の目を定め、儘付するに愚意を以てす。以て君子の需に應ず、妄言の罪逃るゝ所なし、幸に之を恕せよ。謹呈。

正月十一日

小 楠

右は『小楠遺稿』所載のものに據つたが、著者の知己某は小楠が曲尺で堅五寸五分横一尺五寸の紙本五葉に自書して松平原太郎に贈つたもの——或はその下書か——を巻軸に仕立て、藏してゐる。之を見ると其の前半の十二條は

- 一 不_レ關_二天下之治亂_一、一國以_二獨立_一爲_レ本。
- 一 愚以謂、此章全く十二ヶ條中の根底にて、舊習を脱却し、人心固有の性に隨ひ不_レ願_レ外て誠を内に存し、大に襟懷を開き今日の至善を盡し仁義の極を用る覺悟にて、私意を未發に去る事に可_レ有_レ之哉。
- 一 尊_二天朝_一、敬_二幕府_一。

愚以謂、襟懷平ならざれば尊敬の心感せず、私意去ざれば尊敬の意不_レ誠、至善を盡ざれば尊敬の事不_レ正、非心を正し非政を匡すは言語を用ひざる先に己の誠意を以動す事可_レ有_レ之哉。

一 正_二風俗_一。

君臣一徳より風俗正に歸る可_レ申事は來書御注に於て分明也。畢竟人君の信民心に感ずると不_レ感との間に、尊敬の信賞時は士民節義に興り申候、是其驗哉と奉_レ存候。聊成共人君良心より生ずる處の信義培養補佐、自然道徳に趣き候事必然にて可_レ有_レ之哉。

一 擧_二賢才_一、退_二不肖_一。

風俗正時は人心正しく人目明に、自ら賢不肖判然たり。獨り衰世中擧て用不能、退て遠くる事不能、正邪紛紜己の大活眼に非ずんば辨ずる事不能。識の人を知に及事第一にて可_レ有_レ之哉。

一 開_二言路_一、通_二上下之情_一。

愚以謂、大に國事を爲に當りて寸善を不_レ殘寸言を不_レ捨善に隨こと如_レ流氣象無_レ之時は却て民情に逆ひ、善と雖不_レ行事儘有_レ之候。深く民情に隨ふの心を留め可_レ申哉。

一 興_二學校_一。

三代の道に本き西洋技藝の課に及ぶ事來書御注に於て分明也。規模の正大に至らざれば講學の道不_レ興、兎も角も人君政府台一に、治教は人倫に本き、民を治るに仁を以するの義を眞實講習討論事第一にて可_レ有_レ之哉。

一 仁_二士民_一。

愚以謂、上下損益の利害を知らば自ら仁政立、己の利害を忘れ候事に可_レ有_レ之哉。

一 信賞必罰。

愚以謂、學校興て教化行れ、仁政立て民上を信ず。賞罰不_レ正ば民乍ち惑、手足無_レ所_レ置。畢竟人君の喜怒に本づく事に候得ば其心をして公平ならしむる事第一にて可_レ有_レ之哉。

横井小楠遺稿

一 富國。

愚以謂、民に信を通候上は彌以て世界の有無通じ、仁愛心を以て恒の産を與へ、人々をして富饒ならしむ。民死して不怨、富國の本立可申哉。

一 強兵。

愚以謂、有教之民臨戰て有勇爲上致死、民心固結し有急國舉て兵強く、兵の本堅しと可申哉。

一 親列藩。

實際の道來書御注に於て明白也。但天下の治平は天下の民と共に樂み、天下の至善は天下の人と同じく爲の氣象を養ひ、内外隔心を去る事第一にて可有之哉。

一 交外國。

愚以謂、大陽の照す處善事を盡し天下黎民(編者註、この以下に文獻あるべきと思はる)國是之目に付僕之心得思之儘記之、伏て乞正教。

で松平が各條に對し意見を具して質問されるに對して答へたものらしい。後半の十二條は原文だが、『小楠遺稿』に収録してあるのと稍異なつてゐる。即ち假名遣の相違はさて置ても、『正風俗』の條の「末政數ふるに足らず」は「末政頼むべからず」、「民免而無耻」の下は「且格是の謂也」。「興學校」の條の「觀感の化に本づく」は「觀感化に在り」。「信賞必罰」は「明賞罰」。「親列藩」の條の「甚分明」は「太々分明」。「交外國」の次の行の「右十二條」は「各十二條」、「儘付」は「問付」、「罪逃るゝ所」は「罪遁るゝに所」。最終の「謹呈」は「謹で呈す」となつてゐる。いづれが改定文であるかはよくわからぬ。なほ此の巻軸の跋文中に「此の國是十二條は元治元年の起艸に係り、松平春嶽侯に獻言し以て時事を論ぜし者にして、其の經綸鑿々として概見すべきなり。末尾の松平君とは越藩士松平源太郎を指せり」とある。これに據つたのであらうか、『小楠遺稿』の此の十二條を載せた處にも「或人の跋記に因るに元治元年甲子の正月將軍家茂公再度上洛、春嶽侯も滯京中侯に建言せしものなり」と説明してゐる。然るに此の書の松平源太郎に答ふる書(慶應三年九月十二日に六月廿七日付)を掲げたる處の欄外には「此時先生國に歸り沼山の廬に在り。天下の形勢益急迫、各藩諸侯方向

を失ふ者多し。乃ち國是十二條」を草し越前に贈る。松平之を藩主に呈して後寄送する書の答書なり」と注意してあつて前の説明とは矛盾してゐるが、此の松平への答書中の一節「差出し候十二ヶ條」以下數行(五一―一頁)によりても、松平が小楠四十年祭席上に於て小楠が之を自分に寄せたと演説してゐるのによりても後の説明が正しい。

六 新政に付て春嶽に建言 慶應三年十一月

慶應三年十月十四日將軍慶喜大政奉還の儀を奏請するや、翌十五日朝廷はそれを容るゝと俱に施政の方針を示し且つ諸侯を京師に召した。小楠は沼山津に在つて此等の報に接するや否や此の文を舛し門生をして春嶽に呈せしめた。

献白

幕庭御悔悟御良心被爲發、誠に恐悅の至也。四藩の御方一日も早く御登京御誠心一致の御申談 朝廷輔佐に相成候へば 皇國の治平根本此に相立申候。幕公彌以御滯京にて大久保殿初正議の人々御舉用、御良心御培養是第一の所希也。

一統の諸侯早速に御登京は如何、一と先重役被差出候方多分可有之、新政の初別て御大事にて、四藩の内御登京の上は大赦大號令被仰出。

但 朝廷も御自反御自責被遊、天下一統人心洗濯所希也。

一大變革の御時節なれば議事院被建候筋尤至當也。上院は公武御一席、下院は廣く天下の人才御舉用。

四藩先執政職被仰付、其餘は諸侯賢名相聞へ候上追々御登用。

皇國政府相立候上は金穀の用度一日も無んば有る可からず。勘定局を被_レ建_{此大過也}差しより五百萬兩位の紙幣出來 皇國政府の官印を押し通用可_レ相成_二事。

皇國中の知行に課し高壹萬石に百石と定め、政府の貢米に可_レ被_二 仰付_一事。

但 幕府御辭職なれば莫大の用度を被_レ省、諸侯室家歸國參勤相止江戸引拂にて是又莫大の省減なり。十分一の貢米は當然なり。紙幣は此貢米より漸々取り收_レ事。

一 刑法局を可_レ被_レ建_二事。

一 海軍局を兵庫に可_レ被_レ建、關東諸侯の軍艦御取り寄、十萬石以上の大名に仰せて高に應じ人數を定め兵士を出さしめ、西洋より航海師并指揮官乞ひ受け専ら傳習せしめ、年々艦數を増し熟練の上は人心一致士氣盛興、萬國の形勢と可_レ並立_一事必然なり。其總督官は大名の内其器に被_レ當候人々被_レ命、以下の士官は關東諸藩當時熟練の士を擧用す可_レし。總て用度は先づ勘定局より出し、外國交易盛行の時に至れば諸港の運上交易の商税を以て之に當つ可_レし。此費用莫大なれば貨財運用の妙は議事院中の人傑必ず能く是を辨するものあらん。

一 兵庫開港期日既に迫れり。國躰名分改正の初なれば舊來の條約明白適中せざるは一々改正し、公共正大百年不易の條約を定むべし。唯恐くは事件によつては忌嫌無きにしもあらざるべし。是等後日の大悔となるべきを慮り公平の判談あらん事を欲す。

一 外國の交易、商法の學有りて世界産物の有無をしらべ物價の尊下を明にし廣く萬國に通商し、更に又商社を結び互に相影響を爲す。如_レ此練熟を以て我が拙劣の人に對す。殆ど大人と小兒との如し、是彼が大奸を爲す所以なり。十餘年來三港の交易我に於て一人の富を爲さず、彼は總て大富有の商と爲れり。此現實にて是迄の交易我が大損たる事分明なり。要_レ之我より外國に乗り出さざるの大弊にて今日是を改めんことを欲す。西洋に於ては魯・英・佛・墨・蘭の五國漢土にては天津・定海・廣東の三港に日本商館を設け建つ可_レし。さて内地に於て商社を建て、兵庫港なれば五畿内・四國・南海道の大名は申に不_レ及、商人・百姓たり共望に因ては其社に入れ、同心一致いたし相共に船を仕立乗り出し交易すべし。他の三港は是に准じて略す。唯妄に出入を禁じ、必ず其港の鎮臺の印鑑を受け、行く先き日本商館に達すべし。歸帆も又同様なり。如_レ此なれば自然に商法に熟し、其利を得ること分明なり。内地も又自然に彼等が奸を制し公平の交易に歸すべし。是等は大事件に關れば速に議定あらんことを欲す。

外國公使奉行并諸港鎮臺等の御役人、關東御辭職といへ共諸侯の長にて候へば、其職一人は旗下の士より撰び用に定め、其餘は下院中より撰擧、大小監察・右筆等の類無用に屬す、廢職なるべし。記録・布告等は下院にて爲すべし。如_レ此なれば簡易の政事に歸也。

國躰改正に因て各國に公使を被_レ立布告可_レ有_レ之事。

右等件々即今の御急務かと奉_レ存候。學校を初御改政の諸事愚存御座候へども政府の御基本相立候上御

取り興の事に奉_レ存候。至急に相認、別て不都合に御座候へども聊寸心表白迄に獻言仕候。以上。

十一月三日認

横井平四郎頓首拜

(小楠遺稿)

『小楠遺稿』には本文起艸の年月と動機とにつきて「慶應二丙寅年薩・土・肥前及越前春嶽侯四侯を京師に召さる。時に幕府稍悔悟の色有り、而して家茂公は猶京師に在り。先生沼山に僻居すと雖も遙かに此事を聞き事或は爲す可しと、乃ち起草して春嶽侯の許に建白せしものなり」と記してゐるが如何だらう。小楠が慶應三年十一月三日付にて在京の門弟山田五次郎に寄せた書面(『書簡』一八九)を見ると、十月十六日夜認めた山田の書状を受取つてからこれを書いたものたることは確だ。小楠への山田の書面は今見るを得ないが、獻白文中の處々に將軍の大政奉還や新政府樹立を意味する文字があると、山田が此の時變を情報したものと想像されるから、本獻白文は慶應三年に艸したのであらう。

小楠は本文を艸するや在熊本の安場一平に見せ、その寫しをとらせてから安場より山田に送付し、山田から春嶽の上京を待ちて呈したものである。(『書簡』一九〇)安場や山田に見せた文には發端は「別呈」、最後の一節は「右等件々即今の御急務と奉_レ存候。學校等は政府基本相立候上漸々御取り興の事に奉_レ存候。極々至急に相認、定て疎略多分可有_レ之、御用捨所_レ希に御座候事」とありて、署名は「小楠拜」となつて居り、「柳藩十時兼津井池邊藤來る九日頃には出京の發途可_レ仕様子に相聞へ申候。無_レ間違_レ出方いたし候へば別紙は御見せ可_レ被_レ下候也」なる「尙々書」がある。

七 方今の勢四條 年月未詳

『小楠遺稿』には「此稿孰れに向て建言せしや詳かならずと雖も、文意に由て案ずるに文久・元治年間越前に於て立案せしものならん」とあるが、小楠は文久三年八月以後は越前にゐない。

- 一 方今の勢治亂に拘らず、方先一國獨立の基本を定むべし。
- 一 一國の獨立は國論を明にし好惡を定め人心を一致するに在り。
- 一 國論を明にするに内外の分あり。
- 一 王室幕府を尊奉す。所謂尊奉は其是非を問はず尊奉するにあらず、非心必ず匡し非政必ず正し、心力餘さず匡救。

(小楠遺稿)

(丙) 幕府に

八 國是七條 文久二年

四たび福井藩の聘に應じて江戸の同藩邸に在つた小楠が松平春嶽の總裁職を拜した日か或はそれから間もなく幕府に建言したのがこれである。

- 大將軍上洛謝_二列世之無禮_一。
- 止_二諸侯參勤_一爲_二述職_一。
- 歸_二諸侯室家_一。
- 不_レ限_二外藩譜代_一撰_レ賢爲_二政官_一。

横井小楠遺稿

○大將軍上洛附別世
 之無體
 ○諸度奉勤為迹
 職
 ○歸諸度室家
 ○不限外藩普代撰
 賢為政官
 ○大開言路與天下為
 公共之政
 ○興海軍強兵威
 ○廢金銀銅坐公貨幣
 ○開天下金礦
 ○止相對交易為官交
 易

小楠自筆國是七條
 (橫井辰雄藏)

大開言路、與天下為公共之政。
 興海軍、強兵威。
 止相對交易、為官交易。

(小楠遺稿)

小楠は右の外に「廢金銀銅座、公貨幣」と「開天下金礦」との二條をも建言する意であつたが、此の二條は固より必要なれども、幕吏急に舉行する能はざるの事情があるので、しばらく之を削りて他日を待たんとて右の七條としたとは村田氏壽の遺話だ。

九 幕府は朝廷に對し君臣の義を

明らかにすべし 文久二年

第一 公武之御間柄御隔絶と相成候ては天下之人心更に一定仕様も無御座候へば、如何様之善謀良策も難被行所
 以に御座候。方今之勢天命人心之新に御隨ひ君臣の大義を御立被遊、君令臣行之實事被行候へば 皇國人心自然
 に一致いたし候事は相違有御座間敷、是則 御國體之第

一義と奉存候。既に君臣之大義立候上は外夷無道之振舞有之 皇國之御耻辱に關係仕義も候へば、い
 つ何時も拒絶之御覺悟を以て一切舊來因循之大弊を御改正、富國強兵之御事業天下に被行候御所置當
 然之御事にて、此外別に策略は有御座間敷奉存候。尤富強之御所置に至ては廣く天下之衆智を御撰、
 寬急前後之序を不失様之御政事尤以肝要の御事に奉存候。其時に臨其節に至り候ては不願不肖尙
 愚衷建白可仕候。

文久二年壬戌

横井平四郎

(横井時靖藏小楠自筆下書)

一〇 外交問題に關して 文久三年二月

今般至急に攘夷拒絶之被 仰出有之、且亦英夷三條之申立御取上無之速に戰爭相開候様被 仰
 出之趣拜承仕候。 皇國興廢存亡之機今日に相迫り眞に不堪痛心、不願恐憚言上仕候。
 方今天下之勢海航相開四海萬國比隣と相成、一國鎖守す可からざるの勢に有之候。况哉 皇國四面環
 海之形勢に候へば開て通す可くして鎖して守る可からず、進で征すべくして退て攘ふ可からず、是則世
 界之一大變革にして、 皇國往日之孤立鎖守決して今日に行ふ可からざるの事は不_レ及辯論_レ分明之道
 理にて有之候。然ば天地自然之勢に隨ひ舊來之鎖鑰を開き、彼が所長を取り富國強兵之實政被行候へ

ば數年を待すして一大強國と相成候事は是又分明之勢にて有之候。且英夷三條之申立尤之道理に相聞へ當然之御所置可有御座之處、一切御取上げ無之御拒絕に相成候ては曲直如何之筋合に相當り可申哉、彼れ却て直道を以て我が曲名を天下に鳴し、列國申合せ來り侵し候事は顯然にて、皇國有道之御美名一時に相消へ古來未曾有之御耻辱と奉存候。加之今日人心之不和器械之不備を以て及戰爭候へば百敗必然之勢にて、百萬之生靈を傷亡し慘怛之極實以不忍之事に奉存候。假令勅命とは乍申此過擧に被爲出候ては上は神明に被對下は萬民に被對決して御申譯無御座候へば、幾重にも御精神を被爲盡御諫諍被遊候様達て奉希候。若又主上聞召不被爲譯候へば速に大權御さし上、早々關東え御歸城之上外國え情實分明に被仰聞通信御斷に相成候様仕度奉存候。皇國重大非常之御事に候間犯萬死不顧多罪言上仕候。誠恐々々頓首拜。

文久三年癸亥二月

(横井時靖藏小楠自筆下書)

(丁) 朝廷に

一一 中興の立志七條 年月不詳

此書維新の際先生參與拜任後の書なるべし。固り献言の文體に非ず、或謂主上御壁書の草案の大要を摘記せしものならんかと、或

は然らん。然れども門下の士關り聞かざる所なるが故に其詳かなるを得ず。今片紙に自筆せしを筐底に得たるを以て刷出す。本書同文自筆の書を武州北多摩郡藏浦村内野左衛門所藏せり。其何人より購ひ得たるを知らず。因て以爲く再三試記せしものならん。

(小楠遺稿所記)

- 一 中興の立志今日に有り。今日立ことあたはず、立んことを他日に求む。豈此理あらんや。
- 一 皇天を敬し祖先に事ふ、本に報するの大孝なり。
- 一 萬乗の尊を屈し匹夫の卑に降る。人情を察し知識を明にす。
- 一 習氣を去らざれば良心亡ぶ。虚禮虚文、此心の仇敵にあらざらんや。
- 一 驕怠の心あれば事業を勉ることあたはず。事業を勉めずして何をか我靈臺を磨かんや。
- 一 忠言必ず逆ひ、巧言必ず順ふ。此間痛く猛省し私心を去らざるばあるべからず。
- 一 戦争の慘怛萬民の疲弊、之を思ひ又思ひ、更に見聞に求れば自然に良心を發すべし。

一 中興の立志今日に有り
 今日立ことあたはず、立んことを他日に求む。豈此理あらんや。
 一 皇天を敬し祖先に事ふ、本に報するの大孝なり。
 一 萬乗の尊を屈し匹夫の卑に降る。人情を察し知識を明にす。
 一 習氣を去らざれば良心亡ぶ。虚禮虚文、此心の仇敵にあらざらんや。
 一 驕怠の心あれば事業を勉ることあたはず。事業を勉めずして何をか我靈臺を磨かんや。
 一 忠言必ず逆ひ、巧言必ず順ふ。此間痛く猛省し私心を去らざるばあるべからず。
 一 戦争の慘怛萬民の疲弊、之を思ひ又思ひ、更に見聞に求れば自然に良心を發すべし。

小楠自記の七條 (横井時靖藏)

(小楠遺稿)

一二 會津・仙臺の處置に關しての御諮詢に答ふ

明治元年

(小楠の)
此稿手記日録中に在り、當時先生臥病中なり、因て意見を手記して御下問に對へしものなるべし。

(小楠遺稿所記)

明治元年十一月八日 晴

會津・仙臺等逆藩の罪狀を斷するに宜敷徳川氏を以て斷案と爲す可し。徳川氏一旦京師を侵し一敗後肯て王師に抗せず、城門を開き兵器を具し謹で王命を奉ず。慶喜僅に首領を保ち、嗣子七十萬石の封を得たり。更に官軍身を抛ちて勤王し、莫大の死亡夥多の疲弊其慘怛愁苦如何たるの情實を照照し、此輩をして御所置の次第絶て遺憾なからしむるに至て即ち其當を得たりとす。若し寛大の名を愛し、一旦賊に黨し勢ひ窮りて降伏する者をして初より勤王の徒と均しく本領を安堵せしむる有らば、是即姑息刑罰其當を失なうとす、豈に新政の宜しく爲す可き所ならん哉。其罪狀を斷するは其情實に明詳ならざればあたはず。斷案の目的を舉て謹而對。

(小楠遺稿)

(附) 時務私案

(イ) 議事の制に就きての案 明治元年

大に議事の制を興さんとせば左の件々辨別し、目今の勢を利導して所立の本意を復歸せんこと要とす。

- 一 議事の制を擧ぐるを旨とし、議政行政の分別を立つと雖ども、其實は議政亦行政の事と成り、初本意とする所の議事の制は愈相擧げ難く、貢士は議員の旨を得ずして徒に外面に於て横議を抱くのみと成りし所以を辨知す可し。
- 一 議政亦行政と成りし所以は議事を旨とし、立法の權を執るの議定を以て 至尊を輔佐し行法の權を執るの輔相を兼ね、行政官に在るの辨事を以て議政官下局を司るの議長を兼ね、且議定の次に在るの參與を以て諸行政官の事を分執す、是則混合の本にして遂に議定は輔相の參決(官カ)の如く、參與は輔相の顧問の如く成に至れり。最初總議顧問と立て在し時に同じ是實は不得已者あり、亦自然の勢なり。然れば此勢を利導して議政・行政の本意に基き斷然其分別を立つべきなり。
- 一 其勢を利導するは則政體書所立を推し實に之を踏むべく、第一立法・行法相兼るを得ざるの旨を執り大に議事の制を興す可し、唯其勢不得已の者を察し新に行政官・輔相の副次官を此官名を撰むべし諸行政官の副知事の如くす可し、是其利導して名實相立道ならん。副事官は參與より選入せん。
- 一 當時の公議人に今日萬機公論に決するの旨を以て議事の制を立つるは如何せんと議せしめ、再次に及で府・藩・縣知事を立つるを本とし、公撰貢擧等の法を設くるの次第を以て又其如何んを議せしむ可し。
- 一 公議人の名を止め貢士の名に復し、議員たるの職掌を聞知らしむ可し。
- 一 議政官・史官専ら議長に屬する者を増撰し、議事の制に與る可し。

(ロ) 處務案 明治元年

奏狀牒

横井小楠遺稿

府・藩・縣五官を部署し、諸願届其他事件其急不急二件を分記し、史官毎朝前一日の分を點檢し、此牒を以て參與に差出す。

詔制牒

前に當り御沙汰面其餘新に被_レ仰出_二候事件等總て御議定に相成候分史官此牒に記し、其後行政官に御廻に相成候事。

審斷牒

毎朝史官奏狀牒に此牒を添て參與の席に出す、參與各見込を此牒に記し、議定の席を経て輔相公より 聖斷の所を朱字を以て御記し下有_レ之、別に思召無_レ之分は御檢印のみ。再び此牒議定の席を経て參與閱了の後史官に命じ、史官乃ち此牒を檢して詔制牒に修む。其外萬機被_レ仰出_二候も此牒に記す。總て細事といへ共議・參與員宛の印不_レ相備_二内は未決の事件と被_レ定候事。

太政官大史

右は編年體を以て前の三牒を照して是を編輯す、乃大成の記録也。

分 課

參與二名宛毎日當職を被_レ定、一名は奏狀等點檢を司どり、一名は詔制を司る。史官二名是に屬す。

一 判司事

前件の通に付書記中にて日誌司・判司事を置き、史官は唯日誌に載す可きものを檢出して判司事に授く。

(ハ) 服 制 案 明治元年六月

衣服の制種々の混亂に至、近來甚謂れ無き事に候。試に三等に分混雜無_レ之様有_レ之度候。

一 朝 服

朝廷御用來の通。

一 平 服

貴族以下帶刀以上羽織袴を用、其他庶人は各自の辨利に應すべく候。

一 戎 服

上下共に洋服に擬へ 皇國の制を定られ、軍行操練渾て兵事に關する節のみ是を用、平常に用べからず。

一 髷髮混雜甚敷無_レ謂至に候。皇國中帶刀以上總髮一式に可_レ被_レ仰付_二候。

六 月

横 井 平 四 郎

右(イ)(ロ)の三案はいづれも横井時靖所藏で、奉書卷紙に小楠自記したもの。多分參與として自家の考案を上奏したもの、脚案であらう。(イ)(ロ)の起艸の月は詳でない。

に御座候。此節之序に五六月より仙臺・會津・米澤を觀國仕筈に奉_レ存候。尤旅中萬事慎心之内酒は別て大切にて一切禁制仕り、少も御不安心被_レ爲_レ成間敷吳々奉_レ存候。

尾張騒動之事一通りは御承知と奉_レ存候。乍_レ然御屋敷中より申遣候事は吳服屋杯御出入之者共より承候事にて、外には一切交り無_レ御座_二候。總て間違迄に御座候。先日水野越_(忠邦)前様御儒者に參り不_レ斗尾藩之咄に成り一通り承り、此說正敷御座候と被_レ存候間申上候。當三月尾公御逝去、御跡式之儀田安様御養子_(齊莊)被_二仰付_一候處、御隱居様へ御内意も無_レ御座_二直に被_二仰付_一候。一藩中甚不氣受にて御座候へ共既に被_二仰出_一之上にて仕方無_レ御座_二責て攝津守様跡御養子に被_レ成候様に秋之比國家老大導寺玄蕃と申者此許に登り先水戸様に參り御對面奉_レ願候處、御三家之家老何方に御目通奉_レ願候にも其君公より先被_二仰込_一其上家老罷出候格合にて御座候處、玄蕃儀は直様罷出候間水戸様御對面不_レ被_レ爲_レ成、是にて一ト弱_(淡路守安宅)りに及び、致方無_レ御座_二脇坂中務様に罷出前條御養子之儀奉_レ願候處、中務様より御返答には二十年前當御隱居様大御所様へ御直に被_二仰上_一候には尾州も御血脈遠く罷成候間御連子様之御中御降臨奉_レ願旨被_二仰上_一置候間、此節幸之事にて田安様御養子被_二仰付_一候、箇様之子細にて又其跡御養子之儀全體之御主意に違ひ甚不埒之至、將又一藩色々申分いたし候儀不_レ憚_二公義_一仕方追て被_二仰付_一筋有_レ之旨之御返答にて、玄蕃儀一言之申分無_レ御座_二引取、其よりじゆつと相成候との咄承申候。此咄正說にて可_レ有_二御座_一候。外にも色々唱申候へども一向に貫き不_レ申候。近來は何とも唱無_レ御座_二候。右之通りにて治り候事と奉_レ存候。

一 此許米價大に下り、勤番之面々一統大困窮之様子に御座候。私は存外仕舞宜敷、是迄借金一文無_レ御座、且買ひ懸り一切不_レ仕、只今通にて御座候へば二三兩は持候て越年仕り可_レ申、少も御氣遣被_レ爲_レ成間敷奉_レ存候。此外格別申上候程之事無_レ御座。何も後脚可_二申上_一候。以上。

十一月廿五日

左 平 太 様

横 井 平 四 郎

尙々先便引切書にて申上候元祿中三家中より諏訪様に參候者之事大間違にて御座候。先日諏訪之人に對面仕り委細承申候處、横井某と申人熊本士之由にて參居、醫者手習師匠杯仕り繰りに取り續き居、當時年齢七十斗にて男子兩人有_レ之、熊本之事尋候へば委細咄杯仕り、自然は私家より亡命之人にては無_レ御座_二哉尋申候間、一切右體之人は無_レ御座_二と及_二返答_一申候。然處得斗考申候へば岳之助叔父之中以前亡命之者有_レ之かにどふか承申候様にぞんじ、自然は右躰之者にても可_レ有_二御座_一哉、何分馬鹿敷事に御座候大間違にて此位申上候。澤村宮門事_(子寛)言語同斷にて、私は着足下交不_レ申、近來は四五十兩之借金有_レ之太兵衛よりは是迄二十兩餘は遣し候へ共中々ふさがり不_レ申、當冬押つめ候ては尙三十斗は遣不_レ申候へば相立申間敷、先日太兵衛に參り候處太兵衛甚心痛にて氣之毒千萬に奉_レ存候。全躰宮門事此許に參り初て得斗承知仕、恐敷心底に御座候。第一人のことをほり申候_(あはくの意)

事甚敷、且言葉は虚斗にて淺間敷奴にて御座候。私杯もよ程堀られ且うそを所々にて申唱へ絶言語候次第、乍然直に破れ返て其身のうちかぶりに成り笑しく事共甚敷御座候。來春は下り申筈にて、太兵衛も大氣遣ひ一刻も早下り候様心配に御座候。十年斗大だまされ、甚不明之至り失三面目申候。四郎作は委細承知仕居申候間御序に御尋被成候様奉存候。何も後脚可申上候。以上。

(横井時靖藏)

天保十一年

二 木下宇太郎へ

天保十一年二月二十四日

木下・小楠
在江戸

木下は熊本藩士、諱は業廣、通稱は初は宇太郎後眞太郎と改む、犀潭及び講村は其の號である。當代の碩儒、諸公子侍讀・時習館訓導であつた。文久三年には幕府より徵せられしも固辭す。小楠よりは四歳の年長であるが時習館時代よりの親友、學問文章に於ては木下勝り識見に於ては小楠優れりとは世評の一致する所。

左記六通は當時小楠は遊學を命ぜられ、木下は藩主に供して俱に江戸に在つた日の往復書面。

昨夜は酒坐にて私もよ程酔ひ候ての御咄合心中盡不申かと考、尙書呈仕候。御互之御交は居寮以來別て打明しつゝ親敷御座候處、去夏此許着以來何角と御疎遠に相成、仲冬墨田御同行之節其迄之事杯御互にうち出し、私心得等御教示承り古之通りに無腹藏御咄合可申と御盟申候事は御覺と奉存候。然處

其後とても不三相替被打明候御様子に見受不申、昨夜不斗其御咄合に及び候處御了簡有之ての事

之由、將又私事には御腹藏之儀も有之段承り、御互氣質替り候より合兼候と存じ、只今通にては交情とても面白無御座却て妨に相成可申、左候へば御互切磋等は以來仕不申方可然と及御咄合申候。右之通に御聽取に相成候か、自然申違ひ聽き違ひ等有之候ては不三相濟一事に付爲念尙得三貴意申候。已上。

二月廿四日

木下様

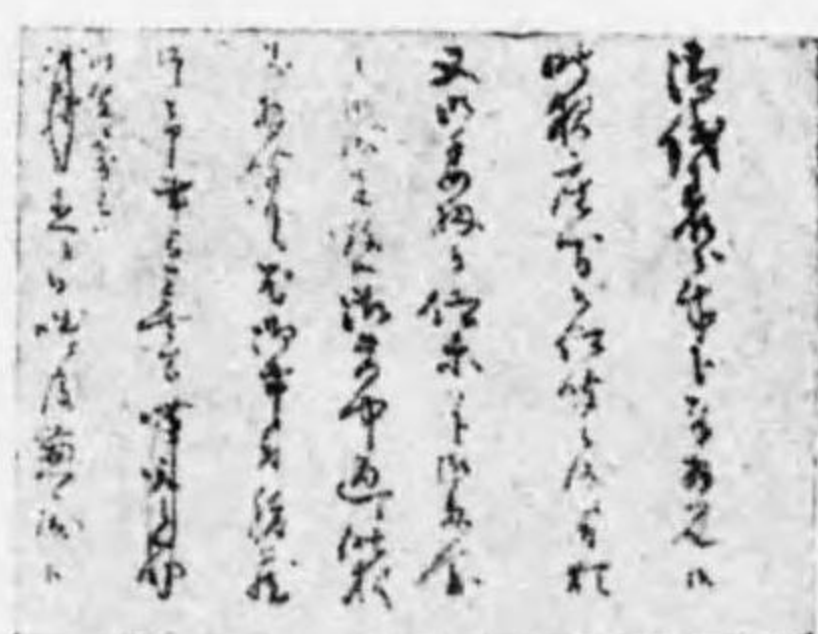
尙々御書物は返上仕候。已上。

木下宇太郎より

御紙表被成下奉拜見候。昨夜座間被仰聞候儀に付猶又御委細被仰示被下御多念之御儀奉存候。御書中通に昨夜も拜聞仕候。尤御事に付腹藏仕候と申事にては無御座、時宜に寄候ては直に御咄に及兼候儀は不三免事も



小楠より木下宇太郎への簡書
(木下勤一藏)



御座候て、何ぞ御隔意に奉_レ存候ての事にては無_ニ御座_一候。墨田道上にて段々御咄合之
後於_ニ私心事_一御疑之筋も有_ニ御座_一間敷と奉_レ存て追々之通昨夜も不慮之戲謔放論、不
都合之儀も御恕容可_レ被_レ下と奉_レ存候處、私御交際にて打明不_レ申様に被_ニ思召_一、且流
儀違にて於_ニ御自身_一御氣遣被_ニ思召_一との事に御座候へば罪過存當り候迄は御斷之申上
様存不_レ申、御相談通に相心得可_レ申と御返答仕候通に御座候。此段御報簡如_レ斯御座候。
以上。

二月廿四日

木下宇太郎

横井平四郎様

尚々別裁一帙、慥に拜受仕候。已上。

三 木下宇太郎へ

天保十一年二月二十五日

木下・小楠
在江戶

墨田川御同行以來御隔意無_レ之候處私より御疑惑仕儀有_レ之、只今通りの交に
ては氣遣敷有_レ之御切磋等御互に仕不_レ申方却て可_レ然と一昨夜及_ニ御相談_一、昨
日向御取遣申候處疑惑可_レ仕筋御存當無_ニ御座_一、其通に御心得被_レ成旨御返書承
知仕候。然處疑惑之筋御承知無_レ之と申ては私主意相立不_レ申候間箇條相認差
上申候。

木下宇太郎
横井平四郎様
御座候。然處疑惑之筋も有_ニ御座_一間敷と奉_レ存て追々之通昨夜も不慮之戲謔放論、不
都合之儀も御恕容可_レ被_レ下と奉_レ存候處、私御交際にて打明不_レ申様に被_ニ思召_一、且流
儀違にて於_ニ御自身_一御氣遣被_ニ思召_一との事に御座候へば罪過存當り候迄は御斷之申上
様存不_レ申、御相談通に相心得可_レ申と御返答仕候通に御座候。此段御報簡如_レ斯御座候。
以上。

(藏一勤下木) 簡書のへ楠小りよ郎太宇下木

一 藤田虎之助方舊臘參候歸に私過酒に及候唱御座候て御耳に達し、(時習館訓導横井康次)淺井先生へは御咄有_レ之、跡經候
て東遊六ヶ敷に至り御來臨御尋被_レ下候段交際無_ニ腹藏_一打明被_レ成候筋合に御座候哉、疑惑之一條にて
御座候。

一 名札遣候儀は無音晴しに向方に參候知之爲にて、縁家朋友親敷間に可_レ仕事柄にて無_ニ御座_一候。然
處舊冬二度御名札參り、よそ々敷御仕方如何之思召にて御座候哉、疑惑之一條に御座候。
一 東着以來一體御疎遠にて御座候處、墨田川御同行御咄合に及候後と申候ても彼是御往來等も不_ニ相
替_一御疎遠に御座候。必竟私心得は兎角被_ニ打明_一候御様子に存不_レ申候間、龍ノ口御屋敷へは追々參り御
小屋まへ踏通候て遠慮仕切々御尋不_レ申罷在申候。右之次第は親友之間には何程に御座候哉、此段爲_ニ御
承知_一如_レ此御座候。已上。

二月廿五日

横井平四郎

木下宇太郎様

木下宇太郎より

昨日御取遣之儀に付尙又華墨被_ニ成下_一奉_ニ拜見_一、御疑惑之筋被_ニ仰下_一夫々承知仕候。強て御主意に戻候にては無_ニ御
座_一、一應鄙情相陳申候。

横井小楠遺稿

一 舊臘藤田虎之助方御歸途中御過酒に被_レ及候唱私承淺井先生え咄候との儀、事宜に寄候ては左様之事も難_レ斗候得ども此儀は御間違と奉_レ存候。彼方御聞取之筋私え御咄に相成候儀は有_レ之候。右之儀直に御噂に及不_レ申、先日迄差控候は少し様子御座候て疎外之事にて無_レ御座、ケ様之儀は申譯に一分之振舞斗仕候様に成候ては交際之本意にても無_レ御座と相心得居、前條之御間違無_レ之候は、御不審之筋とも不_レ奉_レ存候。

一 名札之儀は當地詰込之習し寒中年始回勤之節御留守にて兩度程相用時候佳節之一禮を納候迄にて、平日御留守に參候節遂に左様には致不_レ申、餘所々々敷姿にも有_レ御座、間敷、白金當り親敷中にも相互に同様に仕候事に御座候。(江戸郡後藤郷)
一 御往來之儀當月に入候ては毎も御在宿に參合、舊冬より正月に懸候ては御閉に相成居候事多く、名札も納不_レ申候へば御承知不_レ被_レ成は御尤に奉_レ存候。其に付御疑に成行可_レ申とは不_レ奉_レ存、日も記不_レ申用事無_レ御座候へば跡以御噂にも及不_レ申其姿には無_レ之儀と奉_レ存。私御小屋え御尋被_レ下候儀、少御座候とて、是迄御遠慮之筋とは氣付不_レ申候。右之通に御座候間乍_レ憚左様御聞取被_レ成置可_レ被_レ下候。以上。

二月廿五日

宇太郎

横井平四郎様

四 木下宇太郎へ

天保十一年二月二十六日

小楠木下
在江戸

昨日は再御返書之趣承知仕候。

一 藤田方歸り及_レ過酒候一件は從來淺井先生より御聞に相成候旨に付、私不東にて聞取違仕候筋に

御座候へば了解仕候。右聞取違は御挨拶仕候。

一 名札之儀御當地詰込之習に被_レ任寒中年始御廻勤之節に御遣に相成、時候佳節之一禮御述被_レ成候迄之由。然處私方に御名札見へ候て疑惑仕候儀は舊冬之事にて、一度は寒中と覺へ一度は平日無_レ何事一_レ時節に御座候。被_レ仰下候通り年頭時候等に御座候へば私疑惑可_レ仕子細無_レ御座、御返書之趣と相違仕候。

一 御往來之儀年明候ては御互に兩度づゝとか仕候様に覺申候。尤私は一度は御他行御留守に參上、其後御紙面取遣之節に御留守に參上仕候儀は被_レ仰向_レ申候。舊冬より年明迄切々御來臨被_レ成下、毎度私外出にて於_レ御手許は墨田川以來少も御心を被_レ遣候儀無_レ御座、私外出多候處より失敬に及び切て疑惑仕候旨に罷成、甚以赤面之至に御座候。乍_レ然交際は用向述候迄にて無_レ御座、互に出違等にて久敷逢不_レ申候へば必ず紙面にても申合出會述_レ舊事候儀は熊本にて左様に仕申候。まして旅中にて御座候へば一シヲの事に候。既に白金連朋友杯は月に一兩度は必ず申合出會仕事に御座候。然し私より御うち合御出會不_レ仕儀は前條疑惑仕候よりは是迄之通に罷在申候。右之次第尙御返書仕候。已上。

二月廿六日

横井平四郎

木下宇太郎様

木下宇太郎より

御手簡又々薫讀、被_レ仰下儀拜承仕候。御聞取違之事御挨拶被_レ成下、痛入奉_レ存候。名札之儀は一度は如_レ仰寒中一度は正月二日朝回勤之節に御座候。乍_レ去兩度舊冬御見當被_レ成候と被_レ仰下候へば如何之折にて御座候哉頓斗覺不_レ申、因_レ是御不審と御座候ては當惑之仕合無念に奉_レ存候。御往來之儀用向迄に無_レ御座、出違等にて暫晤盡不_レ仕候へば紙面にて申合出會述_レ舊候等之儀は誰も樂候事にて私とても別儀は無_レ御座候得とも、御見通も被_レ下候通此節に限不_レ申聊不自由にも有_レ之藝業之形も付不_レ申平生憫_レ口_レ只々物事に届兼、於_レ御國_レも追々後に陪候事も御座候へども私より起會話之御約束等は少く實に疎き様に有_レ之、此元にて存外諸用之外出も多、白金當振懸談仕候外前以之約束等月に度々は扱置、用事御座候てさへ押移候事多、御小屋え出申候も序勝之事にて、被_レ仰下一通に御座候へば何方にも申譯無_レ御座候へども稽古等に怠も不_レ致候は、私身分には御恕察も可_レ被_レ成下と兼て相持居申候。思召に違候迄は因_レ是疎遠之御疑惑御尤に奉_レ存候。早速相改可_レ申と御斷可_レ申上筋にも可_レ有_レ御座候得とも、跡以届兼又は矯飾に出申候半も難_レ斗、是迄不束之至御推量被_レ下、公面之御交迄被_レ成下候は、難_レ有_レ奉_レ存候。度々煩_レ來鴻_レ是又恐懼不_レ少、右奉答如_レ此御座候。已上。

二月廿六日

横井平四郎様

宇太郎

右六通の書面は一纏めにして木下(勤一)家に藏せられてゐる。但し其の内木下の書面三通は彼自筆の扣書である。此等書面を通覽すると小楠は木下の行動に友情味が乏しいとの不平で義絶を申込み、木下も色々辯解の末遂にそれを容認してゐる。小楠と長岡監物との絶交は天下周知の事だが、木下とのそれにつきては知る人少からう。

弘化四年

五 長野藩平へ

弘化四年八月二十二日

小楠在相撲町
長野在南關

長野は立大又は桑陰と號す、小楠の門生にして後肥後蠶絲業界の大先達となつた。此の書は長野が小楠塾を辭して玉名郡南關に私塾を開きたる際生徒教養に關して教を乞うたに對して答へたものである。

先十九日之御紙面到着、忝々致_レ拜見候。十三日南關御引越之趣何角御配意にて有_レ之たると存申候。諸生もさし寄三十人斗も御座候段、必竟木下厚_レ世話故と是よりも悦入申候。箇様に地底宜敷箇所は外には有_レ御座間敷、彌以御出精御引立之程吳々祈申候。

先頃も御咄合に及候通り因循傾廢之俗を遽に嚴重に引しまり候ては大に一郷之耳目を驚し極て宜敷無_レ御座候。御紙面通り長幼之序位にて宜敷かるべく、只々讀書專精を出候様御示教專一に存申候。何事も人々に信ぜられざれば如何によろしき了簡も仕法も行れ申儀にては無_レ之候間、萬事之仕様はとても信を取候上之事に御座候。

諸生之中町家もの有_レ之、い才御申向之趣夫々致_レ承知候。是以先其分之事にして、讀書に參り候へば御授讀可_レ然候。乍_レ去町家もの杯讀書いたし候へば得手氣高相成其職分を専しむ心出來、果は放埒もの

に相成尤以恐しき事に御座候。御申向之通り此處は夜分杯參り候節は嚴と御示教專一に御座候。讀書之害は士も農も町人も同様天下統一統相受候ものか。天下之人學問と申候へば嫌ひ憎候様に相成誠に可嘆息一事に御座候。町人にては眞之讀書いたし人物ものに相成其職業も素直にいたし、人よりも流石讀書いたし候程有之感心成ものと被賞美候へば是又吾黨之學之及候一端にて御座候。其人物に寄候ては町人も百姓も讀書不苦候間、一切讀せ不申筋にては無御座被存候。

町家寸志(町人歛金して身分を得する事)の御問合(才承知)いたし候。是は元來有間敷筋にて申がたき事に御座候へ共官府之失政之第一に存申候。土席を給り萬事土席のあいしらひかと見候へば、婚姻は御家中とは六ヶ敷御座候。將又近來油屋太郎左衛門一件之始末、全町人之御あいしらひにて御座候。官府よりも右之通兩端に相成候も初に申述候通元來有間敷事にて其末致方無之候ものと被考候。右之通にて候へば其身分々々に取り候ても兩端に相成候は勿論無據事にて、今更如何様とも一方に落着は六ヶ敷御座候。然處此等之詮議最早無益之事にて、其身々々學問いたし道理わかり候へばよろしき筋に付き可申候間只々御示教實心感悟之處御心懸可然存申候。

右拜復迄、何も其内御出府懸御目候上萬縷可申述、略呈いたし申候。已上。

八月廿二日

横井平四郎

長野藩平様

尙々書物御求之事、是は小子了簡とは大に相違いたし申候。其許諸生中いまだ素讀も出來申間敷、通鑑・語類・文集・五經集註・節要等之書さしより不用にて可有御座、只今御求方不可然存申候。黄金無して藏を造るは見憎き事なり、金たまりて作る藏がよろしかるべし、況哉昨今御引越にて箇様に大部之書を御買入は重々よろしかる間敷、彼に付是に取りても御止之方可然見込申候。後來に至り諸生中通鑑を讀みたりし語類・文集が見たしと進歩之節に至り被求候へば如何斗か可面白、其期を御待の様吳々存申候。此趣を以て木下へは相談可然、程により候ては此紙面御見せも不苦御座候。兎角々々何事も大總之事無之、唯々實を盡し被申、後日通鑑を讀み語類・文集之吟味に懸り候諸生出來いたし候様に御世話祈申候事。

(長野友博藏)

嘉永元年

六 徳富萬熊へ

嘉永元年十月九日

小楠在相撲町
徳富在葦北

徳富名は一敬、通稱は萬熊、後太多助・太多七と改め、洪水(小楠の名づくる所)又は吾不與齋と號した。肥後水俣に生れ、小楠家塾を開くや第一の入門生で後小楠と相婿ともなつた。小楠在世間之に事ふること最も篤く、小楠よりも亦最も信親された。退塾後は郷黨の事に盡瘁し、藩命により諸方に往來し交渉の任にあつたが、明治維新後民政大屬又七等出仕となり、明治六年辭職後は専ら勸業・教育の務に従うた。徳富蘇峰は其の嫡男で同蘆花は其の二男である。

横井小楠遺稿

一書致進呈候。時下御安康珍重之至に御座候。先以御家翁長々御出府御退届之事共にて、昨日御出立に相成遠方御氣削と致想像候。然ば熊太郎(萬里の弟)より内々承候處此節は御家翁御退役筋よく參り可申模様之由、先々御安心と存申候。就ては跡役之儀自然は御手元に直に被仰付可申哉、十に七八は其通に落着いたし候方かと推量いたし候。自然右之通にて御座候へば甚以残念之事にて、何分今兩三年は被致出府文武之道修行無之候ては實々其甲斐無御座見込申候。乍去御家翁之御所存も可有御座、さし切之儀は勿論六ヶ敷、如何御了簡御座候哉、實意之處承り度存候。彌以此節迄は跡役被仰付候筋は當惑にて今兩三年は是非共御修行被致度御了簡御家翁も御同様一致いたし候は、家兄より其趣を以て中島手許迄斷申入、御詮議に不相成様に配意いたし可申、將又其元にてもいか様とも御配意有之度、乍去人心之異なること如面事に御座候へば御郡代之方如何參り可申哉、其れだけでも強て被仰付候に及候ては初て官途に付き被申候事故強て御斷は上下之分に於て不相叶筋に候間、其節に至候ては神妙に御受被申上候事當然之筋にて、決して兎や角は不被申すらりと被相勤候儀重々可然見込申、其故被仰付無之先々如何様とぞ仕法出來候へば其手當いたし、此節は跡役被仰付不申方にのがれ被申度吳々存候事に御座候。右之通之愚存一ト先御取遣に及び度致進呈候。何卒急に御了簡御返事可有御座如此御座候。以上。

十月九日

横井平四郎

徳富萬熊様

尙々家内何も不相替暮申候。熊太郎列も無事出精いたし候、御安心可被下候。御家翁へ宜敷御致聞可被下候。長々御出府さぞ御不如意にて有御座たる其のみ申事に御座候。右迄何も申縮候。以上。

(徳富蘇峰藏)

徳富一敬自傳中に「嘉永元年父美信病氣に依て惣庄屋及代官辭職す。一敬跡役相續の内命あり、固辭してなほ小楠家内に留學七年間。嘉永四年亥九月退歸。云々」とあるが、右小楠の書簡が跡役相續の内命固辭に與つて力があつたと思はれる。

嘉永二年

七 長岡監物へ

嘉永二年閏四月十一日

小楠・長岡
在熊本城下

長岡監物は即ち米田是容。小楠とは布衣の友としての交情いと厚く、小楠も深く長岡に望む所ありて或は面論或は書簡を以て切磋した。(長岡の小傳は『横井小楠傳』第十一章、三にある)

乍憚拜呈仕候。近來御勤學以前の通に不被在共にては無御座候や、御會讀御咄等に罷出候ても御新得之御高論拜聞不仕のみならず、御誠意之人にうつり候處何と無く以前と相替り候様に奉伺候。萬一左様に共被在候ては此道之衰廢 御國家の傾運甚大關係之事に奉存候。申迄も無御座候へ共學

横井小楠遺稿

問は脩身之事業に御座候へば彌益強勵の力を用ひ、讀書無懈怠參り可申事に奉存候。此段先頃より申上度御座候處、何角と押移り、今夕罷出候へ共他人も御同席にて相憚り、必多もの延引仕候間書中にて拜呈仕候。不願鄙意奉犯尊嚴候義は誠以恐懼之至に奉存候。以上。

閏四月十一日

横井平四郎

監物様

尊下

長岡監物より

長岡監物より
横井平四郎様
(藏時井)

一昨夜の御書面反復熟讀、御教示之趣深忝存候。固り懈可申様も無之、聊も御氣遣被下間敷候。新得之説等御話し不申候には去夏頃よりかと覺申候。少く存念有之の事に候。しかし誠意の人にうつり候處前日に異り候との御書面を以得斗相考候へば、是非此道を世にも人にもと申志は近來甚薄相成、唯我一人と申様なる心持に相成居申候。此所大なる曲せ事かと存當り申候、如何。猶御遠慮なく御教示可被下候。將又一昨夜御噂之佐敷之書翰餘程吟味いたし候得共見出し不申、猶精々吟味は可致候へ共何程に可有之哉、甚以心痛之次第に御座候。何様右之趣を以先見出候迄之處宜敷々々御頼申候。此段も任序申進候。不具。

閏四月十三日

長岡監物

横井平四郎様

差置

八長岡監物へ

嘉永二年閏四月十五日

小楠・長岡
在熊本城下

簡書の

尊書謹て拜見仕候。被仰下候趣夫々奉得其意候。此學元より御懈不被爲成安心仕候様、必竟淺心寡慮より奉伺甚以恐入奉存候。乍然此御一言を奉敬承、未學之身分一段之精神を益候心地仕感憤之至に奉存候。御新得等之御咄無御座儀は去夏頃か御存念之筋被爲在御工夫之處にて御座候段、成程去夏頃か其御存念私へも被仰聞慥に覺へ罷在候。然處一切程に御咄無御座儀とは不奉存より御新得之御高論拜聞不仕と言上仕候。其子細は此理發明いたし候へば己が受用はさし置先づ人に咄し度心御座候間、此心を省察仕妄に咄し不申が所謂爲己之處にて學者尤も可用心處勿論之事に御座候。乍然又あながちに咄し不申にても有御座間敷事は、此理元より無極、發明新得無疑存候筋も或は不覺私見に落或はいまだ其理を盡し不申事のみ多く御座候故、其人により候ては咄合候へば存外之益を得申事に御座候。此意思は彼之發明たての外、馳之心とは格別に御座候。

況哉聖賢之言語意味深重にて彼よりして説き是よりして言ひ或は淺く或は深く一方ならざるの活理に

候へば、其意を不_レ得して疑惑を生じ候事尤も夥敷御座候。是等之處咄合候へば意量之外なる合點も參り其益尤も不_レ少奉_レ存候。是故古今朋友之交を大切に仕、君臣父子之倫に同じく仕候てあながち切礎琢磨之益薰陶觀感之徳迄に限り不_レ申、講習討論平生致知上に於て尤得_レ益之處に關係仕候。然者平日讀書に心を盡し脩行仕候へば右之會得之筋も有_レ之疑惑之筋も有_レ之、何分同學之人に咄し不_レ申ては不_レ叶之意思より寄合候ては此學事之詮議に相成候は必然之勢と奉_レ存候。尤其場にて發明たての心さし起り候事も有_レ之、是は直様克治之力を下可_レ申、如_レ此心得候筋にては無_レ御座_レ候哉。如何々々。

御誠意之人にうつり候所前日にかわり候筋之言上にて、是非此道を世にも人にもと申御志は近來甚薄被_レ爲_レ在、唯御一人と申様成る御心持にて此所大なる曲せ事かと被_レ思召當_レ候段、是又私存念とは些さし違ひ申候。私存念は内にあるものは必ず外にあらわれ候筋より申上候。譬ば唯御一人と被_レ思召_レ候御心深切に御座候へば其御一人と被_レ思召_レ候御心のなりに必ず人にうつり申候。又世にも人にもと被_レ思召_レ候御心に候へば其世にも人にもと思召候なりに必ず人にうつり申候。何にもあれ心のなりに人にはうつり申候へば其うつり候處にて我心之正不正厚薄淺深顯然と相知れ候間、此に就て省察仕が外に因て内を制するの工夫と奉_レ存候。將又此道を世にも人にもと志候は恐くは氣の上より生じ、眞實底心に思ひ入候者にては有_レ御座_レ間敷奉_レ存候。是は私身に躰し考へ候へば以前之心は世にも人にもと申様成る意思にて御座候處、今日の心は聊相替り何か己を成就せんと思ふ意思に罷成、左程世にも人にも求め

心無_レ御座_レ様に覺へ申候。今日の心が宜敷方かと存じ以前の心聊以戀しくは存不_レ申候。乍_レ然如何可有_レ御座_レ哉、思召奉_レ伺候。再應之奉復御面働_レ可_レ被_レ爲_レ在奉_レ存候へ共、存付候次第其儘にてさし置可_レ申儀にて無_レ御座_レ尙言上仕候。以上。

閏四月十五日

横井平四郎

監物様

尊下

長岡監物より

頃日御教示之末、是より申進候趣に付て猶委細之御高諭萬々忝存候。勿論一々敬服いたし候。尤新得之説を御話合不_レ申候一段、并に世にも人にもと相認候心持は全く前書筆足不_レ申候處より御疑惑にも相成たる哉と存候。右之譯は今少し申試度筋も有_レ之候得共紙上にては意を盡し兼候而已ならず、折角御教示之末彼是辨じ候様にも相聞候ては意味氣象甚以不_レ面白候間、何卒不日に拜話御教示を仰申度候。右迄不備。

閏四月十五日

長岡監物

横井平四郎様

御報

右小桶の書面二通は横井時堦所藏小桶自筆の下書に據つたもので、閏四月十一日付の書狀の一角に小桶は「嘉永二年閏四月米卿取遣書附」と自記してゐる。長岡の書面二通も同じく横井家所藏の原文によつた。右兩人の往復書を見ると其の交誼の厚きを想察し

得られる。

九本庄一郎へ(別啓)

嘉永二年八月十日

小楠在熊本
本庄在久留米

小楠江戸遊學より歸り堅苦勵心を經傳に専らにすること數年、其の所見を吐露せんとするに其の人無し。筑後久留米藩教授本庄

一郎は老儒に

して學識有り

と聞き、書し

て寄せたも

の。行間の細

字は本庄の書

込。

奉問條々

朱子曰修身大法

小學之書は必

小學書備矣。義理

しも小子の書

精微近思錄詳之

たらざるは朱

相見候通り、學者

子も論説有

朱子曰修身大法... 山崎點本、集成中の本註と云を采り今の點本を定むと聞く。参考には句讀集說近時の高愈纂註の類を并せ讀み取捨すべき事なるべし。句讀も全く捨つべき書にてあるまじく存候。

(分部の初最)簡書啓別のへ郎一庄本より楠小
(筆自の庄本は込書の間行)
(藏 靖 時 井 横)

終身の工夫小學に備り居候候相心得能存候。別て體裁妙にて、敬身篇其骨子に相成居候。許魯齋曰小學四書皆敬信如神明云々可謂之知

之。學者平生誦讀可仕事と奉存候。自然に良心を發し、肅然たる氣象を生じ、脩養之益不少様に覺申候。

此書陳選句讀世に行候へ共、大に本意を誤り候處多分相見へ、不_レ宜様に被_レ存候。山崎點本尤簡易にし

て正しく、可_レ然奉_レ存候。其他之末書曾以有益無_二御座_一様に覺、必しも參用すべからずと奉_レ存候。

近思錄山崎點本固より宜敷有_レ之候へ共、無註にして初學之爲助無_二御座_一候。却て意見を付本意を失ひ

候病可有_二御座_一候。葉采註全躰正當に相見へ、言辭も又簡易にして繁細之弊無_レ之、竊に謂朱子以來經

傳之註は様々有_レ之候へ共、恐くは此葉註に及もの有_二御座_一間敷、蔡沈書傳と并べ稱すべきかと被_レ存候。

尤一切病疵無_レ之とは難_レ申間或用捨いたすべきは勿論に候。他は語類中四先生之書之部參用し、

可_レ然奉_レ存候。

四書様々之點本有_レ之候へ共、獨り山崎點甚以正意を得、殊に或問輯略附屬いたし先十分の善本と被_レ存

候。近時一齋點行れ候。是は專文理を主とし候點にて、強て意思を付け候様に相見へ尤以不_レ宜と奉_レ存

候。四書集註之外、輯畧あり或問あり。論語或問未定之書といへ共必しも廢すべからず。又語類文集之說殊に以浩大なる有_レ之、至れり盡せり

と可_レ申候。學者此に就て力を極熟讀玩味いたし候へば先聖之深意を會し、虛靈之心を明にするに更に

他に求るに不_レ及候。唯嘆すべきは學者爲_レ己之志無_レ之より力を此に用る事あたはず、後世末書新奇可_レ

喜之處に馳せ去候。是唯其心身に益なきのみならず又甚道を害するに至り、此弊天下皆然りと可_レ申、

嘆かはしき事に候。

語類諸弟子之聞書之上初・中・晩之説混入いたし候へば、固より一々一定之説とは難し申候。乍去未定之説に聞へ候は至て稀少に相見へ、先は一々可し信事に被し存候。尤集註は朱子畢生之力を被し盡候へば往々改正に相成り、別て論語中夥敷有之候故、舊註之説語類に多分相見へ申候。其舊註之説と申候ても東西義理相替り候ものは容易に無し御座候。文義之捌、彼是より宜敷、意味も亦彼是より深位に因て改正に成り候ものにて有之候。後儒信心薄候より動れば我見を立、未定之説に押片附候は妄慮輕薄之至り、可し心得一事に奉し存候。

永樂大全行候より學者是を以朱學之要典といたし、和漢古今尊奉いたす事に相成候。竊に謂此書編集之大全固より高論の通也。屢難甚し。併し初學の入り口會讀の下見杯に正解直解標之疏註無之ては事欠け申候。陸稼書校本・汪武曹の校本本意必竟學業之爲に設候ものにて、天下萬姓に此道を明にするの本意にては聊以無之候間、大抵主と等を相加へ看るも可ならん乎。或云永樂大全洪水猛獸の害よりも甚しと云は刻論なるべき乎。して文義を解候説のみ取用ひ候。譬ば語類之説文義を解候所勿論大切に候へ共、又學者發明受用之所は往々文義を轉じ現在工夫之實を示され、或は古今時世にわたり事の得失義理の當否を説申され候處、此理の活動尤以可し味事に候。此類の所は大全一切取用ひ不し申候故、大全に就き朱子之説を見候へば徒に訓詁文義に規々たる俗儒の説に同じく相聞へ甚以本意を失ひ申候。必竟學業之俗本たる所以、此等の處に分明に相見へ候。且永樂藩王を以て天子を弑し天下を奪ひ、胡廣・揚榮・金幼孜が鞏國を賣り仇に仕へ、君臣共に人倫を滅絶候身を以て朱子綱常の正學を世話いたし候は耻心なきの甚敷、夫の武田信玄が

一生論語を手に取らざるには同日にして語るべからず、附記供ニ一笑。

朱子以來宋・元之儒者盛大之氣象は乏敷候へ共、大抵師説を守支離破裂之病無し御座候。明・清儒者に至り候ては一向に頭腦無之候より格致之訓を誤り、徒に書を讀其義を講するを以て問學と心得候。必竟格致之訓を誤り候所、猶再便委細御示可被し下候。

是大全之陋習にして俗儒無用之學に陥入申候。王陽明此の俗儒の弊を見候て朱子格致之訓如此と心得良知之説を唱へ別に寂禪異端之幟を立候より、朱・王之學と二タ通りに相成、此道之大害誠に嘆しき事に御座候。夫陽明之非は元より論するに不し及候。我朱子之學之弊凡て格致之訓を誤り候に因て和漢古今共に無用之陋儒に陥入り天地之間に有益無之候故、聊性氣材識有之ものは此俗儒を見て朱子學と心得、或は良知之説に陥入り或は功利に入り、又は學問無用なるものに存じ一切學事を廢候に成り行候は尤當今天下のあり様にて、其起り本き候所は全俗儒之陋に有之、慨嘆之至に御座候。

清儒大抵考證を以て學問といたし、一部之皇清經解汗牛充棟此道終に何事たる事を辨まへず候。然るに清儒考證近世の一弊、御説の通り也。時勢風習の然らしむる所もあるかと愚按いたし候。

是古學者是非邪正固より論するに不足候。朱學を奉するもの又此考證之弊染入いたし、異同條辨・遺喜齋大全之如き永樂以後末説之是非得失を折衷討論するを以て本意にいたし候は末弊之又末弊とも可し申か、腐壞之甚しき人をして厭に堪ざらしむ、誠に支離破裂之至極に候。獨陸稼書此の陋風を脱却いたし、其説相聞へ人物も又眞儒之風有之清代一人と被し存候。唯經を説之間胸中陽明を闢之意離不し申、故に往々穩當を失ひ候様に相見へ候。虛心見理之訓尤以大切に奉し存候。

明一代之眞儒薛文靖と奉存候。其外朝薛之李退溪有之、退溪却て又文靖之上に出候様に相見古今絶無

胡敬齋亦一醇儒なるべし。之眞儒は朱子以後此二賢に止候。故に讀書録・自省録等之書は程朱之書同様に學者可ニ心得奉存候。

皇朝之儒者惺窩特に傑出之人豪にして、文運いまだ開ざるの際程朱之學聖人之正道たる事を被見出

尊信いたされ候は非常之卓見申に不及候。一生仕をいたされざるにて其志之高大なる事相あらはれ、

中々富貴爵祿之絆す所にては無之候。乍恐 權現様聖賢之道御合點參り御尊信被遊候にては無之、

先學者は顧問に備り和漢古今種々の事御尋之節申上候御道具に被召仕候。可山にて 治國の筋は却て佛

氏御信用にて、天海・南光坊の如き内外の機密に預り所謂黒衣之宰相とも可申候。是惺窩の仕を辭し退

隱被致候所以にして、志於伊尹之所志學於顔子之所學、惺窩の心底分明に此に有之候。且渡唐の

打立杯にて其志の高大なる事相知れ、流石に眞儒の風有之古人と奉存候。

方今程朱之學行れ候は惺窩に本き山崎闇齋に成り、此二賢は後學のもの篤く尊重いたすべき事に被存

候。別て山崎四書之點を正し或問輯略を付し、朱子以後易之混雜を辨明し本義を獨行し朱易衍義を著

し、朱子之本意を明に被致しは無比類見識にて御座候。其外小學・近思錄等の如一切朱子の舊本に復

し、俗儒を辨し功利を斥此道を天下に明し被申候は闇齋の功勳莫大に奉存候。唯恨むらくは此學を世

に明にするに主となり候故自家脩養之本地恐は薄く有之、所謂專用ニ力於内とは少しく相替り、氣癖

退野先生の事皆て傳承罷在候。御集書御座候は必御惠借奉願候。退野語録と名候十四五紙の小冊は近年手に入申候。

荒々敷相見へ其門人も又此弊習有之候。拙藩先儒大塚退野名丹右衛門、初學明を學び専心氣を脩養いたし良知を見るが如に是あり候。然れ共難經に引合て不易ならず疑ひ思ひ候うち、李退溪の自省録を見候

語録に云山崎の學は致知して一事を知れば一事

を行ふ底の意あり、是ならず。又云學は初入之志の通りになるものなり。男兒豈空死なんと、其志功業に

あり故に其學如此。山崎は初程朱之書を世に廣めん事を志す、故に山崎に至りて書大に廣まる。此論至

當かと被存候。是を要するに山崎の學は押しかたに相成り弊害無之學にては無御座重々可ニ心得

所にて候。

山崎門にて傑出に見へ候人は淺見綱齋と被存候。名譽を求めず貧賤に安じ眞儒を以て自任し、其志之

高尚なるは他の儒者の及所にては無之、幾ど其師にも劣り不申様相見へ候。然るに學意終に押究め候

へば伯夷・叔齊に歸し、水戸西山公と同一腹の様に見へ申候。大塚退野云靖献遺言は淺見の骨子と、能一

靖献遺言は明ニ君臣之義、専ら名分を辨正する著述なるべし。併し綱齋の全體を盡すと云難かるべし。

言にて申盡候。山崎家講義成程精細に説き來り候ものにて、講義に因り候ては甚以感心仕其益少から

ず候。乍去近世儒者山崎を尊奉いたし候もの大抵講義に因て文義を解候を以て學問と心得、曾て力を

朱子原書に用ひ不申候間一向に力弱して知識通り不申、口まねをいたし候様の弊風甚しく大に闇齋・

綱齋の學意を取り失ひ、固陋寡聞の偏窟の儒者に落ち、をかしく被存候。

鳩巢の學は山崎の學のあらけ候弊を見候より却て俗見に落ち候様に見へ申候。儒者君を得登用に逢候

秘策の世上に出候より、鳩巢の直段些下り候様評する人あり。

は鳩巢程の仕合無御座候。然に立論献議彼に止り候は兼山等之書にて可見なり、程朱立朝の面目を失ひ申候 且學庸・

て程朱之學の意味を曉り、年二十八にして聖賢と稱明之學を修め釋朱之學に入り申候。其の曉り候處は落致之類にて有之候。退野天香の高のみならず、所養の力特別に有之、知識甚明に御座候間治國之道尤以會得いたし候。代々世襲の人にて候へ共時之否懸に達ひ終に用られ不申。乍然老年に至り候ても國を憂へ君を愛するの誠要以深切に有之、眞儒と

も可申人物にて御座候。其著述と申て格別に無御座候へ共門人其語を録し候もの有之、且應答の紙面等段々相集二三冊のもの御座候。拙子本意寫此人を慕ひ候事にて御座候。

新疏之二書一向に發揮之精神無之只々文義を解申候。此流弊必ず俗儒の陋に陥入り可心得事に被存候。

近世朱學を唱へ強有力之人は中井竹山にて有之候。餘程爲す事あるの力量相見へ申候。然るに此人道をかしこに見て我が事にいたさず候。唯天授明達之人にて朱子格物之學をいたし候間、人事之義理は明に有之候へ共尊徳性之實地は一向に忘却し、心術全功利之上に馳候間、存養省察唯其義を説候迄にて終に何事たる事を不辨候。是を要するに徂徠にして朱學を唱候ものにて、此學の大くるひは竹山にて御座候。其師五井蘭洲質疑篇を著し公然と世に行申候、誠に私見卑陋辨に足らず候。是にても竹山の學の曲ひは相見申候。徂徠は公然と功利を押し出候間其非明に相見候へども、竹山は表に飾候間其非中々竹山素より純粹の正學とは被申難かるべし。故に當時の公舉にもれ候事なるべし。見へ不申、且其人力量見識御座候て世の陋儒よりは格別にて候間、于今尊信も被致、所謂似而非なる所にて甚以正道を妨申候。如此類は明に辨ぜずんばあるべからずと奉存候。

右大抵和漢程朱を奉じ候前賢之學 拙子了簡如、此御座候。是唯前賢を評論いたす本意にて無之、其人其書嚴然と世の尊信に相成り後學の階梯にて有之候。必竟用捨いたさず候へば大なる誤にも相成候間、先其人其書の得失邪正明に辨別いたし候て誠の用捨出來可申、且朱子以來眞儒と被稱候人は僅に指を届候へば此學の正當如、此の難事に御座候。是に於て深く前賢の得失を明にし、偏倚ならざる所に参り不申候へば忽に邪徑に落入此生を誤り候間、彼是先此所辨ぜずんばあるべからず候。乍去固陋寡

聞の私見より見候間、勿論間違のみ可有御座候、是御叱正を奉願候願望に御座候。御面働ながら少も無御遠慮御書入被仰聞可被下、此外御正し申度事は後日に付置、先此段拜呈仕候。以上。

八月十日

本庄一郎様

横井平四郎

右行間の本庄の書込に就きて、小楠は三寺三作に「聊卓見無之背本意候」と評し送り、(一三六頁)又嘉永四年久留米に遊び本庄に面會してから、彼のことを長岡監物に「通例の一老儒にて何も無之人物にて御座候」と書き送つて居る。(八二五頁)左記書簡は本庄が上掲小楠の別啓書簡の末尾に記して寄せたものである。

右數件之御議論一々正當にて拙者等異見無御座候。多年積習之御工夫感服仕候。依て異見無御座候内御懇篤の御來意に任せ唯一二點稟仕致返璧候。御取捨可被成候。拙者素より不才淺學御盛意に答酬する實も無御座、慙愧之仕合奉存候。但貴論を反覆するに古人を指謫する意重く相成、自反務求、涵養溫潤之氣象、乏敷乎と乍慮外相伺申候。所謂虚心靜慮四字徒に讀書の法而已ならず、萬事に涉り大公至正の理を得る要法かと奉存候。今便甚匆忙中相認萬緒省白仕候、御照鑑可被下候。不宣。

四月十一日(嘉永三年)

横井平四郎様

本庄一郎

(横井時靖藏)

嘉永三年

一〇三寺三作へ 嘉永三年五月十三日

小楠在熊本
三寺在福井

嘉永二年秋小楠堂に入塾二旬にして、十一月十日熊本を發し翌三年正月福井に歸着せる越藩士三寺三作が同年二月小楠に仕出した書面(後出)に答へたもの。

二月十八日御仕出之貴書、四月中旬到着仕、忝々拜見仕候。先以 御兩家 上々様益御機嫌克被遊御座、恐悅之御儀に奉存候。隨て貴所様海陸御安全に被成御歸郷、重疊目出度奉祝候。昨冬は不三思寄御訪尋被成下千萬忝々、乍然萬端不行届之事共に赤面の至に奉存候。就ては縷々御厚情之御書中、誠に以て痛入奉存候。御到留中日夜之御咄合にて近年無之進益を得、不淺大慶に奉存候。御出立後萬事寂然と罷成、日に増思慕の感を生じ、社友出會の度は毎々御噂仕申候。被仰下候通各地西北貳百五拾里、思へば無限遙々の路程に御座候得共、此心の同じき處把手組膝之心地仕候。唯々其一理を會し一疑を生じ中心不可已之時に至、尤吾友を思出し申候。朱子之詩に云一別便成三數月、有疑誰講過誰箴。古今同一情更に堪感嘆不申候。

一 淺井賢丈昨年十一月二日御死去被成候由、甚以驚愕仕候。伏惟 尊藩一新興隆之御時節、一才一能

之士を被失候といへ共一之御事缺にて御座候、まして棟梁依頼之人賢如此に御座候へば 御一番の御不幸、志士仁人之痛心何事か之にしき可申哉。御弔詞可申上様無御座候。千里外奉推察候。申迄も無之候得共人事之變は何も意料外に出候へば吉凶禍福其來る處に應じ、彌益人事之實を修勵し敢少も吉福に安じ凶禍に届し不申、天之明命を警畏いたし候事は君子心を用大苦勞之處にて有之候。漢之光武之功臣吳漢敗軍之度毎に專攻戰之用意いたし、少も敗氣見え不申候。殊に以て三軍之氣を壯にいたし候と承り申候。是は這君子立心主腦之處にして、尤以浩然正大之氣を養ひ處と奉存候。如何々々。

一 洋夷來寇之沙汰紛々と有之、彼が情勢既に顯然に御座候へば干戈に及候事も遠くは有御座一問敷、被仰下候通天下之憂に任じ候人は實に寢食を安じ不申候時節に候へば、舉世總て宴安二字之深坑に落入、天下之士氣如此に衰弱に至り候は眞に痛心大息に奉存候。去冬於江戸閣老より策問有之、對策も百通餘も上り候由、弊藩にも少々傳寫流布仕一覽仕候處大抵軍器防禦之手當之末を説候のみにして、曾以て天下大勢之所係大根本を痛論仕候ものは無之、無下に不見識之至と被存候。佐藤一齋和語之説は一齋に限り不申、余程多く御座候由。就中學者之説に出候と承り、學術之不正人心之邪なるは乍し申、誠に以て沙汰の限なり。只今より既に和議之説和議之説は一齋に限り不申、余程多く御座候由。就中學者之説に出候と承り、學術之不正人心之邪なるは乍し申、誠に以て沙汰の限なり。行れ候は實に南宋衰弱之時勢に少しも替り不申候。後來之成行甚だ以て氣遣仕候。夫我 神州は 百王一代三千年來天地之間に獨立し世界萬國に比類無之事に候へば、譬人民は皆死果、土地は總て盡き果

て候ても決して醜虜と和を致し候道理無之候。天下當路之諸公は申上にも不_レ及、列藩之諸公苟も社稷人民之責被_レ爲_レ在候御方は此道理を眞實御合點被_レ遊候へば一切之利害心忽に消果可_レ申、是即孟子滕文公に告給ふ眞實之道理也。此利害心一度去り候は、必斷然たる剛明之勇氣憤發可_レ仕、於_レ是臥苦枕棺之御心に被_レ爲_レ成一切宴安因修之舊弊を改め身を以て天下之憂に先立せられ候へば、號令を出すに不_レ及天下列藩之士氣憤興可_レ致は必然之勢也。況又大號令を出し大賞罰を被_レ行候へば、神州固有之正氣一旦に舊復し、六大洲中をふみ付候意氣に罷成候事は何之疑か可_レ有_レ御座。於_レ是軍艦火器凡百之攻戰之術必其宜敷を究本末並舉り、武備嚴重に相成候へば威光八荒に輝き醜虜膽落魂褫れ窺視之心自絶て天下益々泰平に相成可_レ申候。是朱子上_レ孝宗_二之書深意肝要之大義理にして、眞に是_二二つなき道と被_レ存候。如何々々。

一 春秋胡傳御讀被_レ成候由、被_レ仰下_一候趣逐一御同意に奉_レ存候。天下にて誰某と名を得候程の學者胡傳を讀_レ不_レ申候は有_レ御座。間敷、然るに今日の世に處しては何の憂も無_レ御座、安然と罷在候は未曾讀ざる者にて御座候。是此學之事は一切世の學者とは咄も出來不_レ申所以にして、滔々たる者皆然り。嘆息々々。

一 本庄取遣之書並書懷之卑稿御社中に御示被_レ成候旨甚以汗背仕候。別て書懷は舊作にて道理不行届之處多、改作仕心組に有_レ之候。本庄取遣之書は去月返紙參り、少々評語之様なる事を書入遣し申候。聊草見無_レ之背_二本意_一申候。

一 拙子事御存知通弊藩にて可_レ然講學之師友無_レ御座、誠に獨學孤陋に候へば眞實當惑仕候。因て何方にても可_レ然人とは書中にても取遣いたし講習仕度念願に有_レ之候間、於_レ尊藩_二御社中之諸君子吉田氏を初貴所様思召次第以來御書通仕度奉_レ存候。左候へば御互に彌以て進益を得可_レ申候間宜敷被_レ仰談_二可_レ被_レ下_一、奉_レ願候。

一 近來中庸を讀申候。此節は少は發明仕候様に覺申候。中々聖經は一と通りならざる道理に御座候へば幾遍も打重ね、熟讀玩味不_レ仕候へば意味之眞髓會得し難_レ奉_レ存候。未發既發之處は如何に御勸考被_レ成候哉、中和集説は御熟讀被_レ成候哉、朱子新舊之説嚴斗相替り、集説も又全く精選とは見え不_レ申候。よ程混雜仕候。何分思召拜聽仕度奉_レ存候。

一 金ヶ崎之石御心配被_レ成下_一候段不_レ淺厚仕合に奉_レ存候。玩好奇癖おかしく御座候得共勤王諸公忠死のいさましき處平生感慕仕候間、此一玩石も又實に忘れがたみにして、朝夕もてあそべば自然に卑劣之心さりて義理之滿心新なるべし。吳々御配意奉_レ頼候。

一 御土産之奉書紙並雲丹被_レ贈下_一御厚情之至不_レ淺忝々奉_レ存候。乍_レ然餘り過分の御惠投忝内深痛入奉_レ存候。到着開封即時老母家内執も打寄、例之黒色酒にて拜味仕候。老母始何れも御禮申上候様申付申候。老母も當春以來は大分元氣宜敷、近邊縁家迄あり折出浮申位に罷成、悅申事に御座候。千緒萬端拜話様々と御座候得共任_二愚筆_一不_レ申、何も後日に付與仕、先奉復迄大略如_レ此に御座候。頓首拜。

五月十三日認

横井平四郎

一三八

時存(花押)

三寺三作様

向々當春は此許麥作能出來、一國糧物取續き、去秋以來の荒作打替り大慶此事に奉_レ存候。尊藩も定て御同様と奉_レ存候。自然當春不作に御座候へば大凶荒に相成可_レ申、誠に危き事に御座候。

一 御返書早々さし出可_レ申筈に御座候處、無_レ餘儀數日廻郷仕、歸り候上塾中大病人出來日夜心遣仕候。其故及_ニ延引、恐入奉_レ存候。

一 前條申落候。京師には暫く御到留被_レ成候由、定て所々御咄合御座候と奉_レ存候。梅田(源次郎)は如何御せり付けに相成候哉。當時にて梅田程の人落入居候ては重々残念に奉_レ存候。何卒正學に立かへり修行仕候へかしと奉_レ存候。情話盡不_レ申、筆を留申候。以上。

(小楠門弟伊藤某筆寫本)

三寺三作より

一筆啓上仕候。春暖之節に御座候處、先以 御兩家 上々様益御機嫌克被_レ遊御座、恐悅御儀奉_レ存候。隨て其御地御全家様愈御健勝御揃可_レ被_レ成、目出度奉_ニ敬壽_一候。次に小子儀昨年十一月十日 尊藩出立後、鶴崎より同十七日に出帆仕、同廿日播州赤穂領坂越え着岸、同廿四日京都幣邸迄到着、當年正月五日無事歸國仕候間乍_レ憚御休意被_ニ成下_一候様奉_レ冀候。扱御塾中に寄宿仕候節は御懇誠被_ニ成下_一、其上毎度御馳走に相成、御社中様方々御親切に御教諭被_ニ成

下_一海岳忝仕合に奉_ニ拜謝_一候。京都並攝都其餘山陽道筋・九州筋(門司カ)文字邊一偏之儒家は澤山有_レ之候へ共、道義の話に至りては話も合ひ不_レ申。 尊藩え罷出、於_ニ御塾中_一は、初ての拜顔より年來の御入魂同様に御話も合ひ、於_ニ小子_一不_レ淺本懐之至に奉_レ存候。即貴公様昨年久留米の儒官本庄一郎方え御掛合ひの御書取り並に御書懐之尊作、小子社中え拜見爲_レ致申候處、御卓見之程乍_レ憚何れも奉_ニ感入_一候。誠に天下之風俗日に増し澆季に相向ひ、其上洋夷之變紛々たる事に御座候得ば、忠信義士は寢食を廢する時節に御座候へ共、學世王公士大夫徒に驕情を甘んじ名利に相走り候は天下一統之弊風に奉_レ存候。然る處於_ニ九州_一貴公様方に御出遇申候は、沙中に金を得候心地と奉_レ存候。乍_レ憚幾久敷斯道之應援とも罷成り、一旦緩急之節も責て日本の義氣を振立候位の事は仕度儀に奉_レ存候。乍_レ去蚊蚋負山、且又時之否泰も有_レ之事に御座候へば、畢竟は徒に悲歌慷慨之士に歸し候のみに御座候。扱又弊藩執法淺井八百里儀兼々病氣に御座候處養生不_ニ相叶_一、昨年十一月二日病死仕候。小子儀は昨年十一月廿四日に京都迄歸着仕候故、貴公様方御學風之處八百里に爲_レ聽不_レ申儀は千載之遺憾と奉_レ存候。萬事不_レ費_ニ多言_一、右八百里病死之一事にて御推判可_レ被_ニ成下_一候。天色濛昧只々血涙而已に罷在候。千里外御推恕奉_ニ希上_一候。扱又御承知之通り小子儀和漢歴史等之事甚不穿鑿に御座候に付、歸着後は春秋胡傳を讀申候。貴_レ王賤_レ霸内_ニ中國_一外_ニ夷狄_一聖人之大經大法當今天下之時體に推當て相考え申候へば長大息而已に御座候。千里外御推判可_レ被_ニ成下_一候。其餘種々申上度儀御座候へ共忝筆不_レ盡_レ意、尙奉_レ期_ニ後喜之時_一早々如此に御座候。恐懼謹言。

二月十八日

三寺三作

茂 懋

横井平四郎様

人々御中

横井小楠遺稿

一三九

追啓。春寒未退兼候間御自愛專一に奉_レ存候。御塾中にて義理之御話し承り候儀但今之様に奉_レ存候。今も席上に
て猶尊顔を拜し候心地仕候。尊藩より大坂迄は大法貳百里斗りは可_レ有_レ之と奉_レ存候。大坂より弊藩迄は五拾
八里の山海を隔、遙々の道義話し珍敷儀と存候。乍_レ去古今和漢之差別無く、道義斗りは合符之事に御座候へば、
貳百五拾里位之地は若_レ比隣と奉_レ存候。扱御約束仕候金ヶ崎之石、早速同志之方え相頼取寄せ申候處、頑然たる
一片石にて目方も少し重く御座候に付、竹木之内にて差上申度心配仕候處、元來戰死被_レ致候地は日本外史なぞ
には金ヶ崎と有_レ之候へ共、實は金ヶ崎より少々相離れ、甲樂城浦と申海岸は戰死之處に御座候由、即前文中上候
石は其浦より取寄せ申候得共、今少し小さき石を差上申度奉_レ存候。又々同志之者え相頼申候、後便に差上申度
奉_レ存候。左様思召可_レ被_レ下候。

一 目錄之品、輕微之至に御座候へ共奉_レ呈上候、御笑留被_レ成下候はゞ大慶の至に奉_レ存候。且又木下・荻・笠之
諸賢えも目錄之中御届被_レ下候様奉_レ希上候。本文に相認可_レ申管に御座候處、道義話しに被_レ取紛、追書之中加書
失敬之段御海容奉_レ希上候。以上。
(小楠門弟伊藤某寫本)

一一 德富熊太郎へ

嘉永三年六月九日

小楠在相撲町
德富在葦北

熊太郎名は一義、萬熊の第一弟、小楠門下。頗る器用の質で小楠に愛せられ、小楠の嘉永四年の上國漫遊には隨從して其秘書であつ
た。左記本文は德富、行間書入は小楠の書簡。

書入御免可_レ被_レ下候。御全家御安康珍重之至に御座候。然ば德永御老人御遠去に相成、

誠に以殘念千萬難_レ申盡_レ御座候。就ては御間に被_レ相兼_レ別て御殘心察入申候。和左衛門
憲と壹人差立候に付奉_レ申上候。向署之砌被_レ爲_レ成_レ御揃_レ益御機嫌能可_レ被_レ遊_レ御座候と奉_レ賀上候。次に此元何れも相變不_レ申
乍_レ恐御休慮被_レ仰付_レ可_レ被_レ下候。先達て飛脚來着之砌は老人も療養相叶不_レ申、先月二日病死仕候。私共儀は間に合兼、別て殘念之
義に奉_レ存上候。忌明後も病人等御座候て押移出府も出來兼申候。併萬熊近日より出府之心粗に居申候間程に寄候得ば私も一同と
思立居申候。
令兄御出府重々相待居申候。何卒御一同に御出方有_レ御座_レ度祈申候。

一 當春前崎源四郎より御天守之方え步入に仕置候鑄立筒拜領奉_レ願、上納壹貫百三拾目之内三ヶ一先月節前迄に上納仕候管に
て其趣 左平太様へ申上置候末、老人不幸等に取紛居候處右之上納は伊藤手元え預り置く由にて私より才足_レ仕_レ候儀も届兼延引
御申越之趣夫々致_レ承知、態と遠方御人遣に相成心痛之至に御座候。夫々取斗上納いた
に相成り奉_レ恐入候。右に付莊左衛門より紙面遣し申候間、先づ四百め程をさし立上納仕申候。則別紙不_レ念書相添差上申候間乍_レ憚
し可_レ申候。

尙宜敷御取斗被_レ仰付_レ可_レ被_レ下候。當時は 左平太様にも御出在と奉_レ存上候間不_レ願_レ御手数敷_レ此段奉_レ申上候。
一 火打筒も近々出來仕候由、臺木一丁分は先達て引入申候。御座候間恒助え委敷届方申候間定て相達居申候と奉_レ存上候。筒
日には參候へかしと存居申候。
代之儀並筒百四拾目にて金具代拾五匁引百廿五匁火打金具代米壹俵分錢にして先づ七拾目都合百九拾五匁差上申候。當地も大分
是又受取申候。いまた身筒も金具も出來不_レ申、何に不_レ遠出來いたし可_レ申候。六匁數相
志氣ふり立恒助打廻り誘申候間六匁之筒數も相増可_レ申と大慶に奉_レ存上候。
一 薩州内亂先日萬熊より申上候より外寸斗分り兼申候間後八日私共兩人出水迄罷越候密に御座候。左候はゞ少しは緒も知れ
頃日令兄よりの書附にて大略之情實は相知申候。何卒い才始末承り申度、吳々御聞繕
可_レ申哉と奉_レ存上候。

ひ有_レ之度存申候。
一 天草の方 御國御預り被_レ仰付_レ候由、定て御手當筋格別之儀と奉_レ存上候。左候へば當境坏一段之儀に御座候へば聊之軍備に
ても相調申度奉_レ存上候。江戶表之事情歸在後各別相分り不_レ申、何程之御様子に御座候哉と奉_レ想像候。先は此段迄奉_レ申上候、
由に承申候。いまた御手當等之儀御手を被_レ附候段は承知いたし不_レ申候。どふか軍學師
横田清馬見分に參り候筈と承り申候。江戶事情は不_レ相替_レ軍備に御手を被_レ爲_レ盡、此方
書外不_レ日出府可_レ奉_レ得_レ拜願と申上縮候。以上。

様杯も御備も立候由に御座候。い才不遠御出府之上草々可申述、大に取紛此段迄拜呈いたし候。已上。

九

六月六日燈下

横井平四郎
徳富熊太郎

徳富熊太郎様

平四郎様

尙々萬熊より別紙差上不申、乍憚宜敷申上候様に申付候。又拜。

(徳富蘇峰藏)

右熊太郎文中「飛脚來着の砌は老人も療養相叶不申」及び小楠の書入文中「徳永御老人御遠去」とあるは徳永和左衛門の父昌長のことで、熊太郎及び其の同胞一萬熊、江口純三郎、徳永郡太一の母は和左衛門の姉である。昌長の死は嘉永三年五月二日(六十八歳)だから此の手紙は同年のものたる事がわかる。

一一 藤田東湖へ

嘉永三年六月十九日

小楠在熊本
東湖在水戸

一書謹て奉呈仕候。時下増御安祥に被成御座、珍重之御儀に奉存候。先以昔年は於江戸節々罷上り御懇誠被成下、不淺忝々仕合に奉存候。以來は書状も呈上不仕、法外之御無音に罷過、思召之程恐懼之至に奉存上候。何卒御海容可被下候。然ば近年來 尊藩御維新之御政事赫々と天下に響聞仕、遠境邊地に至り候迄御風化奉仰、有志之士乍恐深奉頼上罷在候處、萬事變亂に罷成、天地昏昧日月否

蝕眞に血涙にむせび堪慨嘆不申候。將又 諸君子慘怛之御事共追々傳承仕、天下志士之腸爲之寸斷仕候。抑黨禍之慘怛曾於史傳見候へ共、現在如之此事目擊仕候とは存不申、誠に以人間之變亂難斗、眞に呼天悲憤仕候。然處天定運開再御出世被成、殊に 諸君子一人之御別狀無御座御歸郷被成候義は天佑忠賢之道理とは乍申、又 諸君子御平生集義徹底之御學力於是相顯、金石之御節操天地之間に暴白仕、眞以古人を今日に見申て深堪仰望不申候。以前之御舊交も有之、早速寸楮さし出仰望之心底表白仕度奉存候得共、是迄は他所人御往復不爲叶哉に傳承仕、さし扣罷在候内、久留米藩村上守太郎より拙藩同志之者迄申遣、最早他所御往復も御平常通りに相成候段承候間不取肯書狀奉呈仕候。申迄も無御座候へ共 尊體御愛護被成、向上一分御開運之日再天下士氣之傾廢を御救被成度奉祈候。將又如拙子輩小人も以來は御心頭に被爲懸度、千里外奉頼上候。朋黨之禍和漢古今何之世も不替此憂有之、小人善類を陥入候一術必過激名を好と稱し必ず異を立黨を結と稱し、其類を求て盡に去り盡に至りて國天下必破亡に相成候は史傳之上如之此歴々明白に有之、且又歐陽永叔・朱子を初大賢名公確然不易之論御座候て、其事實に因り其義理に就て見候へば毛頭疑惑可仕筋無御座候へ共、兎角朋黨之二字天下古今之大患にて、陽消し陰長し天地否塞に罷成候事必此二字に本き、痛憤之至に奉存候。況哉三百年之泰平天下之四民總て宴安之深坑に陷溺仕、綱常を修勵し士氣を振起し奢侈を去りて質素之政行れ候筋尤四民之俗情に違拂仕候故、君子は常に助け寡く小